

ビジネスと人権に関する国別行動計画

ビジネスと人権の枠組みに向けた国家コミットメントの
策定・実施・評価のためのツールキット

(仮訳：アジア経済研究所)

付録



THE DANISH
INSTITUTE FOR
HUMAN RIGHTS



ビジネスと人権に関する 国別行動計画

ビジネスと人権の枠組みに向けた国家コミットメントの
策定、実施、評価のためのツールキット
(アジア経済研究所：仮訳)

付録

2014年6月

デンマーク人権研究所 (DIHR)
企業の説明責任に関する国際円卓会議 (ICAR)

THE DANISH
INSTITUTE FOR
HUMAN RIGHTS



デンマーク人権研究所 (DIHR) とは、デンマークの国立人権機関である。当機関の使命は、デンマークと海外における人権と平等な待遇を促進・保護することだ。人権とビジネス部門は人権尊重における民間企業の役割に特化した DIHR の専門部門である。

企業の説明責任に関する国際円卓会議 (ICAR) とは、人権、環境、労働、開発に関する連合組織で法的枠組みの創出、促進、保護を行い、企業のグローバルな事業における人権尊重を確実にするための法的枠組みの保護を行っている。

レポート執筆者

Claire Methven O' Brien
DIHR、専門アドバイザー
cob@humanrights.dk

Amol Mehra
ICAR、理事
amol@accountabilityroundtable.org

Cathrine Bloch Poulsen-Hansen
DIHR、アドバイザー
cph@humanrights.dk

Sara Blackwell
ICAR、法律・政策担当
sara@accountabilityroundtable.org

研究アシスタント

Mahmood Bakkash (ICAR、法律・政策インターン)
Emily Crawford (DIHR、インターン)
Nicole Santiago (ICAR、法律・政策インターン)
Nicole Vander Meulen (ICAR、法律・政策インターン)

付録 1：ビジネスと人権の枠組み

報告書全般にわたり強調されているように、NAP は、国家が国際及び地域の枠組みやコミットメントを実行する上で取り組みを統一化し、優先事項を決定するにあたり、有用な機会を提供するものである。これを背景に、本付録では、ビジネス関連の人権侵害を防止するという国家義務の実施を促進する UNGPs、他の法律文書や指針、マルチステークホルダー・イニシアティブを含めたビジネス及び人権の枠組みの概要を述べる。ビジネスと人権に関する NAP は、国家のコミットメント並びにこれらの指針やイニシアティブの実施を、強調及び詳述するプラットフォームとして使用できる。

以下のビジネスと人権の枠組みは、包括的な内容ではないが、ビジネスと人権に関する NAP に対して、高い関連性と適用可能性を持つ主要な枠組みである。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)」

UNGPs は、これらの基準と慣行を単一の文書に統合することで、現行の人権基準と慣行の明確化を意図するものである¹²¹。UNGPs は規模、セクター、地理的位置、所有権、構造、多国籍企業または国内企業に関わらず、あらゆる国家や企業を対象とする¹²²。UNGPs は、人権保護における、国家の役割並びにビジネスアクター間の人権尊重を推進する国家の役割に重点をおながら、ビジネスと人権に関する NAP の策定における基礎を形成する¹²³。さらに、現時点の実施状況をモニタリングする NBA 策定における基盤の役割も果たす。

UNGPs は、2011 年の国際連合人権理事会にて、全会一致で承認された¹²⁴。枠組み及び UNGPs はともに、相互補完しあう 3 つの柱に基づく¹²⁵。

- **第 1 の柱：人権を保護する国家の義務**

国家は、企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。そのために、実効的な政策、立法、規制及び裁定を通じてそのような侵害を防止し、捜査し、処罰し、そして補償するために適切な措置をとる必要がある。

- **第 2 の柱：人権を尊重する企業の責任**

企業は、人権を尊重すべきである。これは、企業が他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響に対処すべきことを意味する。

- **第 3 の柱：救済へのアクセス**

国家と企業は、司法、行政、立法またはその他のしかるべき手段を通じて、影響を受ける人々が実効的な救済にアクセスできるように、適切な措置を取らなければならない。

その他の法律文書や指針

その他の数多くの国際法律文書が、ビジネス面の人権への影響に焦点を当て、ビジネスと人権に関する NAP 構築にあたり基盤となる枠組みを提供してきた。特に、NAP はこれらのイニシアティブ及び人権の保護と尊重を、強調し、詳述するプラットフォームとして用いられるべきだ。以下の要約では、重要なイニシアティブを簡潔に紹介する。前述したように、これはビジネスと人権に関連する、全ての法律文書や指針の一覧ではない。

子どもの権利とビジネス原則

子どもの権利とビジネス原則は、UNICEF、国連グローバル・コンパクト及びセーブ・ザ・チルドレンによって策定された。企業が、職場、市場、また地域社会において、子どもの権利を尊重及び推進するための、初の行動指針を示す包括的な原則である。ビジネスと子どもに関する既存の基準、イニシアティブ及び最良の慣行に準拠する原則は、ビジネスのステークホルダーとして疎外されやすい、子どもに関連するビジネスへの期待と、子どもへの機会を詳述することを目的としている¹²⁶。

国連子どもの権利委員会・一般的意見 16 号

2013 年 3 月 15 日、国連子どもの権利委員会は、ビジネスセクターが及ぼす子どもの権利への影響に関する、国家の義務に関する一般的意見 16 号を採択した¹²⁷。UNGPs の「保護、尊重、救済」枠組みを正確に反映した一般的意見 16 号が目指すのは、「(1)企業の活動および操業が子どもの権利に悪影響を与えないことを確保すること、(2)企業が子どもの権利を尊重できるようにする（自社の操業、製品またはサービスと関連している事業関係全体および自社の世界的操業全体において子どもの権利を尊重することも含む）ための有効かつ支援的な環境づくりを進めること、(3)民間当事者としてまたは国の代理機関として行為する企業によって権利を侵害された子どもが効果的な救済措置にアクセスできることを確保すること等、要求される行動に関するガイダンスを政府に提供する」ことである¹²⁸。

IFC パフォーマンス基準

世界銀行グループの民間セクター部門である国際金融公社（IFC）は、貧困削減と発展の促進に取り組む営利及び商業的プロジェクトに投資することで、途上国の経済発展を目的とする国際金融機関（IFI）である¹²⁹。環境と社会の持続可能性に関する IFC パフォーマンス基準は、プロジェクトの遂行にあたって、IFC のクライアントであり支援を受ける民間事業者に適用される基準である¹³⁰。これまで民間及び公共セクターにおいて、IFC パフォーマンス基準は効果的に導入されてきた。現時点では、OECD 加盟国の約 32 の輸出信用機関がパフォーマンス

ス基準を参照し、民間セクタープロジェクトの評価基準にもなっており¹³¹、約70の銀行と金融機関がパフォーマンス基準を基にした¹³³、エクエーター原則（赤道原則）を採用している¹³²。

ILO 中核的労働基準

ILOの運営組織は、職場における基本的な原則及び権利と考えられる、4つの分野に及ぶ一連の核となるILO条約を策定している。4つの分野は、(1)結社の自由と効果的な団体交渉権、(2)あらゆる形態の強制労働の禁止、(3)児童労働の実効的な廃止、(4)雇用と職業における差別の排除、である¹³⁴。1995年ILOは、全世界で条約の批准を実現するためのキャンペーンに着手し、現在までに見込み批准数の86%を占める、1,200を超える数の批准を達成している¹³⁵。

多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言

ILO三者宣言は、1977年に国際労働機関（ILO）にて採択され、多国籍企業（MNE）、政府並びに雇用主や労働者組織の三者に適用される任意の国際指針である¹³⁶。ILO三者宣言は雇用、訓練、生活条件、労使関係に関する指針であり、労働と社会政策に関するガイダンスの役割を果たす¹³⁷。宣言は特に、拠点国（本国）の外で事業展開をする企業に重点を置く¹³⁸。宣言は、強制力のない基準を持つ国外の地域での企業活動においても、本国の国内法の適用を推奨することから評価されてきた。

紛争地帯で活動する民間軍事会社の行動や法的義務に関して定めたモントルー文書

モントルー文書は、スイスと赤十字国際委員会の共同イニシアティブによる成果文書で¹³⁹、市民社会及び民間軍事会社（以下、「PMSC」）の代表者とのコンサルテーションを経て策定された¹⁴⁰。文書は法的拘束力を持たず¹⁴¹、政府間の表明で、PMSCに関連のある国際法定義務を明示し、契約者である民間会社が、法律不在の環境で不法な活動をするという誤解を実証する¹⁴²。さらに、委託先の民間軍事会社に対し、国際的人道主義及び人権法を支持させる、という国家の義務を再確認し、PMSCとの取引において国家へ約70の提言事項を明記する¹⁴³。

OECD 紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスは、紛争地域や高リスク地域から鉱物や金属を調達する企業を対象とした、デュー・ディリジェンスと提言事項報告を提供する、政府支援のもとマルチステークホルダーが共同で関与した初の事例である¹⁴⁴。OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスの目的は、「企業による人権尊重の推進並びに鉱物の採掘による紛争へ

の加担を回避」し、「透明性の高い鉱物サプライチェーンを構築」することである¹⁴⁵。OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスは、天然資源採掘に関連した武力紛争による悲惨な影響に苛まれてきた地域であるアフリカ大湖地域諸国の政府間組織である¹⁴⁷、アフリカ大湖地域国際会議（ICGLR）参加の 11 カ国の承認を受けている¹⁴⁶。2012 年 8 月 22 日、米国証券取引委員会は、ドッド・フランク法の第 1502 条の実施に係る、最終規則に基づく紛争鉱物の報告を義務付けられ、企業のデュー・ディリジェンス実施にあたり、国際的な枠組みとして OECD 多国籍企業行動指針を承認した¹⁴⁸。

OECD 多国籍企業行動指針

国際的に認知され、各国の法律に適用可能である OECD 多国籍企業行動指針（OECD ガイドライン）は、企業が責任ある行動を取るよう勧告する指針であり、法的拘束力はないが、一連の原則と指針を定めるものである¹⁴⁹。OECD ガイドラインは企業に対し、特に、「経済、環境及び社会的な開発への貢献」¹⁵⁰、「国際的に認知された企業による影響を受ける人々の人権の尊重」¹⁵¹、並びに「良いコーポレート・ガバナンスの維持」を推奨する企業方針や、手順に係る提言事項を提供する¹⁵²。OECD ガイドラインに盛り込まれている提言事項は雇用、人権、環境、情報開示、贈賄防止、消費者利益、科学・技術、競争及び課税に関するビジネス倫理を網羅する¹⁵³。

コーポレート・セクター並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国家当事者の義務についての、経済的、社会的、及び文化的権利に関する委員会の声明

2011 年 5 月 20 日、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）」の実施を監視する 18 人の専門家で構成される機関である、「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」は、「コーポレート・セクター、社会並びに経済及び文化的権利に関する国家当事者の義務についての声明」を発表した¹⁵⁴。ここでは、国家は自国の管轄内及び企業活動におけるあらゆる人々の経済的、社会的、文化的権利を尊重、保護及び実施する主たる義務があることが宣言された。

先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）及び ILO 第 169 条約

先住民族の個々及び共同の権利を認知する国際決議である UNDRIP は、2007 年に国際連合総会にて採択された。企業活動に関する規定の中でも、特に UNDRIP 第 10 条は、いかなる状況においても、先住民族をその土地や領域から強制退去させないこと、並びに移転や移住を伴う際には、先住民族の自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）を得ることを義務付けている¹⁵⁵。UNDRIP で規定されている原則の多くを重複及び補強する ILO 第 169 条約は、法的拘束力を持った国際法規であり、これまで 20 カ国の批准を受けている。また同時に、先住民や部族の人々の権利について明示し、該当の先住民や部族へ影響を及ぼす問

題についてコンサルテーションを実施し、また策定過程における優先事項の決定の際は、先住民や部族の人々の権利の保護の推進を要求するものである¹⁵⁶。

国連グローバル・コンパクト

2000年7月に提唱された自主的なイニシアティブである国連グローバル・コンパクト¹⁵⁷は、「企業が、持続可能な責任ある企業方針及び慣行を策定、実施、開示するためのプラットフォーム」である¹⁵⁸。国連グローバル・コンパクトは、人権、労働、環境及び腐敗防止の分野を網羅し、企業に対してコンパクトへの参加と10原則の遵守を要請するものである¹⁵⁹。原則は世界人権宣言、労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言、環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言並びに国際連合腐敗防止条約等、その他の広く認識されている国際法規に由来する¹⁶⁰。現在、コンパクトは145カ国の7,000相当の企業を含む10,000組以上が参加している¹⁶¹。国連グローバル・コンパクトの2つの人権に関する原則は、UNGPに規定されている定義に準じて解釈されるべきであることを明示している¹⁶²。

国連責任投資原則（PRI）

国連責任投資原則（PRI）は、環境、社会及びガバナンス問題が投資家にとって財務的に有意義かつ重要であることを示す一連のガイドラインである¹⁶³。2006年にPRIが採択されて以降、機関投資家を含む約1,200人の投資家が署名するまでに発展し、管理下にある資産総額は全世界の投資可能資産の15パーセント相当である34兆ドルを超えている¹⁶⁴。

マルチステークホルダー・イニシアティブ

数々のマルチステークホルダー・イニシアティブにおいて、企業による人権への影響に焦点が当てられ、ビジネスと人権に関するNAPの基礎となる枠組みが提供されてきた。

グローバル・ネットワーク・イニシアティブ（GNI）

グローバル・ネットワーク・イニシアティブ（GNI）は、情報及び通信技術（ICT）セクターに焦点を当てたマルチステークホルダー・イニシアティブである¹⁶⁵。GNIへの参加は任意だが、参加する企業は、表現の自由とプライバシーに係る利用者の権利の尊重、保護及び推進するための手順に関するガイダンスを示すGNI表現の自由とプライバシー原則の実施を求められる¹⁶⁶。さらにGNIはGNI原則の実施にあたり、協働を推進し企業を支援するための実施ガイドライン¹⁶⁷とガバナンス、説明責任及び学習のフレームワーク¹⁶⁸を規定する。

ISO26000 規格

社会責任に関するISO26000規格は、社会的に責任ある企業慣行を通じて、持続的な発展へ

の貢献を支援するため、最良の慣行の基準を採用している¹⁶⁹。ISO26000は責任の認識、責任原則の採用及びステークホルダーの関与に係る、手順に関する実務的なガイダンスを提供する¹⁷⁰。人権に特化したISO26000は、企業によるデュー・ディリジェンスの実施、リスクの監視と緩和、複雑性の回避並びに苦情解決の支援において指針の役割を果たす¹⁷¹。

民間軍事会社のための国際行動規範（ICoC）

民間軍事会社のための国際行動規範（ICoC）は、スイス政府が主導するマルチステークホルダー・イニシアティブである。ICoCの目的は、複雑な環境下で従事する民間軍事会社を対象とした国際指針を明確にし、こうした企業の監視と説明責任を改善することである。規範は国際的な人道主義と人権法に準拠しており、包括的かつ透明性を持つマルチステークホルダープロセスを通じて策定された。2010年11月9日、ジュネーブでの調印式にて、ICoCに、15カ国からの58の民間軍事会社が調印した。2013年2月1日時点で、調印した企業数は70カ国の708企業にまで上る。スイス政府がイニシアティブの主導者であり、ICoCの発展を推進する目的で「軍の民主的統制（DCAF）ジュネーブ・センター防衛プログラムの民営化」がスイス政府の指令の下、運営されている¹⁷²。

安全と人権に関する自主原則（VP）

安全と人権に関する自主原則（VP）は拘束力の無い原則で、石油、ガス及び鉱業関連企業が業務の安全性、人権の確保、人道主義法の遵守についてのガイダンスを提起する¹⁷³。VPは2000年に、政府、採掘やエネルギー分野の企業並びにNGOから構成される三者間のマルチステークホルダー・イニシアティブによって策定された¹⁷⁴。VPは官民関わらず、軍事組織との取引の際に適用される¹⁷⁵。

付録 2 : 最近の NAP 動向

既存の NAP

デンマーク

デンマーク政府は、2012年に、CSR NAPの「デンマークの責任ある成長」に組み込まれた UNGPs の実施に着手していた¹⁷⁶。しかし、デンマーク政府は、デンマーク CSR 評議会の提言に従い、UNGP の実施に係る別個の NAP 策定を決めた¹⁷⁷。この NAP は、デンマーク CSR 評議会との簡潔なコンサルテーションプロセスを経て2014年3月に発表された¹⁷⁸。デンマークの労働組合、地方自治体、NGO、企業及び金融組織の代表組織であるデンマーク CSR 評議会は、UNGP の3本の柱全てに関する提言を行った¹⁷⁹。NAP の主な目的は、UNGP の実施にあたり、デンマーク政府が既に採用している既存の措置や対策を概略化することである¹⁸⁰。これに加え NAP は、UNGP の概要、デンマーク CSR 評議会の提言並びに UNGP の実施にあたり、デンマーク政府が計画するイニシアティブの概要を提供する¹⁸¹。

オランダ

オランダ議会は、欧州委員会から、ビジネスと人権に関する NAP 策定の要請を受け、政府に対しプロセスの開始を要求した¹⁸²。その後2012年半ばに、省庁間のワーキンググループが設置され、外務省によって主導されるようになった¹⁸³。他の関与した政府機関は、経済省、財務省、安全省、法務省及び社会雇用省であった¹⁸⁴。当時のオランダの政策と UNGP を調和させる方法を探るための内部マッピングに加え、ワーキンググループはビジネス・コミュニティの代表者、市民社会組織、実施機関並びにその他の専門家の識見や見解を求めた¹⁸⁵。

このプロセスを促進するため、ワーキンググループは外部の専門家を雇用し、55組のステークホルダー代表者を対象とする27のインタビューを実施した¹⁸⁶。このインタビューに続き、外務省が主催する3回のコンサルテーションが実施された¹⁸⁷。各グループによる意見や見解を収集するためビジネスの代表者、市民社会組織及び実施機関に対しそれぞれコンサルテーションの機会を設けた¹⁸⁸。こうしたプロセスを経て、2013年12月、オランダ国別行動計画が発表された¹⁸⁹。この計画では、現行の政策やワーキンググループのコンサルテーションの結果及びオランダ政府が UNGP の実施にあたり採用する追加的なステップが詳述されている¹⁹⁰。具体的には、(1)政府の積極的な役割、(2)方針や政策の一貫性、(3)デュー・ディリジェンスの明確化、(4)透明性と報告、(5)救済措置の範囲、というコンサルテーションプロセ

スで明らかになった5つの主要ポイントに焦点が当てられている¹⁹¹。さらにオランダ NAP は、リスクベースのアプローチも採用する。これは政策改革が必要な高リスクセクターの特定と優先順位の決定を目的とするプロジェクトを支援するものでもある¹⁹²。

イギリス

イギリス政府は、2013年9月4日に、ビジネスと人権に関する NAP を発表した¹⁹³。NAP の策定中、様々な省庁から成る運営グループは、ステークホルダーによる意見や識見を発言できる場としてワークショップを開催した¹⁹⁴。UNGP 実施という点で明示的な枠組みを持つ NAP を導入した世界で初の政府となった¹⁹⁵。計画には、イギリスが採択するビジネスと人権に係る行動並びにその後2年間の措置計画が明記された¹⁹⁶。この計画はイギリスの全ての政府省庁に適用され、イギリス国内に拠点を置く全ての企業を対象とするものである¹⁹⁷。

イギリスの NAP に盛り込まれている具体的な措置の中で、ミャンマーに投資する企業を対象とする責任あるビジネス投資ガイドラインについて改めて言及し、全ての民間軍事サービスに対して人権の尊重を義務付け、新規の二国間投資条約には人権の尊重という企業の責任を盛り込むことを要求している¹⁹⁸。同時にこの計画は、イギリス国内外で業務を遂行するあらゆる政府省庁が企業に対して、人権責任について適切で一貫性のある支援とアドバイスを提供するようにイギリス政府にコミットを促すものでもある¹⁹⁹。NAP はあくまで開始地点に過ぎず、さらに多くの国家が NAP を策定し、新たな概念が創造されるにつれ、NAP 及びその実施の見直しが不可欠であるとイギリスは認識している²⁰⁰。実際、2015年に改定版 NAP を策定するというコミットメントが存在する²⁰¹。

草案段階の NAP

イタリア

イタリアでは UNGP 実施にあたり、NAP 策定に関する初の省庁間会議が、2012年に外務省の招集にて開催された²⁰²。結果、Dirpolis Institute は基礎調査実施の任命を受け、2013年11月に調査が完了した²⁰³。2013年10月には、基礎調査の結果がステークホルダーに周知され、代議院にて提起された²⁰⁴。2014年3月、イタリア政府は、「ビジネスと人権に関する国連指導原則に係るイタリア活動計画の礎」と題した草案の NAP を発表した²⁰⁵。この NAP は現在見直し及び再草案段階にあり、2014年7月に最終版が発表されることになっている²⁰⁶。

フィンランド

フィンランド政府は、2012年10月22日に、NAP の草案作成に着手した²⁰⁷。その後、政府は雇用経済省が主導とする省庁間のワーキンググループを設置し、2014年3月を目標とした

NAP の草案策定及び進捗状況の報告に着手した²⁰⁸。2013 年後半、草案の発表に先駆けて、ワーキンググループがビジネスと人権に関連する、フィンランドの法と政策に関する覚書を公表した²⁰⁹。そして、この覚書に関するステークホルダーの識見や意見を募り、政府は市民社会及び企業を対象とした 2 つのコンサルテーションを開催した²¹⁰。ワーキンググループは 2014 年 4 月に NAP 草案を発表した²¹¹。

スペイン

スペインでは、2012 年 12 月に、ステークホルダーと初のコンサルテーションを開催した²¹²。コンサルテーションはスペイン外務省人権局が主導し、2 人の外部専門家が支援にあたった²¹³。コンサルテーションを経て、外部専門家が NAP 草案に向けた作業計画を策定し、多岐にわたる分野の学者による特別グループが組織された。NAP 草案において、各学者が専門分野に関係する領域のアドバイザーの役割を担った²¹⁴。ステークホルダーによる草案に関する識見や意見を募った後、2013 年 6 月に草案が発表された²¹⁵。ただし、草案への批判を受けて、2013 年 9 月に再びコンサルテーションを開催し、同年 11 月に草案第 2 版が開示された²¹⁶。政府は近い将来、NAP 正式版の完成を期待している²¹⁷。

検討中の NAP

コロンビア

コロンビアでは、Sustentia Innovación Social and DIS Foundation が、2013 年 11 月に UNGPs ガイドを発表した²¹⁸。このガイドは共同プロジェクトである、「2012～13 年度コロンビアのビジネスと人権の枠組みに関するトレーニングとコンサルテーション」を通じて発表された²¹⁹。このプロジェクトには、企業、行政、市民社会組織、学会及び国際機関等から総勢 120 の個人が参加し、カリ、ボゴタ及びメデリンで実施された²²⁰。これらの代表者は 2 つの技術ワーキンググループに分割され、各グループ内では、参加者がコロンビアの状況を顧みながら UNGPs に関するコンサルテーションや議論を行い、結論が下された²²¹。この結論は、NAP の策定にあたって有用なビジネスと人権に係る政策ガイドラインを、コロンビア政府に提供するガイドに組み込まれた²²²。

フランス

フランスでは、政府がフランスの国内人権機関 (NHRI) である La Commission Nationale Consultative des Droits de L' Homme (以下、「CNCDH」) に対し、国家規模での UNGPs の実施にあたり政府への提言事項を作成するよう命じた²²³。その結果 CNCDH は、企業、学会、市民社会及び労働組合等、多様な代表者とのコンサルテーションを実施するため、ワーキンググループを設置した²²⁴。2013 年 10 月、CNCDH はこうした提言事項を概略した諮問見

解書を発表し²²⁵、2014年初めには提言事項を基にしたNAPの草案策定に着手した²²⁶。

ガーナ

ガーナでは、国家のNHRIである、人権及び行政上の正義に関する委員会（以下、「CHRAJ」）が、シフト（Shift）と協働で国内のUNGPの実施の推進に取り組んでいる²²⁷。第1段階では、2つのグループがオランダのNGOである多国籍企業に関する研究センター（SOMO）と協力して、ステークホルダー向けにUNGPに関する3つの能力養成ワークショップの主催に取り組んでいる²²⁸。このワークショップは、2014年7月にアクラで開催予定である²²⁹。第2段階では、2015年の国内のNAP策定を実現するため、シフト（Shift）とCHRAJが、ビジネスと人権に関するマルチステークホルダーとのコンサルテーションを実施する²³⁰。

ノルウェー

ノルウェー政府は、2013年に、UNGPの実施に関連する国内の現行の措置について、マッピング調査とギャップ分析を委託した²³¹。研究はMark Taylor氏によって調査され、多様な省庁、政府機関、特定のNGOや協会を対象とするインタビュー並びに様々な「白書」、省庁のウェブサイト、法律、規則及び戦略文書の見直しが伴った²³²。研究は、プロセスにおける政府が重視すべき領域を明らかにし、今後のノルウェーのNAPの構築する上での基礎となった²³³。

スイス

スイス議会は、2012年12月に、政府によるUNGPの実施にあたり国家戦略の策定を求める動議を可決した²³⁴。これを受け、スイス政府は他国のNAPプロセスに関するマッピング調査を委託し²³⁵、スイス連邦外務省と経済官房長室が牽引する省庁間の特別委員会を設置した²³⁶。特別委員会は、スイスの現況と他のステークホルダー参加に関する内部マッピングを含むスイスNAPの策定に係るプロセスを概説する²³⁷。ステークホルダーの関与にあたっては、特別委員会はスイスの研究組織であるSwisspeaceにコンサルテーションの実施を委託した。2013年12月から2014年1月までの間、Swisspeaceは企業、市民社会及び学会の31組の代表者にインタビューを実施した²³⁸。コンサルテーションと内部分析の結果に基づいてNAPの策定が進められることになり、2014年12月には承認される見通しである²³⁹。

その他の動向

オーストラリア

オーストラリアはNAP策定のプロセスに着手していないばかりか、実施にあたってのコミットも提示していない。しかし、サプライチェーンにおける奴隷または人身売買の禁止を約束する、政府調達行動における政策改革の発表等、UNGPsのコミットメントに向けた確実なステップを進んでおり、特定の措置を講じている。こうしたイニシアティブとは別に、人権法センターのRachel Ball氏による、国内のNAP策定を求める声も上がっている²⁴⁰。

ドイツ

ドイツ政府は、国家規模でのUNGPsの実施をコミットしているものの、NAP策定を担う特定の機関、省庁または部門の選定を行っていない²⁴¹。こうした状況下で、2013年4月に国内のNGOグループが、ビジネスと人権に関するNAPに対する、市民社会の期待を明記した政策方針書を発表した²⁴²。加えて、ドイツ労働社会省がUNGPsの第2の柱の実施策に関する研究を委託、発表した²⁴³。

アイルランド

アイルランドによる2014年5月の人権委員会への提案では、アイルランドがビジネスと人権に関する指導原則を実施する上での、最善の方策を検討していることが述べられた²⁴⁴。現時点では、正式なコンサルテーションプロセスについての声明は出されていない²⁴⁵。

パレスチナ

現在に至るまで、NAP策定にあたってのパレスチナ当局による誓約コミットメントは行われてはいないものの、パレスチナのNGOであるAlHaqは、NAPに係る提言事項についての報告資料を作成した²⁴⁶。

スコットランド

スコットランドの人権に関するNAPは2014年初めに発表され、政府はUNGPsの実施にあたりNAP策定への取り組みを明言している²⁴⁷。

米国

米国政府はUNGPsの実施にあたってのNAPの策定のみならず、計画策定の意思または具体的なプロセス計画の正式な発表も行っていない。しかし、2013年4月19日、ビジネスと人権に関する米国政府のアプローチを発表した²⁴⁸。アプローチの開示後、国務長官のJohn Kerry氏は、米国政府による「事業展開するあらゆる場所における、企業による人権の尊重の奨励」が不可欠であるとの見解を述べた²⁴⁹。このアプローチの下、米国国務省及びその他の政府機関に対しては、(1)グローバルな課題の解決と人々の福祉の改善に寄与するようなビジネ

ス革新と企業活動の支援、(2)企業や政府の協働による比較優位を持つ（公共調達政策等）プロジェクトにおける、企業とのパートナーシップの構築、(3)法の支配の推進、人権の尊重並びに責任あるビジネス行動の奨励及び最良の慣行を後押しするような公平な競争の機会の促進、が求められている²⁵⁰。アプローチは、米国政府による UNGPs への取り組みについて再度言及し、UNGPs の実施に関連する数々の国内の法、規制及び政策を概説している²⁵¹。

付録3：コンサルテーションのサマリレポート

欧州市民社会とのコンサルテーション

欧州企業正義連合（ECCJ）は、2013年10月11日に、ベルギーのブリュッセルにてプロジェクトの一環として、欧州市民社会のコンサルテーションを開催した。コンサルテーションには13の市民社会及び欧州9カ国の国内人権機関（NHRI）の代表者が参加した。DIHRとICARは、識見と経験を共有いただいた全参加者に謝意を示すと同時に、こうした取り組みにあたって卓越したリーダーシップを発揮した、ECCJに対して格別の感謝を示した。

参加者の見解概要

自発的メカニズムは不十分である

現時点までのNAPの進展は法的強制力のあるメカニズムではなく、むしろ主として自発的なメカニズムや国家のガイダンスに限定されているのではないかと参加者からの指摘が上がった。政府が企業に提供するUNGPsについての集中的なガイダンスは、UNGPsの実施における不可欠要素ではある一方、企業による自発的なガイドラインや自主規制のモデルは、人権保護という国家の義務を達成する上では不十分ではないかと強調された。その代わりに、法務及び規制改革という形態による法的拘束力を持った要件の策定並びに明示を、NAPの重大な要素とすべきという声が上がった。こうした改革の例としては、特に、非財務報告の義務、デュー・ディリジェンスの不遵守に対する制裁措置及び親会社に対する法的責任が含まれる。

NAPの策定には政府全体による取り組みが必要である

参加者は、既存のNAPやNAP草案の策定は、これまで主に直接人権を取扱う国レベルの機関である省庁、局、その他の機関が関わってきたという言及があったが、様々な政府機関（ビジネス省、貿易省、法務省等）が、プロセスの初期段階並びにプロセス全般にわたって関与することが必要であると強調した。NAP策定に向けた政府全体による取り組みは、策定プロセスにおけるステークホルダー間のコミュニケーションを活発にし、NAPに包含すべき活動内容に関しての効率的にコンセンサスを得やすくなる。また、そうすることでNAP策定後には、幅広い層からの積極的な参加を促すことができるという意見もあった。さらに、政府全体でのアプローチは、貿易や投資支援から、環境保護や財政規制に関連する規制的なものに至るまで、政府が企業と関わる様々な場面において適切に対処するとの声もあった。

NAP は国内外の観点に着目したものでなければならない

国際人権法や UNGPs に基づく人権保護に関する国家の義務は、国内、また状況によっては国境を超えて発生するものである。NAP は外部だけではなく、自国の領域的管轄内における、企業活動による人権への影響にも対処すべきだとする参加者もいた。そのため各 NAP では、人身売買、労働市場における人種や性別、障害の有無による差別に起因する人権侵害に関わる企業の関与に対し、国家が対処すべきであると提起している。しかし、外国で事業展開する企業の拠点国となる欧州諸国やその他の諸国の場合、NAP の主要な要素には、こうした企業の領域外での侵害にも対処し、また国内法や政策の適用による影響への対処法を含むものでなければならない。NAP は法的拘束力のあるメカニズムの構築に取り組むべきである、という見解もあった。そのメカニズムは、国内の企業が、外国での事業開始前後、最中の全ての段階において人権侵害評価を行うことを要するものである。参加者は、侵害を受けたコミュニティとのコンサルテーションは、この人権侵害評価の核と成る要素であり、また各 NAP を策定するにあたり国家は、大使館や外国の代表者を活用して、受入れ側のコミュニティとのコンサルテーションに取り組むべきであるということも感じていた。

救済策へのアクセス

多くの参加者は、救済策へのアクセスを扱う UNGPs の第 3 の柱は、NAP 策定においてより直接的に対処されるべきであることを強調している。ビジネス関連の人権侵害が発生した場合、侵害を受ける個人やコミュニティに対する司法及び／または非司法による救済策へのアクセスが必要不可欠である。

参加者から、これまでの欧州内の NAP 策定は UNGPs の第 3 の柱を、適切に網羅していなかったという意見が挙がっている。そのため NAP は、ビジネス関連の人権侵害に対処し、被害者が侵害に対する救済の確保にあたり直面する障壁を緩和するための、国家による強固な救済の枠組み構築に必要な対応策を、より明確にするために役立つものでなければならない。

基礎評価の重要性

参加者が賛意を示したのは、国家による UNGPs 実施状況に関する基礎評価の実施は、NAP の策定と実施にあたっての必要条件であるという点である。DIHR と ICAR が指摘したのは、国内の法、規則及び政策に関する情報が容易に把握できると、基礎評価がデスクリサーチ（トップダウン方式）にて実施可能になることであった。しかし、研究のデータベースや透明性が欠如している途上国等、こういった情報が簡単に入手できない場合、地域社会主導の研究プロセス（ボトムアップ手法等）がより適切であると考えられる。この評価では、各 UNGP に基づく、これまでの国家の活動内容を対象として、国内外の法規定に基づく他の基準を包含してビジネス関連の人権に取り組むことが可能である。基礎評価を完了することで、国家に

よる現時点までの進捗に関して知識共有が促進され、ギャップが存在する領域やさらなる取り組みが必要な領域についての認識や理解が広がる。また、UNGP の実施における国家の進捗に係る将来の中核となるポイント並びに定期的な評価の提供するものである。

NAP には明確な目標と期限の設定が不可欠である

NAP が明確な目標や期限並びに具体的な適用期間を定めていなければ、曖昧であるために NAP におけるコミットメントについて異なる解釈が生まれるリスクがある。これにより、政府の UNGP の実施に対する責任が減少する恐れがある。

政府並びに非政府のステークホルダーが定期的な評価の際、使用することができる具体的かつ測定可能な目標設定の必要性が参加者より議論された。このような明確かつ測定可能な目標が定められ、目標達成の期限が設定されれば、国家の講じる取り組みに対して、政府やその他ステークホルダーのより深い理解につながると考えられる。

コンサルテーションプロセスの改善

参加者によって言及されたのは、政府は、NAP の策定において政府並びに非政府ステークホルダーの両者と、定期的かつ継続的なコンサルテーションを開催すべきという点である。さらに、国家レベルでの UNGP 実施における広範囲にわたる問題、経験、専門知識を収集するため、政府は包括的なコンサルテーションを主催すべきであるという点も言及された。市民社会とのコンサルテーションには、ビジネスと人権に係る問題の対応のみならず、該当の地域社会外の関連グループを特定及び含め、NAP が対応すべき人権に及ぼす企業による、より幅広い影響について深い理解を図るべきである。さらに、人権基盤型アプローチに則して、権利の所有者やその代表者を含めなければならない。NAP のプロセスの正当性を示し、権利の所有者のニーズや経験を反映させるため、特に企業活動による侵害を受けたコミュニティや、脆弱化リスクのあるコミュニティを含めなければならない。例えば、障がい者や民族的マイノリティ、その他マイノリティ、女性等のグループ及び／またはこれらの代表者である。さらに参加者は、ステークホルダーが後に、NAP の定期草案または最終草案に対する政府の取り組みを評価できるようにするため、調査会の概要を一般開示する等、政府は NAP コンサルテーションを透明性のある方法で行わなければならない、との意見があった。

アフリカ市民社会とのコンサルテーション

グローバル・ライツは、2013 年 11 月 25 日に、人権とビジネスに関するアフリカ地域市民社会開催の一環として、ガーナのアクラにてアフリカ市民社会のコンサルテーションを開催した。コンサルテーションには、アフリカ諸国 13 カ国から 21 人の市民社会のリーダーが参

加した。DIHR と ICAR は、識見と経験を共有いただいた全参加者に謝意を示すと同時に、こうした取り組みにあたって卓越したリーダーシップを発揮したグローバル・ライツ、Lien De Brouckere に対して格別の感謝を示した。

参加者の見解概要

第1段階としてのビジネスと人権に関する啓蒙及び意識向上

参加者から指摘があったのは、アフリカ地域全般において、UNGP を含む既定のビジネスと人権の枠組みに対する、国家政府機関から農村部の地域社会に及ぶステークホルダー全体の意識の欠如であった。ここで強調されたのは、ビジネスと人権問題に関する政府、企業、市民社会アクターの意識の向上や教育啓発を担う能力養成イニシアティブは、NAP 策定プロセスの基本的要素でなければならないという点である。

一部参加者から強調されたのは、こうしたイニシアティブの推進及び NAP の策定にあたって、共通のプラットフォーム構築における国家や地域レベルで取り組む市民社会グループの潜在的な役割である。しかし現時点では、市民社会グループには、このようなイニシアティブを適切に実施する上での、必要な擁護ツールや資源が不足している、と参加者は指摘した。結果的に、ある意味で、人権問題に専心する国内人権機関（NHRI）及び政府省庁は、ビジネスと人権の課題に取り組む上での主要な問題や最良の慣行という点で、様々な関連するアクターの能力養成と意識向上において、主導的な役割を果たす絶好の立場にあると考えられている。

主要な課題としての準地域、地域及び国際的なコミットメントの国家規模での実施と実行

参加者から指摘があったのは、アフリカ諸国の政府は、多様な人権関連の問題に対応する膨大な数の準地域、地域及び国際的法規の整備についての確約を行ってきたということだ。しかし、国家規模でのこうしたコミットメントの実施や実行は、アフリカ地域全般においては効果的な形で実践されていない。

参加者が警鐘したのが、ビジネスと人権の文脈を含め、地域の人権基準の有効性に係る大きな障害として矛盾が存在することだ。また、より広範囲な人権のコミットメントについて政府に圧力をかけ続けることの重要性が再度提起された。法や政策を通じた、NAP の形式での国家の実施も、各国政府に説明責任を負わせる目的から、市民社会組織の立場の強化に貢献するだろう。

アフリカという文脈での優先事項としての国家と企業の結びつき

アフリカ諸国においては、ビジネス・プロジェクトへの政府による高い関与が往々にして

見られ、政府や他の公共機関が営利活動の結果として人権に負の影響を及ぼす可能性がある。これは国家と企業の結びつきとして、UNGPに明示されている。

多くの参加者が感じていたのは、ジョイントベンチャーへの政府による関与、あるいは国営企業の設立等により、企業活動を規制する強固な法や政策の策定における政治意思の弱体化の恐れがあり、ビジネス関連の人権侵害のリスクを高めることにつながるのではないかという点であった。そのため、企業に対する事業運営方法のガイダンスのみならず、国家の人権基準の透明性と説明責任を促進するような法、政策及び規制の策定を要請し、国家と企業の関係性に取り組むという NAP の必要性も強調された。

アフリカの NAP の策定における国際的ステークホルダーの役割

アフリカ諸国という文脈において、市民社会党のアクターが往々にして経験してきた資源の欠乏という観点を鑑みると、アフリカ地域外のステークホルダーは、ビジネスと人権に係る課題への取り組みについてアフリカ諸国が検討可能な法、規制及び政策を概略したモデル NAP を策定すべきではないか、との見解が数多くの参加者から提起された。このモデルは国家規模での実施に係る負担を軽減することから、アフリカ諸国の政府が効果的かつ効率的に NAP 策定を推進できる可能性が高まるのではないかと、との指摘が寄せられた。同時に、ビジネスと人権に関する国家の行動は北の先進国（グローバル・ノース）が、アフリカ諸国に課すものと見なされるべきではない、と参加者は感じていた。むしろ、アフリカ内のアクターが検討し、各国や各地域社会における特有のニーズと優先事項に適用させ、各政府に向けた提言事項を具体化するための研究や事例、という形態で提起されるべきである。

アフリカの NAP の策定における国内人権機関（NHRI）の役割

アフリカの数多くの NHRI が、教育、女性の権利、人権等、他の政策課題に関する NAP 策定と全般的に密接に関連しているという事実から、ビジネスと人権に関する NAP 策定にあたって、NHRI は潜在的リーダーであると多くの参加者から声が上がった。さらに数多くの参加者が感じていたのは、こうした地域における NAP 策定のリーダーシップの役割は、アフリカ諸国の政府内の特定の省庁より NHRI が望ましいという点であった。

NHRI が役割を果たすため、参加者から提起されたのは、能力養成、モニタリング、研究開発及びビジネスと人権の課題に関する、政府に対するアドボカシーの実施に特化した、独自のセクションやデスクを NHRI が各機関内に設けるべきだ、という意見であった。

さらに、ビジネスと人権に関する NAP 策定の任務をアフリカの NHRI に割り当てることで、NAP 策定プロセスが十分となり、資源の支援を受けられないという問題の回避にも寄与するのではないかと、という指摘も聞かれた。よって、政府の省庁全体でこうした任務を引き受けるの

ではなくむしろ、NAP 策定の任務を担う単一の機関を決定することで、利用可能かつ適切な資源配置について、十分な検証と評価がより容易になると考えられる。

基礎評価と報告及びモニタリングのメカニズム

参加者が強調したのは、NAP 策定に先立って、ビジネスと人権に関する国家の実施状況について、国内規模の基礎評価を実施することの重要性であった。参加者によると、法務的な枠組みの評価に加えて、その地域の社会的な文脈の評価が含まれるべきとの意見があった。さらに参加者から強調されたのは、NAP が継続的な影響力を確保するため、地域と国家レベルでの強固な報告システムを持つ必要性であった。また、ビジネス関連の人権侵害への対処における、国家の進捗状況の定期的な評価の必要性も同様に強調された。

現行の法規制を明確化する機会としての NAP

NAP は、アフリカ諸国の既存の法律や規制に求められてきた明確性を提供するものであると参加者は感じていた。特に NAP は、既存の会社法や刑法の枠組みにおける企業の人権任務や、消費者保護や労働法における人権側面、及びアフリカ内の成長を遂げつつある情報通信技術（ICT）セクターの人権的な含意、並びにアフリカ管轄圏内の裁判上の救済措置にあたっての提起場所を明確にする役割を果たし得る。

その他の見解として、一部のアフリカ憲法が国家関連以外のアクターに適用されると、企業は立憲上の権利に関連した任務者としての立場を帯びることになり、国家規模の基礎評価及び NAP において、国家が取り組むべき付加的な課題となっていることが挙げられた。

アフリカのビジネスと人権の一体化構築

グローバル・ライツが主催したアフリカ地域の人権とビジネスに関する市民社会会合の開催中、アフリカ企業説明責任連合（ACCA）と呼ばれる新たな地域ネットワークが参加者によって設立された。この背景には、参加者による高い関心があり、ビジネスと人権の課題に取り組む市民社会組織の中心的役割を果たすことが期待されている。

アフリカ大陸全域には、依然としてガバナンスに関する多くの課題が残されている一方で、広範囲な数のステークホルダー・グループが、ビジネスと人権に関する国家のイニシアティブを推進するという目的から協調を始めているという点が、参加者から挙げられた。こうしたイニシアティブが示唆するのは、人権や環境面のインパクト評価中に地域社会やその代表者による関与、包括的なプロセス並びに権利ベースの参加プロセスを通じて、ビジネスと人権に関するステークホルダーの能力養成にあたっての期待である。

NANHRI メンバーとのコンサルテーション

アフリカ国内人権機関ネットワーク (NANHRI) が、2013 年 11 月 28 日に、「ビジネスと人権：国内人権機関 (NHRI) の課題、機会、役割」というテーマで、第 9 回隔年会議の一環としてガーナのアクラにて NANHRI メンバーとのコンサルテーションを開催した。コンサルテーションには、アフリカ地域の 50 を超える数の NHRI 代表者が参加した。DIHR と ICAR は、識見と経験を共有いただいた全参加者に謝意を示すと同時に、こうした取り組みにあたって卓越したリーダーシップを発揮した NANHRI に対して格別の感謝を示した。

参加者の見解概要

全般的な人権プロセスへのビジネスと人権の統合

参加者から指摘があったのは、数多くのアフリカ諸国の政府がすでに人権全般に関する NAP 策定を約束しているか、もしくはすでに検討中ということである。各国の文脈、策定に係る任務、審査及び計画の承認に応じて進捗状況は様々だが、こうした計画は NHRI、議会、省庁機関あるいはその他の政府組織に立脚するものと考えられる。

これを背景に、一部の諸国におけるビジネスと人権に関する独立した NAP の策定は、現行の慣行や実践と重複し、冗長につながる恐れがあり、かつ、資源の非効率的な使用につながるのではないかという懸念が、一部の参加者から提起された。結果として、人権全般の NAP に係る既存のプロセスに、ビジネスと人権に関する課題の統合を考慮すべきだという声が挙がった。

国家基礎調査の有用性

参加者から注目を集めたのは、国家レベルでのビジネスと人権の課題に関連した政府省庁、規制機関及びその他の公的組織全体の責任の分散であった。また、同時に、UNGPs の広域な範囲を背景に、ビジネスと人権に関する極めて膨大な数の法制定と政策が現存していることも注目された。

これを踏まえて、これら情報機関や組織の協調や正当化にあたって、全てのステークホルダーにとってのビジネスと人権に関する基礎調査の潜在的な有用性が参加者から強調された。つまり、ビジネスと人権を対象とする規制枠組みに関する情報が必要となる際に、国家基礎調査及び NAP は、政府機関、企業及び市民社会並びに NHRI にとっての権威ある総合サービス機関となり得るのである。

NAP 策定における NHRI の期待される役割

参加者から指摘があったのは、人権の推進及び保護という義務を鑑みた際、NHRI は NAP の策定にあたって政府への助言と、支援並びに人権ベースの NAP プロセスの設計において重要な役割を果たしうるのではないかということであった。同時に、NHRI は特に基礎調査の引受という点で、NAP の策定に係る基礎を構築する役目を担うことができるはずである。ただし、特にアフリカ諸国の NHRI を中心とする数多くの NHRI は、こうした任務の実行にあたって相応な課題を提起することが参加者から指摘された。

NAP に関する政府の参入障壁の緩和

参加者から指摘が挙げられたのは、資源の制約に加えて、ビジネスと人権に関する NAP 領域における現時点までのアフリカ政府の関与が不十分であることだ。こうした制約を緩和する目的から、アフリカの状況下にて適用可能な、知識共有あるいは協働アプローチの採用が提案された。またその結果として、2 国以上の政府の協調的な取り組みにより、基礎評価と NAP を策定できるのではないかと示唆された。さらに、UNGPs 等に概略されるビジネスと人権の基準の国内規模での実施に係る方策や進展について、国家が委員会に報告を行う要件を通じて、「人権と人々の権利に関するアフリカ委員会」は地域レベルで NAP の策定を推進し得るのではないかと提起された。

NAP に組み込むべき重要な課題

以下は、参加者から強調されたアフリカという文脈における、基礎調査及びビジネスと人権に関する NAP によって対応が図られるべき課題である：

- 国際的な投資協定並びにこうした協定の実施にあたっての条項や、手順への人権保護の統合
- 環境インパクト評価の法制定並びにこうした評価の実施に関連した人権考察、効果的な参加及び透明性の統合の必要性
- 地域内のあらゆるステークホルダー・グループに対する、ビジネスと人権に関する課題についての能力強化の必要性
- 特に中国を中心とするアジア諸国からの直接外国投資の流入

参加者が指摘したのは、ビジネスと人権に関する国家基礎調査の実施は、上述及びその他の潜在的な問題を明確にし、またこういった問題へ戦略的に取り組む NAP の開発にあたって

基盤となる十分な情報を提供することである。

さらにアフリカ地域の管轄地域全般に共通する懸念事項に関しては、各 NAP に包含される各国固有の実施措置に加え、地域レベルでも最良の慣行及びガイダンスが策定可能ではないかという点も参加者から示唆された。

NAP はチェックリスト・アプローチではなく、反復アプローチであるべきだ

前述したように、NAP の策定はビジネスと人権に関する多様な政府活動や政策を 1 つに統合する機会として、アフリカ諸国に大きな恩恵をもたらすことが参加者から提起された。同時に、NAP は 1 回限り実施されるような政府にとっての「チェックリスト」となってはならないと参加者は警鐘を鳴らした。むしろ、国内の実施が継続的、漸進的であり、一貫性を持ってステークホルダーに周知されるように、NAP は報告要素を備え、また NAP プロセスは反復型で長期にわたり継続するものであるべきと指摘された。

中南米でのビジネスと人権の枠組みに関する国家の関与についてのコンサルテーション

2014 年 3 月 17～18 日に、コロンビアのボゴタにて「中南米でのビジネスと人権の枠組み実施に関するコンサルテーション」が開催された。このマルチステークホルダーのイベントには政府、市民社会、先住民族組織、学術界、企業や投資家のコミュニティ、NHRI 及び国際組織の代表者をはじめ、中南米地域内外から約 64 人が出席した。イベントの目的は、ビジネスと人権に関する NAP の策定を含め、2011 年に採択された国家による UNGPs の実施に係る経験と進捗状況の共有であった。

DIHR と ICAR は、識見と経験を共有いただいた全参加者に謝意を示すと同時に、こうした取り組みにあたって卓越したリーダーシップを発揮した Dejusticia、コロンビア政府の人権と国際人道法のための大統領プログラム、Sustentia Innovación Social、スペイン政府の国際発展協調スペイン機関 (AECID)、CIDSE、ドイツ人権機関、先住民族問題に係る国際作業グループ (IWGIA)、軍隊の民主的統制のためのジュネーブ・センター (DCAF)、国際教育機関 (IIE) に対して格別の感謝を示した。

参加者の見解概要

政府はビジネスと人権の課題に取り組むものの、さらなる意識向上と能力養成が不可欠である

中南米地域圏の多くの国家は、国内、地域及び国際レベルにて、ビジネスと人権の課題に

対しある一定の取り組みの実施しており、参加者はこれを認識していた。依然として、UNGP等現行のビジネスと人権の枠組みに対する政府の意識、理解及び関与については相当のギャップが存在している。NAPプロセスは、国内法、規制、政策及びプログラムを含め、政府がコミットメントを実行する方法について議論するプラットフォームを提供するため、これらのギャップを軽減する有望な方策としてのNAPの意義が参加者から強調された。

マルチステークホルダーへのコンサルテーションは不可欠である

ステークホルダー・グループについて、包括的かつ透明性のあるコンサルテーションプロセスは、NAPの策定と実施にあたり不可欠要素であると参加者から意見があった。同時に、対立的ではなく建設的なマルチステークホルダーへのコンサルテーションの実現は、政府、企業、市民社会のアクター及び地域社会の間で歴史的に紛争が絶えず、緊張状態が続く地域においては課題であるとも示唆された。この文脈では、NAPは新たな前向きな取り組みにあたって道筋を提供するものであると見られている。ただし、ステークホルダーがコンサルテーションの場に参加し、NAPの策定、実施及び評価の全般にわたり一貫した関与が必要となる。

NAPプロセスはビジネスと人権、及び人権のデュー・ディリジェンスを含むCSRの関係性を明確にすべきである

政府やその他のステークホルダーが地域レベルで意思疎通を図る際の、異なるが、相互に関連するビジネスと人権及び企業の社会的責任（CSR）の概念について一貫性が欠如していることに対する不満が多く参加者から述べられた。また、人権デュー・ディリジェンスの概念や企業に対する政府の期待の明確化にすることの必要性も強調された。NAPのプロセスは、企業による個人やコミュニティが受ける影響に対処する将来的なイニシアティブを含め、広範囲にわたりビジネスと人権の分野において使用される共通の言語となり、相互理解を促すため、NAPは体系的かつ首尾一貫した方法で、明確性を提供する機会として認識されている。

先住民族は特にビジネス関連のマイナスの影響に晒されやすい

中南米地域のNAP策定と実施のプロセスには、先住民族及びその代表者を包含することの重要性が強調された。NAPは、さらなる意識向上並びに先住民族の権利に関する宣誓やILO第169条約等、先住民族の権利を支援する既存の国際及び地域の基準の効率的な活用に参加する。こうした枠組みは、発生した悪影響に対する先住民族の効果的な司法へのアクセス及び自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意された基準等、NAPに具体的な内容を提供する。NAPプロセスを通じて脆弱な人々に権限を付与することの重要性も指摘され、NAP関連のコンサルテーションでは、地域や先住民族が使用する言語への翻訳を含め、適切な意思疎通の

手法に対する必要性が示唆された。

国家と企業の結びつきが中南米における優先事項である

数多くの中南米諸国では、投資や開発プロジェクトにおける国家の高い関与が確認されている。共通して、どこまでが政府のアクションでどこからが企業活動かという、政府と企業活動の境界についての混乱が起こりやすい。また、この商業活動の結果、政府が人権侵害するというリスクも生ずる。特に、採掘セクターのケースにおいて、開発銀行やその他の金融機関への国家の関与及び、貿易協定の交渉の場で起こるようである。参加者の中には、こうした分野への国家の関与が、企業活動を規制する強固な法や政策の策定に対する政治的意思を減少させることにつながったと感じていた。したがって参加者は、特にこの地域の NAP は、民間セクターの政策や取り組みだけではなく、企業活動に関わるあらゆる側面から人権への考察をするため、公的セクターもコミットすべきである点を強調した。

特定の人権、権利保持者及びセクターと関連する UNGPs の実施における目標を定めたガイドラインが極めて有益となる

一部の参加者から提起されたのは、地域内の主要な懸念事項となっている特定の人権、権利保持者及びセクターに対する、UNGPs の対処法についてのより具体的なガイドラインの必要性であった。こうしたガイドラインは、ビジネスと人権に関する国内の実施を評価するのに役立つ。加えて、具体的なテーマ別に UNGPs を分割する NAP 関連のツールやガイドラインの策定への参加者の高い関心が明らかになった。こういったツール等は、現行の法や政策の枠組みに関する優先領域における、政府のパフォーマンスの評価とモニタリングを目的に政府内外で活用することができる。

NAP は政府内や政府間の政策の一貫性を向上させる

参加者からは、政府省庁、部門及び／または機関や、これまでの地域内の政府間や政府組織間の協調と意思疎通における欠如について不満が挙げられた。こうした欠如は、ビジネスと人権に関する一貫した政策の策定及び実施を妨げるものと参加者は認識していた。NAP は、ビジネスと人権関連の課題に関与するあらゆる政府組織に特定の任務を割り当てることで、ビジネスと人権に関する枠組みに向けた政府全般並びに部門の枠を超えた取り組みの促進をしなければならないとの主張が参加者から寄せられた。さらに、NAP の策定と実施における最良の慣行や教訓を共有するため、地域レベルでのさらなる取り組みが不可欠であることも提起された。

NAP は既存の人権プロセスに統合可能である

中南米地域の一部政府は、人権に関する NAP または国家策定計画の策定を完了、もしくは策定段階にある。これを前提に、一部参加者から提起されたのは、ビジネスと人権に関する独自の NAP の策定が既存のプロセスと重複し、冗長を生み出す、あるいは資源の非効率的な利用につながる恐れであった。結果、2 つ以上のプロセスを並行するのではなく、むしろ、地域の状況に応じて、ビジネスと人権に関する NAP プロセスを関連する国家のイニシアティブに統合、もしくは特定のビジネスと人権に関する NAP の策定中に、こういったイニシアティブを参照または整合させるべき、と示唆された。

地域外での政府の役割

ビジネスと人権に関する NAP の策定は、欧州内の政府が取り組んだ成果や進捗を鑑みて、NAP の策定、実施及び定期的な評価にあたって、能力及び資源の効率性を最大化する目的で、国家間の連携や相互学習の可能となると一部の参加者から強調された。特に、ビジネスと人権が国境を越えた性質を有することや、中南米外の政府の慣習や政策の重大な影響は、地域内政府の NAPs の中で対処されなければならない(例えば中国やカナダ)ことから、協調的な努力と情報共有の必要性が訴えられ、特に重要であると強調された。

目標ではなく、人権の保護という国家の義務を履行する手段としての NAP

大半の参加者から賛同が得られたのは、ビジネス関連の悪影響からの人権を保護するという義務への、中南米政府の関与において NAP は重要なツールの役割を果たすことである。同時に、NAP は、こうした国家の義務の履行に向けた進捗状況について、国家に説明責任を負わせるという点において、全てのステークホルダーにとって有用なメカニズムであると認識された。しかし、最初の NAP 策定自体が最終目標であると捉えるのは危険であると、一部の参加者から警鐘が鳴らされた。それは、国家が最初の NAP を策定しても、その後も多くの任務が存在するためである。結果として、国内の実施が漸進的、かつ透明性を持ち、意見や変化する状況に対応していくために、NAP プロセスは、継続的なモニタリング及び報告のメカニズムを包含するべきだという点で参加者が同意した。

アジア太平洋でのビジネスと人権の枠組みに関する国家の関与についてのコンサルテーション

NAP プロジェクトは、2014 年 4 月 11～12 日に、インドのデリーにて「アジア太平洋のビジネスと人権の枠組みの国内実施に関するコンサルテーション」を開催した。このマルチステークホルダーのイベントには、政府、市民社会、先住民族組織、学術界、企業や投資家のコミュニティ、NHRI 及び国際組織の代表者陣を含む、アジア太平洋圏内外の約 52 人が参加した。イベントの目的は、ビジネスと人権に関する NAP の策定を含め、2011 年に採択となった

国家による UNGPs の実施に係る経験と進捗状況の共有であった。

DIHR と ICAR は、識見と経験を共有いただいた全参加者に謝意を示すと同時に、こうした取り組みにあたって卓越したリーダーシップを発揮した香港ロースクール大学、O. P. ジンダール・グローバル大学、ドイツ人権機関、先住民族問題に係る国際作業グループ (IWGIA) 、軍隊の民主的統制のためのジュネーブ・センター (DCAF) 、国際教育機関 (IIE) に対して格別の感謝を示した。

参加者の見解概要

アジア太平洋全域の政府はビジネスと人権の課題に対し、より積極的に関与すべきである

参加者から一貫して指摘されたのは、アジア太平洋地域には政府間の活動的な組織が存在するにもかかわらず、こういった組織やそのメンバーである個々の政府は、ビジネスと人権に関する問題に対する効果的な取り組みまでには至っていないということだった。同時にコンサルテーションの中で再三にわたって強調されたのは、大半の場合、強固な国内法が制定されているにもかかわらず、実際は実施及び強制が欠如しているということだった。他方、国内人権機関、市民社会組織及び学会は活発で、ビジネスと人権に関する課題に積極的に着目していることが評価された。

NAP プロセスは公に対する説明責任並びに知識の集中化とビジネスと人権についての理解において鍵となる

数多くの参加者から、NAP の策定と実施は、企業活動に関連する人権の保護にあたって政府に説明責任を負わせるための集中システムの構築における重要な機会であるとの認識があった。これには、特に国際及び地域の条約や国内法の実施が含まれる。

同時に多くの参加者から、NAP はあらゆるステークホルダー・グループの意識向上と能力養成、並びにステークホルダーがプロセスの開始時から意見を発する機会を確保する目的とした包括的かつ透明性を持つ、マルチステークホルダーのアプローチの策定にあたっての有望な機会であるとも捉えられていた。

ビジネスと人権の枠組みの国内での実施はより広範な人権プロセスに統合されるべきである

参加者から指摘されたのは、アジア太平洋地域の多くの政府が人権に関する NAP の策定を完了、もしくは策定途上の段階ということであった。一部の諸国では、ビジネスと人権に関する NAP 単体のみの策定は、既存のプロセスと重複し、冗長性を生み出す、あるいは資源の非効率的な利用につながるかもしれないとの懸念が一部の参加者から提起された。そのため、ビジネスと人権に関する課題を地域の状況に応じて、既存及び関連する国家イニシアテ

ィブに統合するべきだと示唆された。

国家と企業の関係及び政治的腐敗が地域全体の大きな課題である

多くの政府は、採掘セクターや天然資源プロジェクトにおいて直接的な役割を果たしていることから、国家と企業の関係が重要な課題であるという議論が参加者から挙げられた。鉱業に起因する経済機会、クローニー資本主義のネットワーク、及び地域内の国家と企業の緊密な結び付きこそが、社会的かつ環境的に持続可能な開発にあたって、人権に及ぼす影響や懸念の十分な考慮なしに、国家が短期的投資による金銭的利益を得ようと躍起になっている理由である、と確認された。NAPはこうした課題への対処を推進する上で不可欠であり、地域全般の持続可能な開発には欠くことのできない、人権関連の法と政策の認知を推進することで対処すべきだということが提起された。同時にNAPは、国家が重要なビジネスの役割を果たす官民パートナーシップ、公的調達プロセス、輸出信用機関、年金機構及びその他の分野の人権デュー・ディリジェンスに焦点を当て、寄与すべきである。

参加者の意見では、さらに重要な点は、アジア太平洋地域全般の政府内の腐敗であった。特に、政府による委託事業の影響を受ける地域社会に対するプロセスや資源に対する苦情、及び政策と実際の事業活動の間で頻発するギャップに対する不満が、参加者から強調された。NAPは政府出資または政府支援のビジネス・プロジェクトに対する、より効果的なモニタリングと公開報告を政府にコミットさせることで、ギャップの解消を図るべきである、と参加者から指摘があった。

ビジネスと人権及びCSRとの明確な区別

参加者から強調されたのは、地域の政府及びその他のステークホルダーは、其々ビジネスと人権について異なる定義に準ずることが多く、特に、ビジネスと人権の概念と企業の社会的責任（CSR）と明確に区別できないことであった。

NAPプロセスは、こうした異なる概念の明確化並びにステークホルダー・グループ全体の共通の概念的枠組みの策定を可能にする、国家レベルのコンサルテーションの機会である、と参加者は捉えていた。

中央機関または組織がNAPプロセスを管理すべきである

国家のNAPの明確なオーナーシップ並びにNAP策定プロセスに係る正当性は、NAPの成功には不可欠である、と参加者から強調された。こうした目的から、中央政府の機関や組織がNAP策定プロセスの全段階において主導と実施を担うか、あるいは別途、専門の機関等の設置が望ましいと一部の参加者から示唆された。中央機関や組織は政策の一貫性を確保するためにあらゆる政府省庁や部門からの代表者を受け入れるべきだと主張する参加者が見られた。

一方、そうした機関や組織は同時に、NAP の実質的内容についての意見を汲み取るため、影響を受けた地域社会を含むべきだと提起する参加者も見られた。

さらに、NAP 管轄の任務を担う組織が何であれ、財務的にも政治的にも独立した組織であることが不可欠であるという見解が確認できた。同時に、こういった組織には NAP の実施をモニタリングするメカニズムが設置されるべきだ。例えば、NAP のモニタリングメカニズムは普遍的・定期的審査 (UPR) モデルを基盤とし、将来的に向けて持続的な実施を支援するための提言や進展について、マルチステークホルダーとの定期的なコンサルテーションを実施すべきであると多くの参加者から指摘があった。また、国内人権機関は、このプロセスにおいて、NAP の草案及び直接政府との協働により、プロセスの支援が可能となるのではないか、という点も示唆された。

国家実施戦略の策定にあたって、地方及び地域レベルは考慮されるべきである

数名の参加者から指摘があったのは、地方自治体等の地方や地域の政府は国家政府構造から自立して運営される等、自動的に国家戦略に包含されないことであった。そのため、NAP の策定と実施において、多様なレベルのステークホルダーを関与させることの重要性が強調された。

NAP は既存の基準、モデル、ツールを基礎に策定されるべきである

国家は、NAP の内容の作成、優先事項の決定にあたって「ゼロ」からはじめるべきではないという見解があった。それよりも、この地域で有効な採取産業透明性イニシアティブ (EITI) や国際金属・鉱業評議会 (ICMM) 等、マルチステークホルダー・イニシアティブや産業協会による既存の基準に目を向けるべきである。また、核となる国際労働機関 (ILO) 条約を含め、政府による既存の国際人権基準の導入及び実施の必要性を強調する参加者もいた。同時に、地域での介入の成功事例を参考にすべきである。例えば、人権に及ぼす悪影響を伴う国内の犯罪シンジケートの撲滅を目的とした、日本政府が企業との契約に包含を義務付ける反暴力団の枠組みが挙げられる。

先住民の人権は企業活動による影響を受けるリスクが高い

世界中に点在する約 3 億 5,000 万人の先住民族の 2/3 以上が、アジア太平洋地域に暮らしている。したがって、先住民の権利は、アジア太平洋地域の NAP プロセスにおいて優先されるべきだと参加者から強い賛同が得られた。また NAP は、先住民が暮らす地域に影響を及ぼすような開発過程において関与できるようにすべきであり、また影響を受ける地域社会との自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意が、関連する開発プロジェクトにおいて不可欠であることを明示すべきだ、という意見があった。

さらに参加者から提言があったのは、NAPは、司法へのアクセスにおける先住民が直面する特定の課題について、対処すべきだということであった。具体的には、NAPは、先住民に対して、ビジネス関連の人権侵害に係る救済を付与するメカニズムの策定における要因となるべき、インフォーマル並びに慣習的な紛争解決の形態を、規定すべきである。

NAPはインフォーマル部門に取り組むべきである

アジア太平洋地域においてインフォーマル経済は、経済活動全体においての大きな部分を占める。一部の参加者からは、NAPはインフォーマル部門に直接対応し、人権に及ぼす悪影響を軽減しうる措置を検討すべきという提言であった。他方、NAPは主としてフォーマル経済を重視していることから、サプライチェーン経由等、NAPのインフォーマル部門との関与は、フォーマル部門と交差する領域においてのみに制限すべきという意見が、別の参加者から聞かれた。

ビジネス関係者とのコンサルテーション

人権に関するグローバル・ビジネス・イニシアティブ（GBI）が、2014年4月9日に、イギリスのロンドンにおいて、「ビジネス実践者とのプロジェクトのコンサルテーション」を開催した。コンサルテーションには企業やビジネス協会の代表者等、幅広いセクター及び地域から約48人が参加した。DIHRとICARは、識見と経験を共有いただいた全参加者に謝意を示すと同時に、こうした取り組みにあたって卓越したリーダーシップを発揮したGBIに対して格別の感謝を示した。

参加者の見解概要

国家によるUNGPsの実施及びNAPの支援、並びにグッド・ガバナンス及び法の規則の強化にあたっての、継続的な取り組み

全体として参加者は、国家によるUNGPsの実施に対して強い関心と支援を示した。NAPは、人権の尊重という取り組みに対する期待を明確化し、企業を支援する有望な方策であると多くの参加者が考えた。同時に、並行して、UNGPsの実施にあたっての関連の高い文脈因子として認識される基本的な法の規則及びガバナンスの課題に取り組むために、国家は他国政府の能力養成プログラムを継続的に支援すべきであると参加者から指摘が上がった。

マルチステークホルダーのプロセスは、NAPの策定と実施にあたって重要である

参加者は、国家レベルの信頼性を持つ徹底した管理下のマルチステークホルダーのプロセスは、NAPの内容の周知とその実施の支援にとって鍵となるのではないかと感じていた。特

に、NAP の内容がその優先事項に対して適切で関連性が高く、かつ信頼できるものにするには、包括的かつ透明なプロセスが不可欠になるのではないかという指摘が寄せられた。

緊迫した、体系的かつ深刻な人権リスクへの資源集中

参加者からは、ビジネスと人権に関する再発する影響とリスクは、多くのバリューチェーンに存在する人々へのリスク及び事業リスクであると提起された。こうしたリスクには特に、土地の権利、人身売買、安全性、児童労働、プライバシー並びに抵触法等が含まれる。こういった問題は、往々にして最も深刻で取り返しのつかない人権への影響を伴うが、現時点では、企業の人権デュー・ディリジェンスが唯一これらに対処できるものだ、と参加者から指摘があった。そのため国家は、人権へのプラスの影響を主導する、一貫性のある期待、基準、要件及び介入を策定するために、この分野の支援を優先的にすべきであるとの見解が、参加者より表明された。

NAP はビジネスの実践と活動のみならず、国家のあらゆる経済政策、戦略、活動にも対応すべきである

NAP が主に、もしくは専ら、民間企業の活動に着目するという可能性について、NAP は国家の独自の経済成長計画、投資戦略、二者間協定、貿易や通商の振興の取り組み並びに開発支援といった、UNGP の第 1 の柱の全範囲に対応する必要性が参加者から強調された。例えば、地域経済のコミュニティや国際金融及び通商機関等、多国間という文脈における計画と規則策定に国家が関与するような場面において役立つ、と参加者から指摘があった。

ビジネスの実践において、NAP には法制定や規制が包含されるべきであるが、必ずしもこの限りではない

参加者から提起されたのは、NAP は UNGP の第 2 の柱に規定されているように、人権の尊重という企業の責任に関する法制定と規制の策定のみには焦点を置くべきではない、ということであった。法規制は一定の状況下では、不可欠で効果的であると考えられる一方、NAP は企業に対する国家の期待の設定並びに企業による責任ある行動に対する奨励や報償等、国家が採用可能なその他の措置を積極的に考慮すべきである、との主張が展開された。これはガイドラインの策定及び UNGP に適合する明確な期待の設定を目的として、CEO や上級リーダーに提案するといった活動を包含することが可能だと思われる（例えば、企業の社会的責任（CSR）の概念の明確化並びにビジネスと人権の概念との関係性）。さらに、人権の尊重を明確に実施する企業を報償する等、国家がすでに企業の慣行や実践に影響を及ぼすべく自らの力を駆使している事例として、許認可と公的調達が示唆された。よって、ビジネスと人権という文脈における許認可と公的調達の採用により、実現可能となる成功事例や教訓を選定、見直すため、NAP は政府によるコミットメントを包含すべきとの主張が、参加者から提起され

た。

NAP や国家による UNGPs の実施には、各産業とマルチステークホルダーのイニシアティブの既存の手法とツールを活用することができる

過去 20 年以上にわたって、各産業とマルチステークホルダー・イニシアティブが企業による人権の尊重を支援する多彩な手法とツールを生み出してきたことが参加者によって認識された。結果、国家はこういった既存の手法とツールを、自国の UNGPs 実施に組み入れることが可能ではないかと、示唆された。参加者から聞かれた主な事例として、(1)採掘産業の許認可に専心する国家はセクターの関連イニシアティブによって開発されたインパクト評価ツールを活用することができる、(2)NAP に調達に係る措置を組み入れる場合は、民間セクターや特定のセクターのイニシアティブのサプライチェーン管理のアプローチを応用することが可能である、といったことが挙げられた。

「保護、尊重、救済」の枠組みに適した救済へのアクセスが NAP の範囲内で対処され、あらゆる種類の救済措置が模索されるべきである

参加者から強調されたのは、NAP がビジネス関連の人権侵害にあたって司法及び／または非司法双方の救済措置に対応すべきということだった。同時に、多くの国々では関連の法制定が往々にして策定され、救済が技術的に利用可能である一方、司法へのアクセスに係る大きな障壁の 1 つが国家レベルでの実行の不足であることも主張された。さらに、NAP は代替の紛争解決等、非司法メカニズムの策定と実施を後押しする対策が組み込まれるべきだと示唆された。

国家間の知識共有と能力養成の支援

参加者からは、グローバル規模での UNGPs の実施を加速化させるために、NAP が世界の全地域で策定されることが要望としてあがった。公平な競争の環境の整備にあたっては、既に NAP を策定済みの国家及び／または UNGPs の実施段階にある国家は、相互学習及びグッド・プラクティスの普及等、自国の経験を通じた他国の支援が望まれる。ただし、UNGP の実施プロセスは各国の異なる環境では、必然的に其々が固有であるという事実を考慮して実践されるべきとの声が聞かれた。さらに参加者から強調されたのは、NAP が外部のみ特化するのではなく、同時に自国内のビジネス関連の人権への影響にも、十分対処できるよう目指すべきということだった。その上、多様な環境下で業務に従事するビジネスの代表者である参加者からは、NAP プロセスは、可能な限りあらゆる国家にて一貫性を持ち、ビジネスに係る要件が国家間で類似するように確保、及び、投資、事業運営及びビジネス関係の課題を軽減するという目的を備えるべき、との意見が上がった。

付録 4 : 国家基礎評価 (NBA) テンプレート ²⁵²

第 1 の柱

指導原則 1	
<p>国家は、その領域及び／または管轄内で生じた、企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。そのために、実効的な政策、立法、規制及び裁定を通じてそのような侵害を防止し、捜査し、処罰し、そして補償するために適切な措置をとる必要がある。</p>	
<p>指導原則 1 の解説</p>	
<p>国家は、国際人権法上の義務により、その領域、及び／または、管轄内にある個人の権利を尊重、保護及び実現する必要がある。これは、企業を含む第三者による人権侵害から保護する義務を含む。</p> <p>人権保護は国家が担う義務である。これは、国家に求められる行為基準であることから、国家は、私人による人権侵害それ自体に対し責任を負うわけではない。しかし、このような侵害が国家に起因している場合、あるいは私人による侵害を防止、捜査、処罰及び補償するための適切な措置を怠った場合には、国家は国際人権法上の義務に違反することになりかねない。国家は、一般的に、これらの措置について決定する裁量を持つが、政策、立法、規制及び裁定を含む、許容される範囲であらゆる防止と救済の措置を考慮すべきである。国家はまた、法の前の平等を確保する措置をとり、その適用における公平性、そして責任のしかるべき明確性、法の安定性並びに手続的及び法的透明性を規定することにより、法の支配を保護し促進する義務がある。</p>	
1.1. 国際及び地域法律文書	
国家による関連の国際並びに地域法律文書の調印及び批准	
指標	問い
国際人権法律文書	政府は、ICERD、ICCPR、ICESCR、CEDAW、CAT、CRC、ICMW、CPED、CRPD、ILO 中核的条約、他対応プロトコル等、関連する国際人権法律文書に調印並びに批准しているか。

指導原則 1	
地域人権法律文書	政府は、アフリカ (Banjul) 人権憲章、米州人権条約、欧州人権条約、他対応プロトコル等、関連する地域人権法律文書の署名捺印並びに批准しているか。
その他の人権法律文書	政府が調印及び批准している、その他の関連する人権法律文書の有無。
実施状況	ギャップ
政府が調印及び批准している、関連する全ての国際及びに地域レベルの法律文書のリスト並びにこうした文書に関する政府による留保、合意または宣言のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
1.2. 国際及び地域レベルのソフト・ロー文書 国家による関連する国際並びに地域レベルのソフト・ロー文書の調印及び批准	
指標	問い
国際 人権ソフト・ロー文書	政府は、UDHR、その他の UN 宣誓及び／または決議、ILO 三者宣言等の、国際人権ソフト・ロー文書に調印及び批准しているか。
地域 人権ソフト・ロー文書	政府は、人間の権利と義務に関する米州宣言やアセアン人権宣言等の、地域人権ソフト・ロー文書に調印及び批准しているか。

指導原則 1	
その他の人権ソフト・ロー文書	政府が調印したその他の関連する人権ソフト・ロー文書の有無。
実施状況	ギャップ
政府が調印している、関連する全ての国際及び地域レベルの人権ソフト・ロー文書のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や質問から明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
1.3. ビジネスと人権に関する国連指導原則	
国家は積極的に UNGPs の実施に取り組んでいるか。	
指標	問い
正式な支援の表明	国家は、UNGP に係るサポートの正式な表明を行っているか。
実施体制	実施措置の任務を担う機関の設置、または内部資源の割り当て等を通じて、国家は UNGPs の実施を確約する仕組みを備えているか。
キャパシティ・ビルディング	ワークショップ、会合、その他のイベント等を通じて、国家は政府関係者や地域市民に対して、UNGP に関する知識及び情報を提供し、彼らのキャパシティ・ビルディングを行う手段を策定しているか。

指導原則 1	
情報	公共のメディアソース、内部ガイダンス文書またはその他の資料などを通じて国家は UNGPs に関する情報の普及に努めてきたか。
その他の UNGPs 実施措置	国家は、国内の UNGPs 実施にあたって、その他の措置を講じてきたか。
実施状況	ギャップ
上記指標で明記の通り、積極的な UNGPs の実施に関係する国家の活動の全リスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
1.4. その他の関連するスタンダードとイニシアティブ	
国家はビジネスと人権に関連するその他のスタンダードやイニシアティブの支援や関与を行っているか。	
指標	問い
スタンダード	政府は、IFC パフォーマンス基準、OECD 多国籍企業行動指針及び UN グローバル・コンパクト等、ビジネスと人権に関するその他のスタンダードを支持してきたか。
イニシアティブ	政府は、グローバル・ネットワーク・イニシアティブ (GNI)、民間軍事会社協会の国際行動規範 (ICoCA)、安全と人権に関する自主原則 (VPs) 等、ビジネスと人権に関するイニシアティブ、マルチステークホルダー等に関与してきたか。

指導原則 1	
実施状況	ギャップ
政府による関連する支援及び／または関与の全リスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
1.5. 国内法及び規制 国家の一般法はビジネス関連の人権侵害の防止を規定しているか。	
指標	問い
憲法	憲法には、人権保護を目的とした表現が盛り込まれているか。
労働法	政府は、労働者の権利の保護と推進を保証する労働に関する法や規制を策定しているか。
環境法	政府は、清浄な水、澄んだ空気、耕作可能な土地等、健康、健全な環境及び生活環境についての、市民の権利の保護と推進を保証する、環境に関する法や規制を策定しているか。
財産及び土地管理法	政府は、慣習的な土地権利の認知並びに環境や社会インパクト評価及び関連する許認可慣行への人権考察の包含等、市民権利の保護と推進を保証する、土地管理に関する法や規制を策定しているか。

指導原則 1	
安全衛生法	政府は、労働者や地域社会の身体面と精神面の両方の健康を保証する衛生安全に関する法と規制を策定しているか。
会社法、証券法	政府は、財務報告、登記、株式上場要件等、人権に係る企業の倫理的な行動や企業による人権尊重を保証する企業株券に関する法と規制を策定しているか。
税法	政府は、倫理的な企業行動を保証するための税務に関する法と規制を策定しているか。
商取引法	政府は、貿易や通商における人権の保護と推進を支援するような貿易や通商に関する法と規制を策定しているか。
開示と報告	政府は、人権、労働者の権利、環境への影響、企業の社会的責任（CSR）、その他の倫理的問題に関して、企業による開示と報告を促進する法と規制を策定しているか。
調達法	政府は、国家による民間セクターからの調達において人権考察の組み込みを支援するような法と規制を策定しているか。
贈賄と汚職防止	政府は、政府内や政府間の贈賄防止や汚職撲滅を推進する目的の法と規制を策定しているか。
人権擁護者及び／または通告者の保護	政府は、人権擁護者及び／または通告者の人権を保護する目的の法と規制を策定しているか。

指導原則 1	
情報通信技術（ICT）関連法	政府は、情報へのアクセス、表現の自由、プライバシー並びにその他の情報やコミュニケーションベースの権利をオンライン及びオフラインで確保する法と規制を策定しているか。
その他の法と規制	政府は、拷問、虐殺、非人道的な犯罪等のビジネス関連の悪影響に起因する人権の保護と推進を目的とするその他の法と規制を策定しているか。これらの法と規制は、UNGP's や国際人権法にて認められるように、治外法権領域へも適用可能か。
実施状況	ギャップ
関連する全ての法と規制のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
1.6. 捜査、処罰及び救済措置	
法の実施の任務を担う関連する国家の機関はビジネスと人権に対処しているか。	
指標	問い
セクターリスク評価	国家は、採掘、アパレルをはじめとするセクターなど、特に人権にマイナスの影響を及ぼしてきたと思われるビジネスセクターを特定するための活動や、これら特定の活動に対する支援を行っているか。

指導原則 1	
社会的弱者評価	国家は、女性、子ども、少数民族及び先住民族等、特に社会的弱者グループに及ぼす影響を識別するための、具体的な活動の引受や支援を行っているか。
警察	警察当局には、ビジネスと人権関連の課題についての情報やトレーニングが提供されているか。警察には、ビジネス関連の人権侵害に対処する上での法定権限が付与されているか。
労働、安全衛生	関連の労働、安全衛生所轄当局は、企業による労働、衛生、安全に及ぼす潜在的または実質的な影響を認識しているか。国家のアクターにはビジネス関連の人権侵害に対処する上での法定権限が付与されているか。
環境	関連の環境当局には、ビジネスと人権関連の課題について情報やトレーニングが提供されているか。国家のアクターには、ビジネス関連の人権侵害に対処する上での、法定権限が付与されているか。
税	関連の税務当局には、ビジネスと人権及び地域の税法に関係する課題についての情報やトレーニングが提供されているか。国家のアクターにはビジネス関連の人権侵害に対処する上での、法定権限が付与されているか。
司法的苦情処理メカニズム	民事、刑事及び商務裁判所並びに雇用裁判所や行政裁判所等の司法、あるいは権限を付与された当局には、ビジネスと人権に関する課題についての情報やトレーニングが提供されているか。司法には、ビジネス関連の人権侵害に対する民事、刑事、行政上の処分等、ビジネス関連の人権侵害に対処する上での、政府法的権限が付与されているか。

指導原則 1	
非司法的苦情処理メカニズム	国家は、国内人権機関、OECD 連絡窓口、オンブズマンの機関経由等、ビジネス関連の人権侵害にあたって、救済の確保を目的とした司法によらない苦情処理メカニズムによる支援及び／または関与を行っているか。
法務支援と補助	国家は、ビジネス関連の人権侵害にあたっての、救済措置へのアクセスにおける障壁を解消することを目的とした、法務扶助や援助を支援しているか。
その他の措置	ビジネス関連の人権侵害にあたっての調査、懲罰及び救済の推進において国家が採択している他の措置の有無。
実施状況	ギャップ
策定済み及び策定段階の関連する政策、法制定、規制並びに対応する採択法規のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。

指導原則 2

国家は、その領域及び／または管轄内に住所を定めるすべての企業がその活動を通じて人権を尊重するという期待を、明確に表明すべきである。国家は、その領域や管轄内に住所を定める全ての企業がその活動を通じて人権を尊重するという期待を、明確に表明すべきである。

指導原則 2 の解説

現在、国家は、国際人権法の下では、その領域及び／または管轄内にある企業の域外活動を規制することを一般的には求められていない。これに沿って、人権条約機関のいくつかは、国家が管轄内にある企業による国外での侵害を防止する手段を講ずることを勧告している。

特に国家自体が企業に関わり、またはこれを支えている場合に、国家が企業に対して、国外で人権を尊重するという期待を明確に表明することには強い政策的理由がある。その理由は、一貫して矛盾のないメッセージを伝えることにより、企業に予測可能性を保証し、国家自体の評判を守るということである。

国家は、これに関してさまざまなアプローチを取ってきた。そのなかには、域外的な波及効果のある国内措置がある。例えば、「親」会社に対し、企業グループ全体でグローバルに展開する事業活動についての報告を要求すること、経済協力開発機構多国籍企業行動指針のような多国間合意のソフト・ロー文書、そして国外投資を支援する機関が求めるパフォーマンス基準である。その他のアプローチとして、直接的な域外適用立法及びその執行がある。これは、犯罪行為地を問わず、犯罪行為者の国籍に基づく訴追が可能な刑事法制度を含む。例えば、そのような国家の行為が多国間合意に基づくものであるかどうか等、様々な要素が国家の行為の主観的及び客観的妥当性を高めるのに役立つこともある。

2.1. 領域土外への適用に関する政府措置

国家は、その領域及び／または管轄内に住所を定めるすべての企業が、領域外において人権を尊重するという期待を明確に示す国内措置を採択しているか。

指標

問い

指導原則 2	
期待値の設定	国家は、領域内及び／または管轄内に登記する全ての企業が、人権を尊重する期待に関する明確な政策要綱を設定して、（大使館や領事館を含む）関連政府機関に十分に普及させているか。
刑事または民事責任制度	国家は、犯罪の生じる場所とは無関係に、企業が登記されている場所に基づく訴追や民事訴訟の提起が可能な、刑事または民事責任制度を導入しているか。
親会社の「注意義務」	国家は、子会社の活動及び活動場所とは無関係に、子会社が及ぼす人権への影響について親会社に対し「注意義務」を策定しているか。
報告要求	国家は、人権や労働面を含め、海外事業について一般報告を行う義務を企業に課しているか。
ソフト・ローへの支援	国家は、OECD ガイドラインや責任あるサプライチェーンのデュー・ディリジェンス・ガイドランス（紛争鉱物）等、関連のソフト・ロー文書への支援と関与を行っているか。
海外投資のパフォーマンス基準	海外投資を支援する国家機関は、人権の保護と推進を後押しするパフォーマンス基準を策定し実施しているか。
実施状況	ギャップ
すでに策定済み及び策定段階の関連の政策、法制定、規制並びに対応する採択宣言のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。

指導原則 2

2.2. 国際または地域的機関からの提言の実行

国家は、領域内や管轄内で登記する企業による海外での違反を防止する措置について、UN 人権理事会や UN 条約機関等の国際または地域的機関からの提言を受け、実践しているか。

指標	問い
人権理事会からの提言	国家は、領域内や管轄内で登記されている企業による海外での違反防止に関連して、普遍的・定期的レビュー（UPR）等の UN 人権理事会からの提言を受領及び受諾しているか。また、国家はいかにこうした提言に従い実践し、提言の実行に係る監視を行っているか。
UN 条約機関からの提言	国家は、領域内や管轄内で登記する企業による海外での違反防止に関連して、UN 条約機関からの提言を受領及び受諾しているか。また、国家はいかにこうした提言に従い実践し、提言の実行に係る監視を行っているか。
その他の国際または地域機関からの提言	国家は、海外でのビジネス関連の人権侵害を防止する措置について、その他の国際または地域機関による提言を受領及び受諾しているか。
実施状況	ギャップ
関連する全ての提言及び国家が採用するフォローアップやモニタリング措置のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。

指導原則 3

保護する義務を果たすために、国家は次のことを行うべきである。

- a. 人権尊重し、定期的に法律の適切性を評価し、ギャップがあればそれに対処することを企業に求めることを目指すか、またはそのような効果を持つ法律を執行する。
- b. 企業法等、企業の設立及び事業活動を規律するその他の法律及び政策が、企業に対し人権の尊重を強制するのではなく、できるようにする。
- c. その事業を通じて人権をどのように尊重するかについて企業に対し実効的な指導を提供する。
- d. 企業の人権への影響について、企業がどのように取り組んでいるかについての情報提供を奨励し、また場合によっては、要求する。

指導原則 3 の解説

国家は、企業が常に国家の不作為を好み、または国家の不作為から利益を得ると推定すべきではなく、企業の人権尊重を助長するため、国内的及び国際的措置、強制的及び自発的な措置といった措置を上手に組み合わせることを考えるべきである。

企業の人権尊重を直接的または間接的に規制する現行法が執行されないことは国家慣行上の著しい法的ギャップである。それは、差別禁止法や労働法から、環境、財産、プライバシー及び腐敗防止に関する法にまで及ぶ。したがって、国家は、そのような法律が、現在、実効的に執行されているか、もし執行されていないのであればなぜそのような事態に至ったのか、どのような措置をとれば状況がそれなりに改善するのかについて考察することが重要である。

同様に重要なことは、これらの法令は常に進化しつつある状況に照らして必要な対処ができるか、関連した政策とともにこれらの法令は、企業の人権尊重に資する環境を作りだしているかについて、国家が再検討することである。例えば、土地の所有や使用に関連する権限を含む、土地へのアクセスを規律するような、法令や政策の分野において明確性をより高めることが、権利保持者と企業の双方を保護するために、必要となることも多い。

会社法や証券法等、企業の設立と継続的な事業活動を規律する法令や政策は、企業の行動に直接的に枠付けをする。しかし、それが人権に対してどのような影響を持つかということについては、ほとんど理解されていないままである。例えば、会社法や証券法において、企業及びその管理職が人権に関して何を求められているのかということと言うまでもなく、何を許されているかに関しても、明確な規定はない。この分野の法令や政策は、取締役会等既存の統治組織の役割に配慮しながら、企業が人権を尊重できる

指導原則 3

ように十分な指導を提供すべきである。

人権尊重に関する企業への指導は、結果として何が期待されているのかを示し、最良の慣行の共有を促進すべきである。そこでは、人権デュー・ディリジェンスを含む適切な手法や、先住民族、女性、民族的または種族的少数者、宗教的及び言語的少数者、子ども、障がい者、及び移住労働者とその家族が直面する具体的な課題を理解した上で、ジェンダー、社会的弱者、及び／または排斥問題をいかに実効的に考慮するかについて助言すべきである。

パリ原則に基づいた国内人権機関は、関係法令が人権義務に合致し、実効的に執行されているかどうかについて国家が確認するのを助け、人権に関する指導を企業や他の非国家アクターにも提供するという、重要な役割を有している。

人権への影響にどのように取り組んでいるかについての企業からの情報提供は、影響を受けるステークホルダーとの非公式なエンゲージメントから公式な報告書による公表まで幅広い。国家がそのような情報提供を奨励し、また場合によっては、要求することは、企業による人権尊重を促進するために重要である。適切な情報を伝えることを促すための方策のひとつに、司法または行政手続の過程でなされる自発的な報告に重きを置く規定がある。情報提供を求めることは、事業活動の性質または活動状況が人権に対し重大なリスクをもたらす場合には特にふさわしいであろう。この分野における政策や法律は、情報へのアクセス可能性及びその内容の正確性双方を確保することに役立つとともに、企業が何をどのように伝えるべきかを役に立つように明らかにすることができる。

どんな情報提供が適切であるかについての規定は、人と施設の安全や保安、正当な商取引守秘義務、及び企業の規模や構造が同じでないことに与えるリスクを考慮すべきである。

財務報告が触れなければならないのは、人権への影響が、場合によっては企業の経済的パフォーマンスに対し「重要」または「顕著」となることを明示することである。

指導原則 3

3.1. 関連法および規制の形成および執行

企業による人権の尊重を直接的または間接的に規制する法規制は何か。

指標	問い
会社法、証券法	国家は、財務報告、会社定款、登記、取締役会、取締役、株式上場要件等、倫理的な企業慣行や企業による人権の尊重を支援する会社法・証券法や規制を整備しているか。
労働法	国家は企業による労働者の権利の尊重を保証する、労働に関する法と規制を整備しているか。
環境法	国家は、清浄な水、澄んだ空気、耕作可能な土地等、健康、健全な環境及び生活環境についての、市民の権利の保護及び推進を保証する環境法規を整備しているか。
財産及び土地管理法	国家は、慣習的な土地権利の認知並びに、環境や社会インパクト評価及び関連許認可慣行への人権考察の包含等、市民権利の保護と推進を保証する土地管理法規を整備しているか。
安全衛生法	国家は、労働者や地域社会の身体面及び精神面の健康を保証する、安全衛生に関する法と規制を整備しているか。

指導原則 3	
消費者法	国家は、企業による人権の尊重の保証並びに購入製品とサービスに関する人権への影響における、消費者利益の推進にあたって、消費者に関する法と規制を整備しているか。
差別禁止法	国家は、倫理的な企業慣行及び企業による人権尊重を支援する、無差別に関する法と規制を整備しているか。
税法	国家は、倫理的な企業慣行を保証するための税務に関する法と規制を整備しているか。
貿易法	国家は、貿易や通商における人権の保護と推進を後押しするような、貿易や通商に関する法と規制を整備しているか。
プライバシー及びテクノロジー関連法	国家は、倫理的な企業慣行及び企業による人権の尊重を支援する、情報セキュリティやプライバシーに関する法と規制を整備しているか。
開示と報告	国家は、人権、労働者の権利、環境への影響、企業の社会的責任（CSR）、その他の倫理的問題に関する企業による開示と報告を促進する法を策定しているか。
調達法	国家は、民間セクターからの商品調達にあたり、人権考察の組み込みを後押しするような法と規制を整備しているか。
贈賄と汚職防止	国家は、政府内や政府間の贈賄防止及び汚職撲滅を推進する目的の法と規制を整備しているか。

指導原則 3	
人権擁護者及び／または通告者の保護	国家は、人権擁護者及び／または通告者の権利を保護する目的の法と規制を整備しているか。
刑法	国家は、人権関連の企業犯罪の調査、訴追及び適切な制裁を保証する刑事に関する法と規制を整備しているか。
民法	国家は、ビジネス関連の人権侵害の調査、懲罰及び是正を保証する民事に関する法と規制を整備しているか。
その他の法	国家は、企業による人権の尊重を確約するその他の法と規制を整備しているか。
実施状況	ギャップ
国家が採択する全ての関連法と規制、実施状況、法と規制の実施の実態、法と規制の効果的な実施を阻む要因並びに実施の効力向上を目的に策定されている措置等のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
3.2. 関連する政策	
国家はビジネスの人権に対する尊重を促進することを求める方針を採用し、公的に周知しているか。	
指標	問い

指導原則 3	
国別行動計画 (NAP)	国家は、ビジネスと人権、企業の社会的責任、開発、反差別、政府の透明性、女性の権利または人権全般について国別行動計画 (NAP) の採択を通じて、企業による人権の尊重を推進する政策を導入及び／または実施しているか。
セクターに特化した政策	国家は、採掘、アパレル及びその他のセクター等、リスクの高い産業の企業による人権の尊重を推進する具体的な政策を導入及び／または実施しているか。
その他の政策	企業による人権尊重を推進する目的で国家が採択している他の政策の有無。
実施状況	ギャップ
政府による関連するあらゆる政策並びにこうした政策の公表と実施にあたっての措置のリスト。こうした政策の策定に起因する全ての新規法制定並びに政策のフォローアップや報告のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
3.3. 企業報告と情報の公開	
企業は、彼らのビジネスの人権に値するインパクトに対しどのように対処しているかについて、どのような報告と情報の公開が法律によって要求されているのか？	
指標	問い
財務報告	企業の財務報告は国家により義務付けられているか。法は、一部のケースにおいて、人権への影響が報告を行う企業の経済パフォーマンスにインパクトを与える、重要なものであることを明示しているか。

指導原則 3	
非財務報告	企業の非財務報告は国家により義務付けられ、強制力を持つか。法は、一部のケースにおいて、人権への影響が報告を行う企業の経済パフォーマンスにインパクトを与える、重要なものであることを明示しているか。
パブリックコンサルテーション	地域社会に影響を及ぼすような大掛かりなプロジェクトの前後及び最中において、企業がパブリックコンサルテーションを設けることを義務付ける法的要件は存在するか。影響を受ける地域社会の任意、事前かつ十分な情報に基づく同意（FPIC）に係る要件は存在するか。企業による環境及び社会インパクト評価の一般開示は義務であるか。
その他パブリックコミュニケーション	パブリックコミュニケーションという点で企業に課せられるその他の法的要件の有無。
実施状況	ギャップ
関連する全ての報告要件、対応するあらゆる実施やコンプライアンス措置、監査または検証措置並びに企業報告の一般開示にあたっての対策のリスト。コンサルテーションと他の公衆周知との関連で企業に課せられるあらゆる法的要件のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
3.4. 指導及びインセンティブ	
国家は、企業による人権の尊重にあたって企業にガイダンスやインセンティブを提供しているか。	
指標	問い
産業セクター、人権に課題及び企業規模に基づくガイダンス	国家は、特定の人権課題（労働条件、差別）や多様な法人の種類（MNE、SME 等）、異なる産業セクター（採掘等の高リスク・セクター）など、それぞれにごとに適切な人権尊重に係るガイダンスを策定しているか。

指導原則 3	
期待される成果と最良の慣行に関する ガイダンス	国家は、期待される人権成果、関連の国内法と規制に関する情報並びに最良の慣行やデュー・ディリジェンス手法事例の指標を策定しているか。
インセンティブ	国家は、企業の人権に関する政策や実践による非強制の自己報告の優遇措置等、企業による人権の尊重に対するインセンティブを提供しているか。
実施状況	ギャップ
国家が採択する全てのガイダンスとインセンティブの措置及びその他の関連成果のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
3.5. 国家人権機関 (NHRI)	
国家は UNGPs の実施の推進にあたって国家人権機関の役割を正式に認知し、支援しているか。	
指標	問い
NHRI 設置、認知及び支援	国家は国家人権機関 (NHRI) を設置しているか。設置している場合、NHRI 設置の手順はどうであったか、並びに NHRI について国家はどのような認知方法や支援を行ってきたか。

指導原則 3

<p>NHRI のビジネスと人権に対する焦点</p>	<p>NHRI は、ビジネスと人権を必須要件として盛り込んでいるか。国家は、ビジネスと人権分野における NHRI の活動に対して資金供給を行っているか。国家は、企業に対して人権に関するガイダンス提供する上で NHRI を支援しているか。</p> <p>国家は、国内のビジネスと人権に関する状況のモニタリング並びに企業関連の人権侵害の被害者に対して、司法へのアクセスを提供する上で NHRI を支援しているか。</p> <p>UNGPs の実施の推進にあたっての NHRI の役割は公式に認知されているか。</p> <p>認知されているとしたら、国家は NHRI がこの役割を果たす上で支援しているか。</p>
実施状況	ギャップ
<p>ビジネスと人権関連における NHRI の役割を正式に認知及び支援する目的で国家が採択している全ての措置のリスト。</p>	<p>コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。</p>

指導原則 4

国家は、国家が所有または支配している企業、あるいは輸出信用機関及び公的投資保険または保証機関等、実質的な支援やサービスを国家機関から受けている企業による人権侵害に対して、必要な場合には人権デュー・ディリジェンスを求めることを含め、保護のための追加的処置をとるべきである。

指導原則 4 の解説

国家は個々には、国際人権法の下では主要な義務負担者であり、集合的には、国際人権体制の受託者である。企業が国家によって支配される場合や、さもなければその行為が国家によると考えられる場合、企業による人権の侵害は、国家自体の国際法上の義務違反となりうる。さらに、企業が国家に近ければ近いほど、あるいは企業の活動が法的根拠や租税による財源に依存すればするほど、企業が人権を尊重することを確保するためにとられる国家の政策の理論的根拠は強くなる。

国家が企業を所有するか支配している場合には、国家はその権限の範囲内で、人権尊重に関連する政策、法律及び規制が施行されることを確保するためにきわめて強力な手段を持つ。上級管理職が国家機関に一般的に報告を行い、政府関連部局は、人権デュー・ディリジェンスが実効的に実施されることを確保する等、監視や監督のためのより大きな機会を持つことになる。（これら企業は第II章で扱われる人権を尊重する企業の責任の対象でもある。）

公式にまたは非公式に国家につながるさまざまな機関が、企業活動に支援とサービスを提供することがある。これらは、輸出信用機関、公的投資保険・保証機関、開発機関、及び開発金融機関等を含む。これら機関が受益企業の実際のもしくは潜在的な人権への負の影響をはっきりと考慮していない場合、機関は、そのような侵害を支援したということで、評判の面で、金銭的、政治的、及び潜在的には法的な意味で、自身をリスクにさらし、受入国が抱える人権問題をさらにこじらせる可能性がある。

これらのリスクを前提に、国家は、機関それ自体や国家の支援を受ける企業及び企画事業に、人権デュー・ディリジェンスを奨励し、そして必要な場合、求めていくべきである。人権デュー・ディリジェンスを求めることは、事業活動の性質や活動状況が人権に重大なリスクをもたらす場合に最もふさわしくなる。

4.1. 国家が所有または支配するビジネス

国家は、国家が所有または支配している企業の人権に関するパフォーマンスを支援する特別な措置を講じているか。

指標

問い

指導原則 4	
人権デュー・ディリジェンス要件	国家は、どのような人権デュー・ディリジェンスの実行を、国が所有または支配する企業に求めているか。関連の政府省庁は効果的な人権デュー・ディリジェンスが実行されているかどのように確認するのか。こういった政府省庁が企業に対して実施するモニタリングや監視の種類とは何か。（関連の国家機関に提出する支配報告に、人権パフォーマンスの情報を包含しているか、等）
サプライチェーン管理要件	国家は、どのようなサプライチェーン管理の実行を、国が所有または支配する企業に求めているか。関連の政府省庁は効果的なサプライチェーン管理が実行されているかどのように確認するのか。そうした政府省庁が企業に対して実施するモニタリングや監視の種類とは何か。（関連の国家機関に提出する管理報告にサプライチェーン管理の情報を包含しているか、等）
その他の措置	国家は、その他の自身が所有または支配する企業の人権パフォーマンスを支援する特別な措置を規定しているか。
実施状況	ギャップ
すでに策定済み及び策定段階の関連の政策、法制定、規制並びに対応する採択法規のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。

指導原則 4

4.2. 国家機関からの実質的な支援とサービスの提供を受ける企業

国家は、国家機関から実質的な支援とサービスの提供を受ける企業に対し、人権パフォーマンスを支援する特別な措置を講じているか（輸銀、公的金融機関、公的年金基金、公的投資保険もしくは保証機関、開発援助機関や開発金融機関等）。

指標	問い
人権への配慮	国家は、国家機関から実質的な支援とサービスの提供を受ける企業に対し、人権への配慮を取り入れることを義務付けているか。
人権デュー・ディリジェンス要件	国家から支援を受ける企業が国家から導入を義務付けられている人権デュー・ディリジェンス措置の種類とは何か。関連の政府省庁は、効果的な人権デュー・ディリジェンスが実行されているかどのように確認するのか。そうした政府省庁が企業に対して実施している調査や監視の種別とは何か。
その他の措置	国家は、自国が所有または支配する企業の人権パフォーマンスを支援する、特別な措置をその他に規定しているか。
実施状況	ギャップ
すでに策定済み及び策定段階の関連の政策、法制定、規制並びに対応する採択法規のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。

指導原則 5

国家は、人権の享受に影響を及ぼす可能性のあるサービスを提供する企業と契約を結ぶか、あるいはそのための法を制定している場合、国際人権法上の義務を果たすために、しかるべき監督をすべきである。

指導原則 5 の解説

国家は、人権の享受に影響するサービスを民営化する場合、その国際人権法上の義務を放棄するわけではない。そのようなサービス業務を行う企業が国家の人権義務に合致した方法で活動することを国家が確保できない場合、国家自体の評判にもまた法的にも望ましくない結果をもたらすことになる。必要な措置として、サービス契約またはサービス提供を定める法令において、これらの企業が人権を尊重するとの国家の期待を明確にすべきである。国家は、しかるべき独立した監視及び説明責任制度を設けることを含む、実効的に企業活動を監督できることを確保すべきである。

5.1. 公共サービスの提供

民間企業が人権の享受に影響を及ぼす恐れのある公共サービスを国家に提供する際、国家は人権保護が確保されるよう明確にしているか。

指標

問い

立法または契約上の保護

中央政府または地方政府によって、サービスを民営化するにあたり、人権保護策を法律または契約で国家が規定しているか（健康、教育、介護、住宅、刑務所などのサービスの提供等）。

こうした保護策には、公共サービスの民営化計画の潜在的な影響についての国家による人権侵害評価が、サービス提供前に含まれているかどうか。政府公共調達契約においては、企業がサービスを提供するにあたっての、人権の尊重、人権基準の遵守という国家の要請を明示しているか。

指導原則 5	
意識の向上	国家が、契約締結している企業に対し、人権に係る意識向上と尊重にあたって国家が採用している措置とは何か。
スクリーニング	企業による人権尊重の推進にあたって、国家が策定しているスクリーニング・プロセスの種類とは何か。人権尊重を実践する企業に対し、優遇措置を付与する選択的プロセスに国家は関与しているか。人権尊重が実践の結果が乏しい企業（劣悪または危険な労働環境、介護中等の従業員を酷使、虐待等）を入札プロセスから除外しているか。
モニタリングと監視	関係する国家の機関は、国家に代わってサービスを提供している企業の活動を効果的に監視しているか。国家は、民間業者の活動をモニタリング及び説明責任のための独立したメカニズムを設置しているか。国家は健康や安全に関するリスクの高いサービスに対して適した監視を行っているか。
その他の措置	<p>国家は、モントルー文書を批准しているか。その場合、国内法では、コミットメントについてどのように定めているか。</p> <p>国家は、民間軍事会社のための国際行動規範を批准しているか。その場合、国内法や調達のプロセスで、コミットメントについてどのように定めているか。</p> <p>国家は、安全と人権に関する自主原則を批准しているか。その場合、公共の安全の提供を含め、国内法でコミットメントについてどのように定めているか。</p> <p>国家は、民間企業による公共サービスの提供が人権に悪影響を及ぼさないための、その他の措置を講じているか。</p>
実施状況	ギャップ
既に策定されているまたは進行中の関連の政策、法と規制、規制及び／またはその採用状況のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。

指導原則 6

国家は、国家が商取引をする相手企業による人権の尊重を促進すべきである。

指導原則 6 の解説

国家は、少なからずその調達活動等を通じて、企業とさまざまな商取引を行っている。それは、国家にとって、個別でも国の集まりとしても、国内法・国際法上の国家の関連した義務を考慮に入れながら、契約条件等を通して企業の人権についての意識向上や人権に対する尊重を推進する絶好の機会となっている。

6.1. 公共調達

政府公共調達において、人権を尊重するためにどのような要件やインセンティブが規定されているか。

指標	問い
調達要件とリスクの立案	国家機関は、契約の相手方当事者が契約義務として、具体的な人権または規定の人権侵害の防止の遵守について規定しているか。その場合、人権保護の範囲を拡張しているか。国家機関は曖昧さを解消する目的で、人権定義について明示化する取り組みを行っているか。
入札要請の通知の提供	国家機関は、公正な競争を阻むような人権侵害の顕著なリスクが存在する場合に、潜在的な契約者に通知を行っているか。こうした通知は具体的な開示やコンプライアンス義務に帰結するか。

指導原則 6

<p>スクリーニングと選定</p>	<p>国家機関は価格と能力の評価に加え、誠実性とビジネス倫理に基づき、かつ労働者と地域社会の安全性と衛生を保護する国内法に準じて、潜在的な契約者の責任ある活動について評価しているか。国家機関は差別を受ける集団（人種マイノリティ等）や特定の人権目標（男女平等）を達成する目的で、取り組んでいる企業に対する優遇措置の授与等、選択的または標的公共調達に参与しているか。国家機関は契約者に対し、生産や供給の具体的な所在地等の、下請人の認識並びにコンプライアンスの確保にあたって管理システム策定の証明を義務付けているか。国家機関は公共調達において、高リスク国家と商業契約を結んでいる、企業または人権に関する実績に、問題がある企業を除外しているか。</p>
<p>アワード</p>	<p>国家機関は、人権基準を含め、最も経済的に有利な入札となる基準と副基準を設けているか。国家機関は、人権基準や政策が、どのようにして特定の契約の授与基準の一部を構成するかについて、明確化する措置を講じているか。国家機関は契約者に対し、具体的な下請人並びに工場や供給場所の所在地等、サプライチェーンに関する情報の開示を求めているか。国家機関は、授与段階中に契約者の保証及び必須のコンプライアンス計画の策定を確認しているか。</p>
<p>契約条件</p>	<p>国家は、調達商品とサービスにとって重大な人権要件が、契約履行条項の一部を構成することを確約する措置を講じているか。国家機関は、コンプライアンス義務を契約条件に盛り込んでいるか。国家機関は、損害や人権侵害のリスクを検出する際、生産や調達の国家の国内法を遵守する義務を、契約担当官が契約に盛り込むことを認めているか。</p>

指導原則 6	
監査とモニタリング	国家機関は、契約者がコンプライアンス義務を充足し、人権への悪影響の回避を保証すべく、契約者を監査及びモニタリングする情報システムを構築しているか。こうしたシステムは労働者からの苦情に対処しているか。また、国家から独立した、説明責任を負う機関であるか。
契約条件と是正措置の実施	国家機関のスタッフは、契約条件の実施に専任し、詳細な方針を提供しているか。国家機関は、契約者が人権侵害を犯した際の金銭の救済措置等、人権への負の影響を改善する手順を策定しているか。こうした手順は、単純に関係を解除するのではなくむしろ、人権パフォーマンスの改善を目的に、契約者の行動の変化を促すものであるか。国家機関は防御や抗弁のみならず、コンプライアンス基準の違反に係る救済措置としてもデュー・ディリジェンスを提供するか。
その他の措置	国家機関は、公共調達が人権保護に適合するようその他の措置を策定しているか。
実施状況	ギャップ
関連する策定済み及び策定段階中の全ての政策、法規、規制並びに導入や実施の状況のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
6.2. その他の商務活動	
国家は、商務活動を共に行う相手方の組織による人権の意識や尊重の推進にあたっての措置を講じているか。	

指導原則 6	
指標	問い
ビジネス・パートナーシップ	<p>国家は、経済発展やイノベーションを目的としたビジネス・パートナーシップを通じて（成長ファンド、グリーン・エネルギーや医療テクノロジー等の特定セクターのイノベーションに向けた戦略的サポート等）、商業活動を行う相手方企業による人権の尊重の推進にあたっての措置を講じているか。</p>
実施状況	ギャップ
<p>関連する策定済み及び策定段階中の全ての政策、法規、規制並びに導入や実施の状況のリスト。</p>	<p>コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。</p>

指導原則 7

重大な人権侵害のリスクは紛争に影響を受けた地域において高まるため、国家は、その状況下で活動する企業がそのような侵害に関与しないことを確保するために、次のようなことを含めて、支援すべきである。

- a. 企業がその活動及び取引関係によって関わる人権関連リスクを特定し、防止し、そして軽減するよう、できるだけ早い段階で企業に関わっていくこと。
- b. ジェンダーに基づく暴力や性的暴力の双方に特別な注意を払いながら、侵害リスクの高まりを評価しこれに対処するよう、適切な支援を企業に提供すること。
- c. 重大な人権侵害に関与したその状況に対処するための協力を拒否する企業に対して、公的な支援やサービスへのアクセスを拒否すること。
- d. 重大な人権侵害に企業が関与するリスクに対処するために、国の現行の政策、法令、規則及び執行措置が有効であることを確保すること。

指導原則 7 の解説

企業が関与する最も深刻な人権侵害には、領域や資源の支配、または政府そのものの支配をめぐる紛争において、人権体制がしかるべく機能することを期待できない場合に起きるものがある。責任ある企業は、このような難しい状況において人権侵害を助長するのを避ける方法について、ますます政府の指導を求めるようになってきている。革新的で実践的なアプローチが必要である。なかでも、紛争時に特に頻発する性的及びジェンダーに基づく暴力のリスクに注意を払うことが重要である。

現場の状況が悪化する前に、早急に問題に取り組むことが全ての国家にとって重要である。紛争影響地域では、実効的な支配が欠如しているため「受入」国が適切に人権を保護できないこともありうる。したがって、多国籍企業が関与している場合、その「本」国には、当該企業及び受入国がともに、企業が人権侵害に関与しないことを確保するために支援を行う役割があり、同時に近隣諸国は重要な追加的支援を供与することもできる。

指導原則 7

本国は、政策の強い一貫性を確保し、そのような状況でもそれ相当に企業を支援するために、以下のことをすべきである。すなわち、本国の首都及び出先大使館にある、開発援助機関、外務省や貿易省、及び輸出金融機関の間の、またこれら諸機関と受入国政府機関の間のより緊密な協力関係を醸成すること。政府機関及び企業に対して問題への注意喚起をするために早期警戒指標を開発すること。このような状況において企業が協力しなかった場合に、既存の公的支援及びサービスを拒否または撤回し、またそれが不可能な場合は将来の提供を拒否することなど、しかるべき対応をすること。

国家は、紛争影響地域では重大な人権侵害に関与するリスクが高いことを企業に警告すべきである。国家は、企業による人権デュー・ディリジェンスの実施のための規定を通じてを含む、その政策、法令、規制及び執行措置がこの高いリスクに有効に対処できるものであるかどうかを再検討すべきである。ギャップが明らかな場合には、国家はそれらに対処するために適切な手段をとるべきである。これには、その領域及び／または管轄内に住所を持つかもしくはそこで事業活動をする企業で、重大な人権侵害に関与しまたは助長したものの民事、行政及び刑事責任を検討することが含まれることもある。さらに、国家は、そのような行為を防止し、それに対処し並びに実効的な協同行動を支援するための多数国による共同アプローチを考慮する。

これらの措置はすべて、武力紛争の状況における国際人道法及び国際刑事法の下での国家の義務への追加である。

7.1. ガイダンス

紛争地域において、企業およびホスト国双方に対し、企業活動が人権侵害に加担しないことを確実にするために、支援しているか。

指標	問い
受入国との関係	国家は、紛争地域の管轄内に本社をおく企業の役割を十分に認識すべく取り組んでいるか。本国は企業による人権の尊重を確保する目的で、受入国に協力しているか。
ビジネス・ガイダンス	国家は、企業がデュー・ディリジェンスのプロセスにおいて認識及び注意を配るべき、紛争地域で企業活動を行う際具体的な人権問題について、ガイダンスを提供しているか（ジェンダーや性的暴力、差別、資金支援による紛争への寄与）。

指導原則 7	
実施状況	ギャップ
関連する策定済み及び策定段階中の全ての措置並びに導入や実施の状況のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
7.2. 国際的な枠組みとイニシアティブ 国家は、紛争地域において民間セクターの役割に関する国際的な枠組みとイニシアティブを公式に支援または実施しているか。	
指標	問い
イニシアティブの推進	国家は、関連のイニシアティブへの参加及び／または促進を行っているか（自主原則または民間軍事会社の国際行動規範等）。
実施状況	ギャップ
国家による関連の全てのイニシアティブと正式な支援のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
7.3. 補助的措置 国家は、紛争地域における企業活動の調査、調査に基づく措置の実施及び是正措置の提供を行っているか。	
指標	問い

指導原則 7	
調査措置	国家は、紛争地域における企業活動を調査する手順を策定しているか（議会に報告を行う使命の任命または受入国での調査及び自国の関係当局への報告に係る地域の大使館への要請等）。
フォローアップと是正措置	国家は、調査プロセスにて明らかになる問題に係るフォローアップについての手順を策定しているか。（人権侵害等に関与する企業に対する現行の公的支援やサポートの却下や打ち切り等）国家は国外の刑事責任に係る機構を策定しているか。国家が設備の差し押さえや資産の凍結等を通じて個人や法人に制裁を科すことは可能か。
実施状況	ギャップ
規制要件、手順書等のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
7.4. 重大な人権侵害	
国家は、企業が深刻な人権侵害に係るリスクに対して措置を施しているか・	
指標	問い
早期警告手順	国家は、紛争地域において全体的な人権侵害に関与するリスクが高い企業に対して、警告を行う手順を策定しているか。

指導原則 7	
関係機関の間での連携	国家は、自国内と大使館に所属する開発援助機関、外務省や通商省庁及び輸出金融機関並びにこれら機関同士とホスト国の類似機関が緊密な連携を促進する目標に準じた取り組みを備えているか。
民事責任及び／または刑事責任	国家は、管轄の裁判権外の侵害等、全体的な人権侵害に関与または助長する領域及び／または裁判管轄内にて登記、または業務を行う企業を対象に、UNGPs 及び国際人権法にて認められている民事や刑事責任を導入しているか。
多国間アプローチ	国家は、全体的な人権侵害の防止や対処にあたっての多国間アプローチに関与しているか。国家は国際刑事裁判所（ICC）の裁判権を受諾しているか。
実施状況	ギャップ
国家が講じている関連する全ての手順のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
7.5. 輸出信用機関と貿易保険機関の役割	
国家は、輸出信用機関と貿易保険機関が人権に対する負のインパクトや人権侵害を助長していない、またはこれらから財政的利益を得ることがないことを保証しているか。	
指標	問い

指導原則 7	
特別措置	<p>国家は、輸出信用機関と貿易保険機関がマイナスの人権への影響や侵害に寄与していない、または起因する金銭的恩恵を享受していないことを保証する特別措置を講じているか。こうした機関が資金提供や投資の手順において人権への影響の勘案を定める規則やインセンティブが存在するか。</p>
実施状況	ギャップ
<p>関連する全ての国家措置のリスト。</p>	<p>コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。</p>

指導原則 8

国家は、企業慣行を規律する政府省庁、機関及び他の国家関連機関が、関連情報、研修及び支援を提供すること等を含む、各々の権限を行使する時、国家の人権義務を確実に認識し、監督することを確保すべきである。

指導原則 8 の解説

国家の人権義務と、企業慣行を規律するために国家が施行する法令や政策の間に、避けることができない相克はない。しかしながら、時として、国家は、社会の異なるニーズの間の調和をとるために、バランスを保ちながらの難しい決定をしなければならない。適切なバランスを実現するため、国家は、国内政策の垂直的及び水平的な一貫性を確保することを目指しながら、ビジネスと人権の課題に対処するよう幅広いアプローチをとる必要がある。

政策の垂直的な一貫性とは、国家が、国際人権法上の義務を実施するために必要な政策、法律及びプロセスを持つことを意味する。政策の水平的な一貫性とは、会社法及び証券規制法、投資、輸出信用及び保険、貿易、労働を含む、国及び地方の両レベルで企業慣行を規律する部局や機関が国家の人権義務について認識を持ち、また義務に合致した行動がとれるように、これを支援し対応力をつけさせることである。

8.1. 政策の一貫性

国内において、人権とビジネス及び国家の義務に係る知識や理解を支援する努力をしているか。

指標	問い
明確なコミットメント	国家は、ビジネスと人権に対する確固たるコミットメントを策定し、こうしたコミットメントが文書で政府の省庁に周知されているか。さらに、こうしたコミットメントは多様な部門の役割の明確化に寄与しているか（労働、商務、開発、外務、財務や司法等の各省庁）。

指導原則 8	
役割と責任	国家は、様々な政府機関及び省庁全般や部門間の人権とビジネスに関する課題の調整に寄与するような明確な責任管轄部門を策定しているか。
資源	国家は、個々の責任や専門知識の人権保護という国家の義務の達成に向けて積極的に寄与するため、経済的な資金と政治的支援という点で十分な資源備える機関もしくは事務所を設置しているか。
ガイダンスとトレーニング	国家は、企業の役割に関する人権の推進と保護にあたって、様々な省庁の役割の明確化に寄与しうるガイダンス資料やトレーニングを策定しているか。こうしたガイダンスには、人権保護及び国際及び地域の義務やコミットメント (UN、OECD 及び地域の義務とコミットメント等) とどのように関係するかについての、明示的な情報が含まれているか。こうしたガイダンスには、地域の機関や国際組織 (WTO 及び、WB や IFC 等の IFI) 及び地域組織 (EBRD、EIB 等の IFI) の役割を強調しつつ説明した、商取引や貿易における人権保護に関する具体的な情報が盛り込まれているか。さらにガイダンスは、核省庁や機関の役割と責任に関する情報を明記しているか (企業、労働、開発、外務、農業、環境と気候の変動、金融セクター、衛生、情報社会政策、国内の金融機関やファンド等)。
実施状況	ギャップ
関連する策定済み及び策定段階中の全ての政策、法規、規制並びに導入や実施の状況のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。

指導原則 9

国家は、例えば投資条約または契約を通じて、他の国家または企業とビジネスに関連する政策目標を追求するとき、その人権義務を果たすために国内政策でしかるべき余地を残しておくべきである。

指導原則 9 の解説

二国間投資条約、自由貿易協定または投資プロジェクトのための契約のような、国家によって他の国家との間または企業との間で締結される経済合意は、国家にとって経済的機会を生み出す。しかし、これらは同時に、政府の国内政策の余地に影響を与える。例えば、国際的投資協定の条項が、国家が人権に関する新たな立法を全面的に施行するのを阻害するか、あるいは国家がそうすれば国際仲裁を避けえないというリスクを生む可能性がある。したがって、国家は、そのような協定のもとでも、必要な投資家保護に配慮する一方で、人権を保護するためしかるべき政策及び規制を実施できる力を確保すべきである。

9.1. 二国間及び多国間投資協定と紛争仲裁

国家は、二国間および多国間投資協定の締結や紛争仲裁において、関連する省庁や機関のために、方針、ガイダンス、モニタリング、報告の規定をおいているか。

指標	問い
IIA と BIT の人権規定	国家は、多国間投資協定（IIE）や二国間投資協定（BIT）に具体的な人権規定を盛り込むことを推進すべく取り組んでいるか。
IIA と BIT への社会問題の包含	国家は、多国間投資協定（IIE）や二国間投資協定（BIT）に環境、労働者の権利、社会的権利といった社会課題を盛り込むことを推進すべく取り組んでいるか。
安定条項	国家は、安定条項が人権義務を遂行する受入国の能力を制約しないような措置を策定しているか。

指導原則 9	
実施状況	ギャップ
関連する策定済み及び策定段階中の全ての政策、法規、規制並びに導入や実施の状況のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
9.2. 政府との契約 国家は、政府との契約締結に関して関係省庁や機関を対象とする政策やガイダンスを策定しているか。	
指標	問い
政府との契約における人権	国家は、国家と企業間の契約に人権考察事項が確実に盛り込まれるための措置を講じているか。そういった契約は国連の責任ある契約の原則に適合するか ²⁵³ 。
本国の役割	本国は、自らの管轄内に本社を置く企業が受入国と契約締結の際、責任ある契約の原則を遵守するよう、どのように徹底しているか。
実施状況	ギャップ
責任ある契約の推進にあたっての関連の全ての取り組みのリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。

指導原則 10

国家は、ビジネスに関連した問題を扱う多数国間機関の加盟国として行動する際、次のことを行うべきである。

- a. 当該機関が人権を保護するという義務を果たす加盟国政府の実行力を抑制したり、企業が人権を尊重するのを妨げたりしないことを確保するよう求める。
- b. 当該機関がそれぞれの権限及び能力の範囲内で企業の人権尊重を促進し、要請がある場合には、技術的な支援、能力養成及び意識向上等を通じて、企業による人権侵害に対して保護する国家の義務を果たすよう国家を支援することを奨励する。
- c. ビジネスと人権の課題に取り組むなかで、共通の理解を促し、国際協力を進めるために、この指導原則を活用する。

指導原則 10 の解説

国家が、国際貿易及び金融に関わる機関のようなビジネスに関連する問題を扱う多数国間機関に参加する場合など、国際的なレベルにおいて、政策上の一貫性を高めることも求められる。そのような機関に参加する場合であっても、国家が国際人権法上の義務を負うことに変わりはない。

そのような機関を通じた能力養成と意識向上は、困難な課題や最良の慣行についての情報の共有を実現することにより、より一貫性のあるアプローチを促すなど、すべての国家がその保護義務を果たすのを助ける上で、極めて重要な役割を果たしている。

多数国間機関を通じた集団的行動は、企業の人権尊重に関して国家が地域間の差をなくす助けとなる。それはレベルに達していないもののパフォーマンスを向上させることによってなされるべきである。国家、多数国間機関そしてその他のステークホルダー間の協力もまた重要な役割を果たす。

この指導原則は、この点で共通の基準点となり、関係する全ステークホルダーそれぞれの役割と責任を考慮に入れながら積極的な効果を積み重ねていくための有用な土台となりうる。

指導原則 10

10.1. 多国間機関におけるメンバーシップ

国家は、自らが加盟する機関が、人権保護の義務を抑制及び尊重という企業責任の妨げを回避するため、どのように保証しているか。

指標	問い
内部手順とコミットメント	国家は、国際的及び地域的な立場において、UNGPs 等のビジネスと人権の枠組みを確実に支援する目的の手順と措置を策定しているか（人権スクリーニングや交渉ポジションの文書化並びにビジネスと人権の枠組みについての貿易や開発関係者のトレーニング等）。
推進活動	国家は、国際的な貿易や金融機関等の多国間機関、国際連合、地域機関並びに企業や労働者協会における人権保護や尊重という企業責任の義務を推進しているか。国家は、UNGPs の認知工場及び広範なビジネスと人権に関する課題の推進にあたっての措置を講じているか。
実施状況	ギャップ
関連する策定済み及び策定段階中の全ての手順、コミットメント、活動並びに導入や実施の状況のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。

第3の柱

指導原則 25

ビジネスに関連した人権侵害から保護する義務として、国家は、その領域及び／または管轄内において侵害が生じた場合に、司法、行政、立法またはその他のしかるべき手段を通じて、影響を受ける人々が実効的な救済にアクセスできるように、適切な措置を取らなければならない。

指導原則 25 の解説

ビジネスに関連した人権侵害が生じたときに、それを捜査し、処罰し、及び是正するための適切な措置を国家が怠るならば、その保護義務は弱められ、また無意味とさえなりかねない。

実効的な救済へのアクセスには、手続的及び実体的な両側面がある。本章で取り上げる苦情処理メカニズムにより提供される救済は、一定の具体的な形をとることが可能であり、その目的は、大まかに言えば、人権にもたらされた害を除去または補償することである。救済には、謝罪、原状回復、リハビリテーション、金銭的または非金銭的補償、及び処罰的な制裁（罰金等の刑事罰または行政罰）や、例えば行為停止命令や繰り返さないという保証等による損害の防止を含む。救済を提供する手続は、公平であり、腐敗から守られ、結果に影響を及ぼそうとする政治的またはその他の企みから自由であるべきである。

本指導原則の目的からすれば、苦情の原因は、個人または集団の権利感覚を呼び起こすような不正に対する懸念と考えられ、それは法律、契約、明示的または黙示的な約束、慣習、あるいは害を受けた地域社会の一般的な公平性の観念を基礎とすることもあろう。苦情処理メカニズムという用語は、手続として定着した、国家基盤型または非国家基盤型の、司法的または非司法的プロセスを指すために使われ、それを通してビジネスに関連した人権侵害に関する苦情を申し立て、救済を求めることができるものである。

国家基盤型の苦情処理メカニズムは国家の部局または機関によって、あるいは法令または憲法に基づく独立の組織によって運営される。それらは、司法的でも、非司法的でもありうる。メカニズムのなかには、救済を求める際に、被害者が直接関与するものもあれば、仲介者が被害者の代わりに救済を求めるものもある。たとえば、裁判（刑事及び民事訴訟をともに含む）、労働審判、

指導原則 25

国内人権機関、経済協力開発機構多国籍企業行動指針上の国内連絡窓口、多くのオンブズパーソン事務所及び政府が運営する苦情処理事務所がある。

ビジネスに関連した人権侵害救済へのアクセスを確保するには、国家がこれらのメカニズム、アクセス方法、及びアクセスするための支援（金銭的または専門的支援）について一般の認識と理解を促進することも必要である。

国家基盤型の司法的及び非司法的苦情処理メカニズムは、救済のためのより広範な制度の基礎である。そのような制度の枠内では、事業レベルの苦情処理メカニズムが早期の活用及び解決を提供できる。国家の、そして事業レベルのメカニズムは、それぞれ、協働型の取組みの救済機能によって、また国際的及び地域的人権メカニズムの救済機能によって補完され、強化される。これらメカニズムに関するさらに詳しい説明は、指導原則 26 から 31 で述べられる。

25.1. ビジネス関連の人権侵害に対する是正措置

国家はビジネス関連の人権侵害に対する是正を確約する措置を策定しているか。

指標	問い
制裁措置	国家は、罰金や政府資金へのアクセス制限等、人権侵害に対して、民事責任、刑事制裁、行政罰を規定するメカニズムを策定しているか。
金銭的またはその他の補償	国家は、罰金や生活の復興等、人権侵害に対して賠償の補償を規定するメカニズムを策定しているか。
損害の防止	国家は、差止命令や再発防止の約束等、人権侵害の損害防止のプロセスを規定するメカニズムを策定しているか。
謝罪	国家は人権侵害に対する謝罪を推進する仕組みを策定しているか。

指導原則 25	
国家主導のメカニズム	国家は、抗議や苦情が提起または対処される司法／非司法、刑事及び民事上のメカニズムを策定しているか。国家はこうしたメカニズムにアクセスする上での障壁（経済的、法定、実務及び証拠上）の除去を認識しているか。 UNGPs や国際人権法にて承認されるような、国外の危険や危害の対処にあたってこうした仕組みは利用可能か。
非国家基盤の機構	国家は非国家基盤のメカニズムを支援しているか。
その他の措置	国家はビジネス関連の人権侵害に対する補償や救済を保証するため、その他の措置を策定しているか。
実施状況	ギャップ
関連する策定済み及び策定段階中の全ての政策、法規、規制並びに導入や実施の状況のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
25.2. 国家内の役割と責任	
国家は実効的な救済措置へのアクセスに関して国内の役割と責任を明確に定義しているか。	
指標	問い
所轄官庁	国家はビジネス関連の人権侵害の申し立てを調査する所轄官庁を規定しているか。その場合、関連する補償や救済のメカニズムに帰するための必要な知識をこうした所轄官庁は備えているか。
実施状況	ギャップ

指導原則 25	
<p>労働者権利の侵害や地域社会への影響等、様々な種類の侵害を対象に含めた、これら業務を負う全ての関連当局のリスト。</p>	<p>コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。</p>
<p>25.3. 公共の情報共有とアクセシビリティ</p> <p>国家は利用可能な苦情処理メカニズムや苦情申立の措置、謝罪及び関連プロセスに関する情報の周知にあたっての措置を策定しているか。</p>	
指標	問い
<p>メカニズムに関する公開情報</p>	<p>国家は、救済へのアクセス方法やアクセシビリティ等、救済メカニズムに対する市民認知の向上を推進するため取り組みを行っているか。国家は、体系的な問題が特定された場合、苦情の結果やフォローアップ活動について周知しているか。</p>
<p>アクセシビリティ</p>	<p>国家は、（女性、障がい者、子ども及び先住民族等）影響を受ける全てのステークホルダーが、メカニズムを利用できることを保証しているか。これには、法的扶助や法的カウンセリング並びに苦情処理メカニズムのアクセシビリティの拡充に取り組む NHRI、CSO あるいは労働組合のサポート等のサービスが含まれているか。</p>
実施状況	ギャップ
<p>情報公開と利用可能性を推進するあらゆる関連の国家の政策、規制、措置のリスト。</p>	<p>コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。</p>

指導原則 26

国家は、企業活動に関連した人権侵害に対処する際に、国内の司法メカニズムの実効性を確保するため、救済へのアクセス拒否になるような法的、実際の及びその他これに関連するような障壁を減らすための方策を考える等、しかるべき手段をとるべきである。

指導原則 26 の解説

実効的な司法メカニズムは、救済へのアクセスを確保するということの核心をなしている。それがビジネスに関連する人権侵害に対処する能力は、その公正性、信頼性及び適正手続の能力にかかっている。

司法の活用が救済へのアクセスに不可欠であるか、または実効的な救済の代替手段がない状況において、国家は、正当な事案が裁判所に持ち込まれることを妨害するような障壁が設けられないようにすべきである。国家はまた、正義の実現が司法プロセスの腐敗により妨害されないこと、裁判所が他の政府機関や企業アクターからの経済的または政治的圧力から独立していること、及び人権活動家の正当で平和的な活動が阻害されないことを確保すべきである。

ビジネスに関連した人権侵害に関する事案が当然取り上げられるべきにもかかわらず、これを妨げるような法的障壁が生じるのは、たとえば次の場合である。

- 国内の刑事法及び民事法で、法的責任を企業グループのメンバー間で振り分ける方法により、しかるべき責任の回避を容易にさせる場合。
- 当該申し立ての本案に関わりなく、申立人が企業の受入国において裁判拒否に会い、本国の裁判所にもアクセスできない場合。
- 先住民族及び移民等特定の集団が広く市民に適用されるのと同レベルの人権の法的保護から除外される場合。

司法的救済にアクセスするための実際的で手続的な障壁が生じるのは次の場合である。

- 申し立てを提起するコストが濫訴を適切に抑止するための程度を越えており、かつ／または政府の支援、「市場原理に基づく」メカニズム（たとえば訴訟保険及び弁護士費用設定）、またその他の手段を通じて、合理的なレベルまで下げることができない場合。
- 申し立て側に資金がなく、また弁護士がこの分野で申立人に法的な助言をするインセンティブを欠いているため、法定代理人を確保することが難しい場合。

指導原則 26

- 複数の訴えを集約し、または代表訴訟（例えば、集団訴訟及び他の合併訴訟手続等）を行うには選択肢が不十分であり、このことが申立人の実効的な救済を阻害している場合。
- 検察が人権に関連する犯罪への個人及び企業の関与を捜査するという国家の義務を果たすために適切な資源、専門性及び支援を欠く場合。

これらの障壁の多くは、財源、情報や専門家へのアクセスといった、企業関連の人権侵害訴訟の当事者間にしばしば見られる不均衡の結果あるいはこれらの不均衡が組合わさったものである。さらに、積極的な差別を通じてか、あるいは司法メカニズムが設計され、運用されるにあたって当初の意図とは異なる結果を生んでいるかを問わず、社会的に弱い立場に置かれ、または排除されるリスクが高い集団や民族に属する個人が、これらのメカニズムへアクセスし、活用し、そしてその恩恵を受けることに関して、より一層の文化的、社会的、物理的及び金銭的障壁に直面することが多い。そのような集団や民族の諸権利及び具体的ニーズに対する特別な配慮を、救済のプロセス、すなわちアクセス、手続及び結果の各段階ですべきである。

26.1. 司法メカニズム

国家は、自らの管轄圏内におけるビジネス関連の人権侵害を裁定する資格を持った司法メカニズムを策定しているか。その場合、公平性かつ統合性があり、デュープロセスと調和できる形で策定しているか。

指標	問い
国家及び地域裁判所	国家及び地域裁判所は、UNGP ^s や国際人権法にて許可されているような、管轄外で生じる侵害を含め、ビジネスと人権に関する侵害に対する裁定資格を有しているか。その場合、公平性かつ統合性があり、デュープロセスと調和できる形で策定しているか。
労働審判	国内の労働審判機関はビジネスと人権に関する侵害に対する裁定資格を有しているか。その場合、公平性かつ統合性があり、デュープロセスと調和できる形で策定しているか。

指導原則 26	
その他のメカニズム	その他の司法メカニズムはビジネスと人権に関する侵害に対する裁定能力を有しているか。その場合、公平性かつ統合性があり、デュープロセスと調和できる形で策定しているか。
実施状況	ギャップ
関連する全ての司法メカニズム並びに公平性かつ統合性があり、デュープロセスと調和できる形で、ビジネスと人権に関する侵害を裁定する手法のリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
26.2. 司法救済へのアクセスにおける障壁	
国家はビジネスと人権関連の侵害の対処にあたり、司法救済へのアクセスにおける障壁が排除されることを保証する措置を策定しているか。	
指標	問い
法的障壁	国家は、合法的な訴訟が法廷へ提起される過程における障壁が排除されることを保証する措置を講じているか。これには、(1)国内の刑事及び民事法に基づいて企業に説明責任を負わせることが可能である、法に基づく責任の存在の保証、(2)先住民族、移民、女性及び子どもを含む社会の誰もが苦情を提起でき、かつ、全住民に付与されるものと同一の法的保護の保証、(3)UNGPや国際人権法によって許可されているように、管轄外の損害も法廷にて解決が可能であるという保証、(4)抵触法、出訴期限法、親会社の責任及び責任の基準等の事項は、ビジネス関連の人権侵害の被告が法廷へアクセスする際に、障壁を生まないように保証されているか、ということが含まれる。

指導原則 26	
実践的及び手順上の障壁	<p>国家は、合法的な訴訟の法廷への提起を阻止する障壁が排除されることを保証する措置を講じているか。これには、(1)経済的支援の確保、(2)法務上の説明やガイダンスの提供、(3)共同訴訟や集団訴訟の機会の付与、(4)弁護士費用の償還の許可、(5)原告に対する報復行為の防止、(6)証拠へのアクセスの改善、(7)検察官と判事へのトレーニング提供が含まれる。</p>
社会的障壁	<p>国家は、合法的な訴訟の法廷への提起を妨げる社会的障壁が排除されることを保証する措置を講じているか。これには、(1)当事者双方間の不一致への対処、(2)社会的弱者（女性、先住民族、子ども等）をターゲットとした意識向上、(3)子どもやその代理人への子どもが影響を受ける手続のアクセシビリティ、(4)法的扶助やその他の支援、(5)腐敗撲滅にあたっての取り組み、(6)人権擁護者の保護が、含まれる。</p>
実施状況	ギャップ
<p>司法救済へのアクセスにあたっての障壁を排除する目的の策定済みの措置のリスト。</p>	<p>コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。</p>
26. 3. 受入国で発生する侵害に係る救済	
<p>国家は、受入国における自国登記の企業による侵害に対して、被害者が司法救済へのアクセスする上での問題に対処する措置を講じているか。</p>	
指標	問い

指導原則 26

<p>領域外での救済の取り組み</p>	<p>国家は、受入国にて却下された（先住民族、女性及び子ども等の社会的弱者を含む）原告による救済へのアクセスを推進し、本国の法廷へのアクセスを実現可能にする措置を講じているか。</p>
<p>フォーラム・ノン・コンヴィニエンス（不便宜法廷）</p>	<p>国家は、却下の要素に加え、却下に対して反論する要素を勘案するフォーラム・ノン・コンヴィニエンス（不便宜法廷）動議の考察を法廷に認めているか。</p>
<p>実施状況</p>	<p>ギャップ</p>
<p>受入国で生じる侵害を受けた原告による、救済へのアクセスを推進する目的で策定されているメカニズムに関する情報のリスト。</p>	<p>コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。</p>

指導原則 27

国家は、ビジネスに関連した人権侵害を救済するための包括的な国家制度の一部として、司法的メカニズムと並行して、実効的で適切な非司法的苦情処理メカニズムを設けるべきである。

指導原則 27 の解説

行政、立法及び他の非司法的メカニズムは、司法的メカニズムを補完し補足する重要な役割を果たしている。司法制度が実効的で、資源とも十分である場合でも、申し立てられた侵害事案全てに取り組むという負担を引き受けることは不可能である。司法的救済は常に必要とされるものではなく、申立人全てに必ずしも好ましいアプローチというわけでもない。

ビジネスに関連した人権侵害の救済メカニズムのギャップは、必要な場合は、既存の非司法的メカニズムの権限範囲を拡大することにより、及び／または新たなメカニズムを追加することにより、埋めることができるだろう。これらは、懸案事項、関連する公共の利益、及び当事者の潜在的なニーズにより、仲裁や裁定によるもの、または異文化に適切に対応でき、権利適合性のあるプロセス—または、これらの組み合わせを含むもの—というものかもしれない。これらメカニズムの実効性を確保するために、原則 31 で説明された要件が満たされるべきである。

このことについては、国内人権機関が特に重要な役割を果たす。

司法的メカニズムの場合と同様に、国家は、ビジネスに関連した人権事案の当事者間の不均衡、及び社会的に弱い立場に置かれ、または排除されるリスクが高い集団や民族に属する個人が直面する、アクセスへの追加的な障壁に対処する方策を考慮すべきである。

27.1. 非司法メカニズムの種類

国家は実効的で適切な非司法的苦情処理メカニズムを策定しているか。

指標

問い

調停ベースメカニズム

国家は、OECD ガイドラインに基づく国内連絡窓口等、調停ベースの非司法メカニズムへの、原告によるアクセスを確保しているか。こうしたメカニズムはビジネス関連の人権侵害の救済にあたって利用可能であるか。これらは原則 31 の実効的要件を満たすか。

指導原則 27	
裁定メカニズム	国家は、原告に対して、政府運営の苦情対応局等、裁定メカニズムへのアクセスを提供しているか。こうしたメカニズムは、ビジネス関連の人権侵害の救済にあたって利用可能であるか。これらは原則 31 の実効的要件を満たすか。
その他のメカニズム	国家は、その他の非司法メカニズムへのアクセスを提供しているか。こうしたメカニズムはビジネス関連の人権侵害の救済にあたって利用可能であるか。これらは原則 31 の実効的要件を満たすか。
実施状況	ギャップ
策定済みのメカニズム、ビジネス関連の人権侵害への対処に係る各メカニズムの権限及び実施レベルについてのリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
27.2. NHRI の役割	
国家は苦情の対処にあたって非司法メカニズムとしての役割を遂行する目的で国内人権機関（NHRI）に具体的な資格を付与しているか。	
指標	問い
苦情処理の役割	国家は、企業による人権侵害に係る苦情の受領と処理を遂行できる任務を NHRI に付与しているか。

指導原則 27	
支援の役割	国家は、仲裁、調停、専門家による支援または司法扶助等を通じ、NHRI が原告にとって支援的な役割を果たしうるような任務を NHRI に付与しているか。
意識向上	国家は、企業による人権侵害に係る救済及び是正についての意識向上を行う任務を NHRI に付与しているか。
トレーニング	国家は、企業による人権侵害に係る救済へのアクセスについて関連のステークホルダーを対象としたトレーニングの提供を行うという任務を NHRI に付与しているか。
カウンセリング	国家は、救済へのアクセスについてカウンセリングを提供するという任務を NHRI に付与しているか。
実施状況	ギャップ
国家が NHRI に付与している全ての関連の権限リスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。
27.3. 非司法の救済へのアクセスに係る障壁 国家はビジネス関連の人権侵害の対処にあたって非司法上の救済へのアクセスにおける障壁が排除されることを保証する措置を策定しているか。	
指標	問い

指導原則 27

<p>実践的及び手順上の障壁</p>	<p>国家は、合法的な訴訟の非司法的なメカニズムからの提起を妨げる、実質的なもしくは手続き上の障壁が排除されることを保証する措置を講じているか。これには、下記が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 経済的支援 (2) ガイダンスの提供 (3) 潜在的原告が理解可能な適切な言語に翻訳された、メカニズムに関する情報の提供 (4) 地理的な問題や障壁（遠距離等）に関係ない、アクセシビリティの確保
<p>社会的障壁</p>	<p>国家は、合法的な訴訟の非司法的なメカニズムからの提起を妨げる、その他の障壁が排除されることを保証する措置を講じているか。これには、下記が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当事者双方の不一致の対処 (2) 社会的弱者（女性、先住民族、子ども等）をターゲットとした意識向上活動 (3) 専門家のアドバイスまたは支援 (4) 腐敗撲滅への取り組み、 (5) 人権擁護者の保護
実施状況	ギャップ
<p>非司法の救済へのアクセスに係る障壁を緩和する全ての措置のリスト。</p>	<p>コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。</p>

指導原則 28

国家は、ビジネスに関連した人権侵害を取り扱う、実効的な非国家基盤型苦情処理メカニズムへのアクセスを促進する方法を考慮すべきである。

指導原則 28 の解説

非国家基盤型苦情処理メカニズムの分野には、一企業単独でまたはステークホルダーと共に運営するもの、業界団体によるもの、またはマルチステークホルダーからなるグループによるものが含まれる。これらは非司法的なものであるが、裁定を目指したり、対話に基づくものであったり、あるいは異文化を尊重し、権利に適合したプロセスを使うこともある。これらメカニズムが、アクセスや救済の迅速性、少ない経費、及び／または国境を越えての対応といった具体的な利益をもたらすこともあろう。

もう一つの分野は、地域的及び国際的人権諸機関からなる。これら諸機関は、ほとんどの場合、人権を尊重する義務がある国家による侵害に関する訴えを扱ってきた。しかしながら、なかには、企業による人権侵害から保護するという義務を国家が果たさない事案を扱ったものもある。

国家は、自身が設けるメカニズムと並行して、そのような選択肢があることの認識を高め、あるいはそれへのアクセスを助けることで有益な役割を果たすことができる。

28.1. メカニズムへのアクセスの促進

国家はビジネス関連の人権侵害に対処する、実効的な非国家による苦情処理メカニズムへのアクセスを支援しているか。

指標	問い
ビジネス基盤の苦情処理メカニズム	国家は、情報の普及やアクセスの支援等の取り組み（ガイダンス文書やツール）を通じ、（告発メカニズムまたはプロジェクトレベルの苦情処理メカニズム等）ビジネス基盤の苦情処理メカニズムへのアクセスを支援しているか。

指導原則 28	
マルチステークホルダーの苦情処理メカニズム	国家は、情報の普及やアクセスの支援といった取り組みを通じて、マルチステークホルダーの苦情処理メカニズムへのアクセスを支援しているか。
組織基盤の苦情処理メカニズム	国家は、情報の普及やアクセスの支援といった取り組みを通じて、組織基盤の苦情処理メカニズムへのアクセスを支援しているか。
国際的な苦情処理メカニズム	国家は、情報の普及やアクセスの支援といった取り組み（法務等）並びに国際的なシステムにおける原告との接触における支援を通じて、国際的な苦情処理メカニズムへのアクセスを支援しているか。
地域的な苦情処理メカニズム	国家は、情報の普及やアクセスの支援（法務支援）等を通じて、地域的な苦情処理メカニズムへのアクセスを支援しているか。
その他のメカニズム	国家は、情報の普及やアクセスの支援等を通じて、その他の苦情処理メカニズムへのアクセスを支援しているか。
実施状況	ギャップ
支援方法を含む、国家がアクセスを支援するメカニズムのリスト。	コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。

指導原則 31

その実効性を確保するために、非司法的苦情処理メカニズムは、国家基盤型及び非国家基盤型を問わず、次の要件を充たすべきである。

- a. 正当性がある：利用者であるステークホルダー・グループから信頼され、苦情プロセスの公正な遂行に対して責任を負う。
- b. アクセスすることができる：利用者であるステークホルダー・グループ全てに認知されており、アクセスする際に特別の障壁に直面する人々に対し適切な支援を提供する。
- c. 予測可能である：各段階に目安となる所要期間を示した、明確で周知の手続が設けられ、利用可能なプロセス及び結果のタイプについて明確に説明され、履行を監視する手段がある。
- d. 公平である：被害を受けた当事者が、公平で、情報に通じ、互いに相手に対する敬意を保持できる条件のもとで苦情処理プロセスに参加するために必要な情報源、助言及び専門知識への正当なアクセスができるようにする。
- e. 透明性がある：苦情当事者にその進捗情報を継続的に知らせ、またその実効性について信頼を築き、危機にさらされている公共の利益をまもるために、メカニズムのパフォーマンスについて十分な情報を提供する。
- f. 権利に矛盾しない：結果及び救済が、国際的に認められた人権に適合していることを確保する。
- g. 継続的学習の源となる：メカニズムを改善し、今後の苦情や被害を防止するための教訓を明確にするために使える手段を活用する。

事業レベルのメカニズムも次の要件を充たすべきである。

- h. エンゲージメント及び対話に基づく：利用者となるステークホルダー・グループとメカニズムの設計やパフォーマンスについて協議し、苦情に対処し解決する手段として対話に焦点をあてる。

指導原則 31 の解説

苦情処理メカニズムは、対象となる人々がそれを認知し、信頼し、使用することができる場合にのみ、その目的を果たすことができる。これらの要件は、非司法的苦情処理メカニズムを実際使うなかでその実効性を確保する助けとなるために、設計、修正、または評価するための基準を提供するものである。貧弱に設計または遂行された苦情処理メカニズムは、影響を受けるステークホルダーの間に、プロセスにより自分は力を奪われた、また軽視されたという思いが強まることで、苦情感情をこじれさせるリスクを生じかねない。

最初の 7 要件は、国家基盤型または非国家基盤型、裁定または対話形式、いずれのメカニズムにも適用される。第 8 要件は、企業が運営を支援する、事業レベルのメカニズムに特化したものである。

「苦情処理メカニズム」という用語は、ここではイメージ的な用語として使用されている。用語それ自体は、具体的なメカニズム

指導原則 31

に充てられる場合は必ずしも適切ではなく、また有用でもないかもしれないが、実効性のための要件は、いずれにしても変わらない。それぞれの要件についての解説は次の通りである。

- a. メカニズム利用者であるステークホルダーがその利用を選択するには、メカニズムを信頼しているはずである。苦情処理プロセスの当事者がメカニズムの公正な遂行に干渉できないように責任の所在を明らかにすることは、一般的に言って、ステークホルダーの信頼を築き上げるための一つの重要な要素である。
- b. アクセスへの障壁は、メカニズムに対する認知不足、使用言語、識字能力、費用、所在地の問題及び報復に対する恐れを含むであろう。
- c. メカニズムが信頼され活用されるために、メカニズムが設ける手続についての情報を広く提供すべきである。段階毎の所要期間枠は、時に柔軟性が必要とされることを認めながらも、可能なかぎり尊重されるべきである。
- d. 企業と影響を受けるステークホルダーの間の苦情申し立てまたは紛争において、後者は情報や専門知識や助言へのアクセスで非常に不利であり、費用を支払う財源を欠くこともしばしばである。この不均衡を是正できない場合、公正な手続を達成すること、また手続は公正なものであるとの認識が共に弱まり、永続的な解決に到るのが困難になりうる。
- e. それぞれの苦情処理の進捗について当事者と定期的に情報を共有することは、プロセスの信頼性を維持するために必要不可欠であろう。メカニズムのパフォーマンスについて、統計、事例研究、または具体的事案の処理に関する詳細な情報を通じて、広範なステークホルダーに対して透明性を確保することは、その正当性を示し広く信頼を得るために重要である。同時に、必要な場合には、当事者対話や個人情報に関する秘密性は保持されるべきである。
- f. 苦情は人権という視点から構成されていないことがしばしばで、当初は人権への懸念を提起しないことも多い。しかしながら、結果が人権への関わりを持つ場合は、国際的に認められた人権に合致したものになるように注意すべきである。
- g. 苦情の頻度、パターン及び要因を定期的に分析することは、メカニズムの運営組織が今後の被害を防止するために変更すべき政策、手続または慣行を特定し、これらに影響を与えることを可能とする。
- h. 事業レベルの苦情処理メカニズムに関して影響を受けるステークホルダー・グループとその設計や実績について対話・協議することは、彼らのニーズを満たし、メカニズムが実際に活用され、それが首尾よく機能するという共通の利益を確保するのに役立つ。企業が、訴えの対象でありながら、同時にまた一方的に苦情処理の結果を決定するというのは正当ではなく、受け入れられないことである。これらメカニズムは、対話を通じて合意による解決に到ることに焦点をあてるべきである。裁定が必要とされる場合は、正当で、独立した第三者メカニズムにより行われるべきである。

指導原則 31

31.1. 実効性要件との一致

国家は国家基盤の非司法的の苦情処理メカニズムが実効性要件を満たすことを保証しているか。

指標	問い
1. 正当性	国家は、利用者であるステークホルダー・グループからの信頼を確実に得るための措置を講じているか（公正な行動に対する非干渉の確約並びに不正行為が確認された際のフィードバック・メカニズムを含む、確かな権限を有し、独立した透明性であるメカニズム等）。
2. アクセス	国家は、メカニズム（言語や識字に関する問題、申立に付随する費用、地理的問題、報復行為に対する懸念並びにジェンダー、年齢、宗教あるいはマイノリティとしての立場に起因する原告の脆弱性等）にアクセスできるよう保証する措置を講じているか。
3. 予測可能性	国家は、メカニズムが予測可能であるよう保証すべく措置を講じているか（手続、所要期間及びメカニズムのプロセスと結果に関する公開情報等）。
4. 公平性	国家は、メカニズムが公平であるよう保証すべく措置を講じているか（全当事者の情報源、助言及び専門的知識へのアクセス等）。
5. 透明性	国家は、メカニズムが透明であるよう保証すべく措置を講じているか（苦情解決に向けた進捗に関する、定期的な連絡並びに社会的トレンドを特定、対処するための進行中の案件についての十分な公開情報等）。

指導原則 31	
6. 権利の準拠	国家は、メカニズムが権利に準拠するよう保証すべく措置を講じているか（人権に関する課題を提起する際、苦情が人権に則して考慮されること並びにメカニズムの管理に従事する機関や当局が人権及び対象である訴訟案件との関連性を認識すること等）。
7. 継続的な学習の源	国家は、メカニズムが継続的な学びの源であるよう保証すべく措置を講じているか。国家はメカニズムを改良すべく、運用経験から得た学びを反映させているか（メカニズムの強化を推進する目的で取り組む、苦情の頻度、パターン及び原因についての定期分析に対する国家の支援等）。
実施状況	ギャップ
上記の各基準項目について、国家が基準の達成にあたり取り組む内容の詳述。	コンサルティングプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。

付録5：国別行動計画(NAP)チェックリスト

1. ガバナンスと資源	コメント
NAP プロセスのリーダーシップ及びオーナーシップ	
1.1. NAP プロセスへのコミットメント	
1.2. NAP プロセスへの責任の明確な規定とコミュニケーションの確保	
1.3. 政府の全領域におよぶ包括的アプローチの確保	
1.4. NAP プロセスの実施内容と計画の立案や公表	
適切な資源配置	
1.5. NAP プロセスの適正な予算の決定	

2. ステークホルダーの関与	コメント
全ての関連するステークホルダーによる実効的な関与	
2.1. ステークホルダーマッピングの実施と発表	
2.2. ステークホルダー関与のための明確な計画と期限の策定と発表	
2.3. 必要に応じた適切な情報提供と能力養成の実施	
2.4. 権限を剥奪された、またはリスクに晒されるステークホルダー関与の促進	
2.5. ステークホルダーによる運営委員会や諮問委員会の設立	

3. 国家基礎評価（NBA）	コメント
NAP の土台としての NBA	
3.1. NAP プロセスの第1段階としての NBA の実施	

3. 国家基礎評価（NBA）	コメント
3.2. NBA 策定の任務の適切な機関への割当	
3.3. NBA 策定におけるステークホルダーの完全な関与	
3.4. NBA の開示と普及	

4. 取り組み領域、内容、優先事項	コメント
NAP の範囲	
4.1. NAP は UNGPs の全範囲に対処するものでなければならない	
4.2. NAP は国家の管轄内の全範囲に対応するものでなければならない	
4.3. NAP は国際及び地域の組織や基準に対応するものでなければならない	

4. 取り組み領域、内容、優先事項	コメント
4. 4. NAP はテーマ別及びセクター別の人権問題に取り組みなければならない	
NAP の内容	
4. 5. NAP は UNGPs に対するコミットメントの声明を含まなければならない	
4. 6. NAP は具体的、測定可能、達成可能、関連性があり、期限のある行動計画を含まなければならない	
NAP の優先事項	
4. 7. NAP は最も深刻なビジネス関連の人権侵害を対象とする行動を優先しなければならない	
4. 8. NAP は、HRBA に則し、最も脆弱で疎外された集団に焦点を当てなければならない	

5. 透明性	コメント
全てのステークホルダーに対する完全な透明性	
5.1. NBA や NAP に関するその他の重要な調査や情報は公表されなければならない	

6. 説明責任とフォローアップ	コメント
履行義務の所持者の実施に対する説明義務責任	
6.1. NAP は個々の行動や全体的なフォローアップの実施に係る責任者を明示しなければならない	
6.2. NAP は実行に係るモニタリングと報告の枠組みを規定しなければならない	

参考文献

国別行動計画

FOREIGN & COMMONWEALTH OFFICE, GOOD BUSINESS: IMPLEMENTING THE UN GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS (2013), available at https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/236901/BHR_Action_Plan_-_final_online_version_1_.pdf.

GOBIERNO DE ESPAÑA, PLAN DE EMPRESA Y DERECHOS HUMANOS (2013), available at [http://www.business-humanrights.org/media/documents/ \[follow “borrador-plan-empresas-derechos-humanos.pdf”\]](http://www.business-humanrights.org/media/documents/[follow%20%22borrador-plan-empresas-derechos-humanos.pdf%22]).

GOVERNMENT OF DENMARK, DANISH NATIONAL ACTION PLAN—IMPLEMENTATION OF THE UN GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS (2014), available at http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/NationalPlans/Denmark_NationalPlanBHR.pdf.

GOVERNMENT OF ITALY, THE FOUNDATIONS OF THE ITALIAN ACTION PLAN ON THE UNITED NATIONS “GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS” (2014), available at <http://business-humanrights.org/media/documents/foundations-ungps-nap-italy.pdf>.

GOVERNMENT OF THE NETHERLANDS, NATIONAL ACTION PLAN ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS (2013), available at <http://business-humanrights.org/media/documents/dutch-national-action-plan-dec-2013.pdf>.

TYÖ-JA ELINKEINOMINISTERIÖ ASETTAMA TYÖRYHMÄ, TYÖRYHMÄN EHDOTUS TK:N YRITYKSIÄ JA IHMISOIKEUKSIA KOSKEVIEN OHJAAVIEN PERIAATTEIDEN KANSALLISEKSI TOIMEENPANOKSI (2014), available at http://www.tem.fi/files/39665/TEM_jul_18_2014_web_30042014.pdf (Finland’s draft NAP on business and human rights).

国連関連資料

John Ruggie, Special Representative of the Sec’y-Gen. on the Issue of Human Rights & Transnational Corps. & Other Bus. Enters., Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework, U.N. Doc. A/HRC/17/31 (2011), available at <http://www.business-humanrights.org/media/documents/ruggie/ruggie-guiding-principles-21-mar-2011.pdf>.

National Human Rights Action Plans for the Protection and Promotion of Human Rights, OFFICE OF THE UNITED NATIONS HIGH COMM’R FOR HUMAN RIGHTS, <http://www.ohchr.org/EN/Issues/PlansActions/Pages/PlansofActionIndex.aspx> (last visited June 10,

2014).

Office of the United Nations High Comm'r for Human Rights, Open Consultation on the Strategic Elements of National Action Plans in the Oplementation of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights, U.N. Doc. SPB/SHD/MCS/ff (February 20, 2014), available at <http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/Session7/CNOpenConsultation20Feb2014.pdf>.

Office of the United Nations High Comm'r for Human Rights, Professional Training Series No. 10: Handbook on National Human Rights Plans of Action, U.N. Doc. HR/P/PT/10 (Aug. 29, 2002).

Seventh Session—17-21 Feb 2014, BUSINESS & HUMAN RIGHTS RESOURCE CENTRE, <http://www.business-humanrights.org/UNWorkingGroupPortal/Events/UNWorkingGroupsessions/SeventhsessionFeb2014> (last visited June 12, 2014).

State National Action Plans, OFFICE OF THE UNITED NATIONS HIGH COMM'R FOR HUMAN RIGHTS, <http://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/NationalActionPlans.aspx> (last visited June 12, 2014).

U.N. Human Rights Council, 23rd Sess., Report of the Working Group on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises, U.N. Doc. A/HRC/23/32 (March 14, 2013), available at http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session23/A-HRC-23-32_en.pdf.

U.N. Human Rights Council, Outcome of the Seventh Session of the Working Group on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises, U.N. Doc. A/HRC/WG.12/7/1 (March 25 2014), available at <http://www.global-business-initiative.org/wp-content/uploads/2014/03/wg-seventh-session-outcome-feb-2014.pdf>.

Human Rights Council Res. A/HRC/26/L.1. Rep. of the Human Rights Council, 26th Sess., June 10-27, 2014 (June 27, 2014) available at <http://www.norway-geneva.org/EFTA1/Statements/26th-Session-of-the-Human-Rights-Council/Item-3-Promotion-and-protection-of-human-rights/Business-and-Human-Rights-Resolution-#.U63LWGSxPgJ>.

Human Rights Council Res. A/HRC/26/L.22, Rep. of the Human Rights Council, 26th Sess., June 10-27, 2014 (June 26, 2014), available at http://www.business-humanrights.org/Documents/Legally_Binding_Instrument_Business_Human_Rights.

Report of the Working Group on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises, 26th Sess., June 10-27, 2014, U.N. Doc. A/HRC/26/25 (May 5, 2014), available at http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session23/A-HRC-23-32_en.pdf.

UN GLOBAL COMPACT, <http://www.unglobalcompact.org/> (last visited Apr. 30, 2014).

UN WORKING GROUP ON THE ISSUE OF HUMAN RIGHTS AND TRANSNATIONAL CORPORATIONS AND OTHER BUSINESS ENTERPRISES, DRAFT: GENERIC COUNTRY VISIT TEMPLATE (2013)

United Nations, Committee on the Rights of the Child, General Comment No. 16 (2013) on State Obligations Regarding the Impact of the Business Sector on Children's Rights, U.N. Doc. CRC/C/GC/16 (Apr. 17, 2013), available at <http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/CRC.C.GC.16.pdf>.

United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, G.A. Res. 61/295, U.N. Doc. A/Res/61/295 (Sep. 13, 2007).

United Nations, Econ. & Soc. Council, Comm. on Econ., Soc. & Cultural Rights, Statement on the Obligations of States Parties Regarding the Corporate Sector and Economic, Social and Cultural Rights, U.N. Doc. E/C.12/2011/1, available at <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/E.C.12.2011.1-ENG.doc>.

World Conference on Human Rights, June 14–25, 1993, Vienna Declaration and Programme of Action, U.N. Doc. A/CONF.157/23 (July 12, 1993).

その他国際組織及びイニシアティブ関連資料

Conventions and Recommendations, INT'L LABOR ORG., <http://ilo.org/global/standards/introduction-to-international-labour-standards/conventions-and-recommendations/lang--en/index.htm> (last visited June 10, 2014).

EQUATOR PRINCIPLES, <http://www.equator-principles.com/> (last visited May 12, 2014).

ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work, INT'L LABOR ORG., <http://www.ilo.org/declaration/lang--en/index.htm> (last visited June 11, 2014).

ISO 26000, <http://www.iso.org/iso/home.htm> (last visited Apr. 30, 2014).

OECD DUE DILIGENCE GUIDANCE FOR RESPONSIBLE SUPPLY CHAINS OF MINERALS FROM CONFLICT-AFFECTED AND HIGH-RISK AREAS, OECD (2013), available at <http://www.oecd.org/daf/inv/mne/GuidanceEdition2.pdf>

OECD GUIDELINES FOR MULTINATIONAL ENTERPRISES, OECD (2011), available at <http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>.

PERFORMANCE STANDARDS ON ENVIRONMENTAL AND SOCIAL SUSTAINABILITY, IFC (2012), available at http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/115482804a0255db96fbffd1a5d13d27/PS_English_2012_Full-Document.pdf?MOD=AJPERES.

The Principles, CHILDREN'S RIGHTS AND BUSINESS PRINCIPLES,

http://childrenandbusiness.org/?page_id=99 (last visited June 11, 2014).

Principles on Freedom of Expression and Privacy, GLOBAL NETWORK INITIATIVE, http://globalnetworkinitiative.org/sites/default/files/GNI_-_Principles_1_.pdf (last visited May 12, 2014).

Responsible Investment and Investment Performance, PRI: PRINCIPLES FOR RESPONSIBLE INVESTMENT, <http://www.unpri.org/> (last visited Apr. 30, 2014).

SWISS FED. DEPT OF FOREIGN AFFAIRS & INT'L COMM. OF THE RED CROSS, THE MONTREUX DOCUMENT ON PERTINENT INTERNATIONAL LEGAL OBLIGATIONS AND GOOD PRACTICES FOR STATES RELATED TO OPERATIONS OF PRIVATE MILITARY AND SECURITY COMPANIES DURING ARMED CONFLICT 9 (2008), available at http://www.icrc.org/eng/assets/files/other/icrc_002_0996.pdf.

TRIPARTITE DECLARATION OF PRINCIPLES CONCERNING MULTINATIONAL ENTERPRISES AND SOCIAL POLICY, INT'L LABOR ORG. (4th ed. 2006), available at http://www.ilo.org/empent/Publications/WCMS_094386/lang--en/index.htm.

VOLUNTARY PRINCIPLES ON SECURITY AND HUMAN RIGHTS, <http://www.voluntaryprinciples.org/> (last visited May 12, 2014).

欧州連合及び欧州評議会関連資料

Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A Renewed EU Strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility, COM (2011) 681 final (October 25, 2011), available at <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0681:FIN:EN:PDF>.

Corporate Social Responsibility in the Field of Human Rights, COUNCIL OF EUROPE, http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/hrpolicy/Other_Committees/HR_and_Business/Default_en.asp (last visited June 12, 2014).

COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION, EU STRATEGIC FRAMEWORK AND ACTION PLAN ON HUMAN RIGHTS AND DEMOCRACY (2012), available at http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/EN/foraff/131181.pdf.

Declaration of the Committee of Ministers on the UN Guiding Principles on business and human rights, COUNCIL OF EUROPE, <https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=2185745&Site=CM> (last visited June 12, 2014).

European Parliament, Committee on Foreign Affairs, Report on the Review of the EU's Human Rights Strategy, EUR. PARL. DOC. A7-0378/2012 (November 19, 2012), available at <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+REPORT+A7-2012-0378+0+DOC+PDF+V0//EN>.

その他の地域関連資料

Organization of American States [OAS], Resolution Promotion and Protection of Human Rights in Business, OAS AG/doc.5452/14 rev.1 (May 29, 2014).

Workshop on CSR and Human Rights in ASEAN: Outcomes of the AICHR Thematic Study, AICHR, <http://aichr.org/press-release/workshop-on-csr-and-human-rights-in-asean-outcomes-of-the-aichr-thematic-study/> (last visited June 17, 2014)

Reports, Articles, and Other Publications

AL-HAQ, LANGUAGE TO BE INCLUDED IN A TEMPLATE FOR STATES' NATIONAL ACTION PLANS (2012) http://www.alhaq.org/images/stories/PDF/2012/Al-Haq_Template_for_States_National_Action_Plans.pdf.

ANDREAS GRAF, SWISSPEACE, DEVELOPING NATIONAL ACTION PLANS ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS (2013).

COMMISSION NATIONALE CONSULTATIVE DES DROITS DE L'HOMME, ENTREPRISES ET DROITS DE L'HOMME: OPINION ON THE ISSUES ASSOCIATED WITH THE APPLICATION BY FRANCE OF THE UNITED NATIONS' GUIDING PRINCIPLES (2013), available at <http://business-humanrights.org/media/documents/cncdh-opinion-france-ungp-oct-2013.pdf>.

CORA-NETZWERK FÜR UNTERNEHMENSVERANTWORTUNG ET AL., POSITION PAPER ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS—EXPECTATIONS OF A GERMAN ACTION PLAN (2013), available at <http://germanwatch.org/en/download/7793.pdf>.

Dutch National Action Plan on Business and Human Rights, MVO PLATFORM (Feb. 17, 2014), <http://mvoplatform.nl/news-en/dutch-national-action-plan-on-business-and-human-rights>.

EUROPEAN GROUP OF NATIONAL HUMAN RIGHTS INSTITUTIONS, IMPLEMENTING THE UN GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS: DISCUSSION PAPER ON NATIONAL IMPLEMENTATION PLANS FOR EU MEMBER STATES (2012), available at http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/NationalPlans/ClaireMethvenOBrien_EuropeanGroupofNHRIs.pdf.

ICAR, DIHR National Action Plans Project: State Strategies for Implementation of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights, Business & Human Rights Resource Center, <http://www.business-humanrights.org/Documents/icar-dihr-naps-project> (last visited June 16, 2014).

ICAR et al., Global Civil Society Letter to Governments on the Development and Implementation of National Action Plans (NAPs) on Business and Human Rights (May 1, 2014), available at <http://accountabilityroundtable.org/analysis/global-civil-society-letter-to-governments-on-the-development-and-implementation-of-national-action-plans-naps-on-business-and-human-rights>.

GWYNNE SKINNER ET AL., THE THIRD PILLAR: ACCESS TO JUDICIAL REMEDIES FOR HUMAN RIGHTS VIOLATIONS BY TRANSNATIONAL BUSINESS (Dec. 2013), available at <http://accountabilityroundtable.org/wp-content/uploads/2013/02/The-Third-Pillar-FINAL1.pdf>

JAKOB KIRKEMANN BOESEN & TOMAS MARTIN, DANISH INSTITUTE FOR HUMAN RIGHTS, APPLYING A RIGHTS-BASED APPROACH 42 (2007), available at <http://www.acfid.asn.au/aid-issues/files/applying-a-rights-based-approach-2013-an-inspirational-guide-for-civil-society>.

JENNIFER ZERK, CORPORATE LIABILITY FOR GROSS HUMAN RIGHTS ABUSES: TOWARDS A FAIRER AND MORE EFFECTIVE SYSTEM OF DOMESTIC LAW REMEDIES (2014), available at <http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/DomesticLawRemedies/StudyDomesticLawRemedies.pdf>.

MARK B. TAYLOR, FAFO INST. FOR APPLIED INT'L STUDIES, EXECUTIVE SUMMARY: KARTLEGGINGS - OG AVVIKSANALYSEN: STATENS PLIKT TIL Å BESKYTTE (2013) (English translation by Mark B. Taylor), available at <http://www.faf.no/pub/rapp/10178/10178-summary.pdf>.

National Action Plans on Business and Human Rights, DANISH INST. FOR HUM. RTS., <http://www.humanrights.dk/projects/national-action-plans-business-human-rights> (last visited June 10, 2014).

OLIVIER DE SCHUTTER ET AL., ICAR, HUMAN RIGHTS DUE DILIGENCE: THE ROLE OF STATES (Dec. 2012), available at <http://accountabilityroundtable.org/about/publications>.

RACHEL BALL, HUMAN RIGHTS LAW CTR., AN AUSTRALIAN NATIONAL ACTION PLAN FOR THE IMPLEMENTATION OF THE UN GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS: BACKGROUND PAPER 12 (Apr. 24, 2014), available at http://hrhc.org.au/wp-content/uploads/2014/04/National_Action_Plan_on_Business_and_Human_Rights_backgroundpaper_2014.pdf.

Scuola Superiore Sant'Anna, Business and human rights: The Italian case—a gap analysis of the regulatory framework and safeguard policies, SANTANNASCHOOL.EU, <http://www.santannaschool.eu/business-and-human-rights-the-italian-case-a-gap-analysis-of-the-regulatory-framework-and-safeguard-policies/> (last visited June 13, 2014).

Statement from the Int'l Corporate Accountability Roundtable (ICAR) to U.S. State Dep't on UN Framework and Guiding Principles Implementation (July 31, 2012), available at <http://www.scribd.com/doc/101638952/ICAR-Statement-to-State-Department-on-UN-Guiding-Principles-Implementation>.

Sustentia Innovación Social, Cuaderno-Guía of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights, SUSTENTIA.COM, <http://www.sustentia.com/en/cuaderno-guia-principios->

rectores-onu/ (last visited June 13, 2014).

Swisspeace, Swiss NAP on Business & Human Rights, CENTRE FOR PEACEBUILDING (KOFF) NEWSLETTER, Mar. 2014, at 3, available at http://www.swisspeace.ch/fileadmin/user_upload/Media/Publications/Newsletter/2014/NL_125_EN.pdf.

文末脚注

- ¹ John Ruggie, Special Representative of the Sec'y-Gen. on the Issue of Human Rights & Transnational Corps. & Other Bus. Enters., *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework*, U.N. Doc. A/HRC/17/31 (2011), available at <http://www.business-humanrights.org/media/documents/ruggie/ruggie-guiding-principles-21-mar-2011.pdf> [hereinafter UNGPs].
- ² Human Rights Council Res. A/HRC/26/L.1. Rep. of the Human Rights Council, 26th Sess., June 10-27, 2014 (June 27, 2014) available at <http://www.norway-geneva.org/EFTA1/Statements/26th-Session-of-the-Human-Rights-Council/Item-3-Promotion-and-protection-of-human-rights/Business-and-Human-Rights-Resolution-/#.U63LWGSxPgJ> [hereinafter UNHRC Res. June 27].
- ³ *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A Renewed EU Strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility*, COM (2011) 681 final (October 25, 2011), available at <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0681:FIN:EN:PDF> [hereinafter EU CSR Strategy 2011].
- ⁴ European Parliament, Committee on Foreign Affairs, *Report on the Review of the EU's Human Rights Strategy*, EUR. PARL. DOC. A7-0378/2012 (November 19, 2012), available at <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+REPORT+A7-2012-0378+0+DOC+PDF+V0//EN> [hereinafter EU HR Strategy 2012].
- ⁵ Eur. Consult. Ass., *Declaration of the Committee of Ministers on the UN Guiding Principles on Business and Human Rights* (Apr. 16, 2014), available at <https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=2185745&Site=CM> [hereinafter CoE UNGPs Declaration 2014].
- ⁶ See summaries of recent business and human rights NAPs developments *infra* Chapter 2 and Annex 2.
- ⁷ *Launch of the National Action Plans (NAPs) Project*, INT. CORPORATE ACCOUNTABILITY ROUNDTABLE (August 26, 2014), <http://accountabilityroundtable.org/analysis/launch-of-the-national-action-plans-nap-project/>; *National Action Plans on Business and Human Rights*, DANISH INST. FOR HUMAN RIGHTS, <http://www.humanrights.dk/projects/national-action-plans-business-human-rights> (last visited June 10, 2014).
- ⁸ See, e.g., Statement from the Int'l Corporate Accountability Roundtable (ICAR) to U.S. State Dep't on UN Framework and Guiding Principles Implementation (July 31, 2012), available at <http://www.scribd.com/doc/101638952/ICAR-Statement-to-State-Department-on-UN-Guiding-Principles-Implementation> [hereinafter ICAR Statement to U.S. State Dep't]; ICAR et al., *Global Civil Society Letter to Governments on the Development and Implementation of National Action Plans (NAPs) on Business and Human Rights* (May 1, 2014), available at <http://accountabilityroundtable.org/analysis/global-civil-society-letter-to-governments-on-the-development-and-implementation-of-national-action-plans-naps-on-business-and-human-rights/> [hereinafter Global Civil Society Letter on NAPs]; EUROPEAN GROUP OF NATIONAL HUMAN RIGHTS INSTITUTIONS, *IMPLEMENTING THE UN GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS: DISCUSSION PAPER ON NATIONAL IMPLEMENTATION PLANS FOR EU MEMBER STATES* (2012), available at http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/NationalPlans/ClaireMethvenOBrien_EuropeanGro

upofNHRIs.pdf [hereinafter European Group of NHRIs Discussion Paper].

9. See Methodology *infra* sect. 1.1.; Summary Reports of Dialogue Events *infra* Annex 3.
- 10 UNGPs, *supra* note 1.
- 11 UNHRC Res. June 27, *supra* note 2.
- 12 See, e.g., EU CSR Strategy 2011, *supra* note 3; EU HR Strategy 2012, *supra* note 4; CoE UNGPs Declaration 2014, *supra* note 5.
- 13 Only the tabled resolution was available at the time of this report's publication. Human Rights Council Res. A/HRC/26/L.22, Rep. of the Human Rights Council, 26th Sess., June 10-27, 2014 (June 26, 2014), *available at* http://www.business-humanrights.org/Documents/Legally_Binding_Instrument_Business_Human_Rights.
- 14 See, e.g., Statement on Behalf of a Group of Countries at the 24rd Session of the Human Rights Council, General Debate—Item 3 “Transnational Corporations and Human Rights” Geneva, September 2013, *available at* <http://business-humanrights.org/media/documents/statement-unhrc-legally-binding.pdf>.
- 15 See, e.g., TREATY ALLIANCE, JOINT STATEMENT: CALL FOR AN INTERNATIONAL LEGALLY BINDING INSTRUMENT ON HUMAN RIGHTS, TRANSNATIONAL CORPORATIONS AND OTHER BUSINESS ENTERPRISES, *available at* <http://www.treatymovement.com/statement/> (last visited June 12, 2014).
- 16 See, e.g., Mark Taylor, *A Business and Human Rights Treaty? Why Activists Should Be Worried*, INST. FOR HUMAN RIGHTS & BUSINESS (June 4, 2014), *available at* <http://www.ihrb.org/commentary/board/business-and-human-rights-treaty-why-activists-should-be-worried.html>; *Consensus on Business and Human Rights is Broken with the Adoption of the Ecuador Initiative*, IOE: CSR & BUS. & HUM. RTS. (June 26, 2014), <http://www.ioe-emp.org/index.php?id=1238> [hereinafter IOE Statement].
- 17 Draft Norms on the Responsibilities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises with Regard to Human Rights, E/CN.4/Sub.2/2003/12 (2003).
- 18 See, e.g., Taylor, *supra* note 16; IOE Statement, *supra* note 16.
- 19 For example, in a statement to the UN Human Rights Council as part of the treaty discussions during the UNHRC's 26th session in June 2014, the EU representative from Italy stated, “The EU believes the National Action Plans are an effective tool to achieve progress including the regulatory and legal level. The UK, the Netherlands, Denmark and Italy have published NAPs and many EU members are elaborating theirs.” See also Claire Methven O'Brien, *Transnational Business and Human Rights: The Case for a Multi-Level Governance Approach* (2007), *available at* <http://www.humanrightsbusiness.org/files/About%20us/NYU%20WP%20Outline%20O%27Brien.pdf>; Claire Methven O'Brien, *Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework* (2011), *available at* <http://www.humanrightsbusiness.org/files/About%20us/Methven%20OBrien%20UNWG%20sub280212.pdf>.
- 20 See, e.g., IPIECA Launches Community Grievance Mechanism Toolbox, IPIECA (May 06, 2014), <http://www.ipieca.org/news/20140506/ipieca-launches-community-grievance-mechanism-toolbox>; SHIFT & THE INSTITUTE FOR HUMAN RIGHTS & BUSINESS, ICT SECTOR GUIDE ON IMPLEMENTING THE UN

GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS (June 14, 2013), *available at* http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sustainable-business/files/csr-sme/csr-ict-hr-business_en.pdf; Webinar: Introduction to the Guiding Principles for the Implementation of the UN “Protect, Respect, and Remedy” Framework, UN GLOBAL COMPACT (2013), *available at* <http://www.unglobalcompact.org/resources/641>; ACCESS, TELCO ACTION PLAN: RESPECTING HUMAN RIGHTS: TEN STEPS AND IMPLEMENTATION OBJECTIVES FOR TELECOMMUNICATIONS COMPANIES (2012), *available at* https://s3.amazonaws.com/access.3cdn.net/1f9ab2891a86f3f081_uom6iil1w.pdf.

- 21 *See, e.g.*, GWYNNE SKINNER ET AL., THE THIRD PILLAR: ACCESS TO JUDICIAL REMEDIES FOR HUMAN RIGHTS VIOLATIONS BY TRANSNATIONAL BUSINESS (Dec. 2013), *available at* <http://accountabilityroundtable.org/wp-content/uploads/2013/02/The-Third-Pillar-FINAL1.pdf>; INT’L COMM’N OF JURISTS, THE ICJ DECLARATION ON ACCESS TO JUSTICE AND RIGHT TO A REMEDY IN INTERNATIONAL HUMAN RIGHTS SYSTEMS (Dec. 12, 2012), *available at* <http://icj.wpengine.netdna-cdn.com/wp-content/uploads/2012/12/Congress-Declaration-adoptedFINAL.pdf>; JENNIFER ZERK, CORPORATE LIABILITY FOR GROSS HUMAN RIGHTS ABUSES: TOWARDS A FAIRER AND MORE EFFECTIVE SYSTEM OF DOMESTIC LAW REMEDIES (2014), *available at* <http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/DomesticLawRemedies/StudyDomesticLawRemedies.pdf>; AMNESTY INTERNATIONAL, INJUSTICE INCORPORATED (2014) *available at* <http://www.amnesty.org/en/library/asset/POL30/001/2014/en/33454c09-79af-4643-9e8e-1ee8c972e360/pol300012014en.pdf>; PETER MICEK & JEFF LANDALE, ACCESS, FORGOTTEN PILLAR: THE TELCO REMEDY PLAN (2013), *available at* https://s3.amazonaws.com/access.3cdn.net/fd15c4d607cc2cbe39_0nm6ii982.pdf.
- 22 *See, e.g.*, United Nations, Econ. & Soc. Council, Comm. on Econ., Soc. and Cultural Rights, Statement on the Obligations of States Parties Regarding the Corporate Sector and Economic, Social and Cultural Rights, U.N. Doc. E/C.12/2011/1, *available at* <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/E.C.12.2011.1-ENG.doc>; Report of the Working Group on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises, 26th Sess., June 10-27, 2014, U.N. Doc. A/HRC/26/25 (May 5, 2014), *available at* http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session23/A-HRC-23-32_en.pdf [hereinafter 2014 UNWG Report to UNHRC].
- 23 However, there have been some studies addressing specific aspects of Pillar I. *See, e.g.*, OLIVIER DE SCHUTTER ET AL., HUMAN RIGHTS DUE DILIGENCE: THE ROLE OF STATES (Dec. 2012), *available at* <http://accountabilityroundtable.org/about/publications>; *Government Procurement Project: Summary of Forthcoming Report*, ICAR (November 22, 2013), <http://accountabilityroundtable.org/initiatives/procurement/>; N. IR. HUMAN RIGHTS COMM’N, PUBLIC PROCUREMENT AND HUMAN RIGHTS IN NORTHERN IRELAND (2013) (with assistance from DIHR), *available at* <http://www.nihrc.org/documents/NIHRC%20Public%20Procurement%20and%20Human%20Rights.pdf>; DANISH INST. FOR HUMAN RIGHTS, HUMAN RIGHTS AND STATE-INVESTOR CONTRACTS (2014), *available at* http://humanrights.dk/files/media/dokumenter/tools/hga_hrca_full_doc_2014.pdf.
- 24 *See, e.g.*, EU CSR Strategy 2011, *supra* note 3; EU HR Strategy 2012, *supra* note 4; CoE UNGPs Declaration 2014, *supra* note 5; Global Civil Society Letter on NAPs, *supra* note 8; 2014 UNWG Report to UNHRC, *supra* note 22, at ¶¶ 5, 23, 58; UNHRC Res. June 27, *supra* note 2.
- 25 2014 UNWG Report to UNHRC, *supra* note 22.
- 26 Office of the High Commissioner for Human Rights, *Open Consultation on the Strategic Elements of National Action Plans in the Implementation of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights*, U.N. Doc. SPB/SHD/MCS/ff (February 20, 2014), *available at*

<http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/Session7/CNOpenConsultation20Feb2014.pdf>; *State National Action Plans*, UNITED NATIONS HUMAN RIGHTS: OFFICE OF THE HIGH COMM’R FOR HUMAN RIGHTS, <http://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/NationalActionPlans.aspx> (last visited June 17, 2014) (noting that an expert workshop on NAPs took place in May 2014) [hereinafter UNWG NAPs Webpage; U.N. Human Rights Council, *Outcome of the Seventh Session of the Working Group on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises*, U.N. Doc. A/HRC/WG.12/7/1 (March 25 2014), available at <http://www.global-business-initiative.org/wp-content/uploads/2014/03/wg-seventh-session-outcome-feb-2014.pdf> (indicating that a report is due in October, 2014).

²⁷ UNWG NAPs Webpage, *supra* note 26.

²⁸ *Launch of the National Action Plans (NAPs) Project*, INT. CORPORATE ACCOUNTABILITY ROUNDTABLE (August 26, 2014), <http://accountabilityroundtable.org/analysis/launch-of-the-national-action-plans-nap-project/>; *National Action Plans on Business and Human Rights*, DANISH INST. FOR HUMAN RIGHTS, <http://www.humanrights.dk/projects/national-action-plans-business-human-rights> (last visited June 10, 2014).

²⁹ See, e.g., ICAR Statement to U.S. State Dep’t, *supra* note 8; Global Civil Society Letter on NAPs, *supra* note 8; European Group of NHRIs Discussion Paper, *supra* note 8.

³⁰ See Methodology *infra* sect. 1.1.; Summary Reports of Dialogues *infra* Annex 3.

³¹ See Stakeholder Perspectives *infra* Chapter 3.

³² See summary of Key Business and Human Rights Frameworks *infra* Annex 1.

³³ Summary reports of the NAPs Project’s 6 regional dialogues can also be found online on the Project’s webpage, hosted by the Business & Human Rights Resource Centre, at <http://www.business-humanrights.org/Documents/DIHR-ICAR-naps-project>.

³⁴ World Conference on Human Rights, June 14–25, 1993, *Vienna Declaration and Programme of Action*, ¶ 71, U.N. Doc. A/CONF.157/23 (July 12, 1993).

³⁵ *Id.* at ¶ 69.

³⁶ Office of the United Nations High Comm’r for Human Rights, *Professional Training Series No. 10: Handbook on National Human Rights Plans of Action*, U.N. Doc. HR/P/PT/10 (Aug. 29, 2002), available at <http://www.ohchr.org/Documents/Publications/training10en.pdf> [hereinafter OHCHR Handbook on Human Rights NAPs].

³⁷ By region, this includes: Africa (Cape Verde, the Democratic Republic of the Congo, Malawi, Mauritania, Nigeria, and South Africa), the Asia-Pacific region (Australia, Azerbaijan, China, Indonesia, Iraq, Kazakhstan, New Zealand, Nepal, Philippines, Korea, Sri Lanka, and Thailand), Central and South America (Bolivia, Brazil, Ecuador, Guatemala, Peru, and Venezuela), Europe (Finland, Latvia, Lithuania, Moldova, Norway, Spain, and Sweden), and North America (Mexico). *National Human Rights Action Plans for the Protection and Promotion of Human Rights*, OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER FOR HUMAN RIGHTS, <http://www.ohchr.org/EN/Issues/PlansActions/Pages/PlansofActionIndex.aspx> (last visited June 10, 2014).

³⁸ “The Commission invites Member States to develop or update ... their own plans or national lists of priority

actions to promote CSR ... [and] [i]nvites EU Member States to develop ... national plans for the implementation of the UN Guiding Principles.” EU CSR Strategy 2011, *supra* note 3, at 13-14.

- ³⁹ Including Austria, Belgium, Bulgaria, Croatia, Czech Republic, Cyprus, Denmark, Estonia, Finland, Germany, Greece, Hungary, Ireland, Italy, Latvia, Malta, the Netherlands, Spain, Sweden, and the United Kingdom. *European Commission Communication on CSR 2011: Implementation Table* (March, 2014), EUROPEAN COMMISSION, http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sustainable-business/files/csr/documents/csr_agenda.pdf (last visited June 17, 2014); ANDRÉ MARTINUZZI, BARBARA KRUMAY & UMBERTO PISANO, FOCUS CSR: THE NEW COMMUNICATION OF THE EU COMMISSION ON CSR AND NATIONAL CSR STRATEGIES AND ACTION PLANS 38 (2012), *available at* http://www.sd-network.eu/quarterly%20reports/report%20files/pdf/2011-December-The_New_Communication_of_the_EU_Commission_on_CSR_and_National_CSR_strategies.pdf.
- ⁴⁰ THE DANISH GOVERNMENT, ACTION PLAN FOR CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY (Mar. 2014), *available at* http://samfundsansvar.dk/file/318799/action_plan_CSR_september_2008.pdf [hereinafter DENMARK CSR NAP]; PLANNING BUREAU, NATIONAL ACTION PLAN FOR CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY, 2012 (Cyprus) [on file with ICAR] [hereinafter CYPRUS CSR NAP].
- ⁴¹ See, e.g., EUROPEAN COMMISSION & ICF GHK, PEER REVIEW REPORT: PEER REVIEW ON CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY—THE HAGUE (NETHERLANDS), 28 NOVEMBER 2013 (2013), *available at* <http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=11477&langId=en>.
- ⁴² Examples of this are the action plans of Montenegro, Norway, Taiwan, and South Africa. *National Strategy of Sustainable Development Action Plan*, SUSTAINABLE DEVELOPMENT KNOWLEDGE PLATFORM, <http://sustainabledevelopment.un.org/index.php?page=view&type=99&nr=18&menu=1449> (last visited June 12, 2014) (discussing Montenegro’s action plan); NORWEGIAN MINISTRY OF FINANCE, NORWAY’S ACTION PLAN FOR SUSTAINABLE DEVELOPMENT (2008), *available at* <http://www.regjeringen.no/upload/FIN/rapporter/R-0617E.pdf>; DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL AFFAIRS, SOUTH AFRICA & THE ROAD FROM JOHANNESBURG, NATIONAL STRATEGY FOR SUSTAINABLE DEVELOPMENT AND ACTION PLAN (2011), *available at* https://www.environment.gov.za/sites/default/files/docs/sustainabledevelopment_actionplan_strategy.pdf; *Taiwan Sustainable Development Action Plan*, NATIONAL COUNCIL FOR SUSTAINABLE DEVELOPMENT NETWORK, <http://nsdn.epa.gov.tw/en/project/index.htm> (last visited June 12, 2014).
- ⁴³ See, e.g., GOVERNMENT OF CANADA, NATIONAL ACTION PLAN TO COMBAT HUMAN TRAFFICKING (2012), *available at* <http://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/ntnl-ctn-pln-cmbt/ntnl-ctn-pln-cmbt-eng.pdf>; GOVERNMENT OF KENYA, NATIONAL CLIMATE CHANGE ACTION PLAN 2013-2017: EXECUTIVE SUMMARY (2012), *available at* http://cdkn.org/wp-content/uploads/2012/12/Kenya-Climate-Change-Action-Plan_Executive-Summary.pdf; US ENVIRONMENTAL PROTECTION AGENCY, NATIONAL ACTION PLAN FOR ENERGY EFFICIENCY (2006), *available at* http://www.epa.gov/cleanenergy/documents/suca/napee_report.pdf; US DEPARTMENT OF HEALTH AND HUMAN SERVICES, NATIONAL ACTION PLAN TO IMPROVE HEALTH LITERACY (2010), *available at* http://www.health.gov/communication/hlactionplan/pdf/Health_Literacy_Action_Plan.pdf; NATIONAL ACTION PLAN OF CHILD ACCIDENT PREVENTION 2007–2017 OF THE CZECH REPUBLIC, MINISTRY OF HEALTH OF THE CZECH REPUBLIC, *available at* <http://www.childsafetyeurope.org/europe/info/czech/czech-action-plan-2007-2017.pdf>; DEPARTMENT OF STATE DEVELOPMENT, QUEENSLAND GOVERNMENT, NATIONAL ACTION PLAN FOR SALINITY AND WATER QUALITY (2003), *available at* http://www.dpi.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0007/286999/integrating-economic-and-social-issues-in-regional-natural-resource-management-planning.pdf.
- ⁴⁴ See, e.g., *National Action Plans*, UN WOMEN, http://www.unifem.org/gender_issues/women_war_peace/

- national_action_plans.html? (last visited Nov. 23, 2013); Commission Decision 2009/548, Commission Decision of 30 June 2009 Establishing a Template for National Renewable Energy Action Plans under Directive 2009/28/EC of the European Parliament and of the Council, 2009 O.J. (L 182), *available at* <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2009:182:FULL&from=EN>; U.S. GOV'T, THE OPEN GOVERNMENT PARTNERSHIP: NATIONAL ACTION PLAN FOR THE UNITED STATES OF AMERICA (2011), *available at* http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/us_national_action_plan_final_2.pdf.
- 45 G.A. Res. 17/4, ¶ 6, U.N. Doc. A/RES/17/4 (July 6, 2011); UNHRC Res. June 27, *supra* note 2.
- 46 UNWG NAPs Webpage, *supra* note 26; *see also* 2014 UNWG Report to UNHRC, *supra* note 22.
- 47 UNWG NAPs Webpage, *supra* note 26.
- 48 *Id.*; *see also* *Seventh Session—17-21 Feb 2014*, BUSINESS & HUMAN RIGHTS RESOURCE CENTRE, <http://www.business-humanrights.org/UNWorkingGroupPortal/Events/UNWorkingGroupsessions/SeventhSessionFeb2014> (last visited June 12, 2014).
- 49 UNWG NAPs Webpage, *supra* note 26.
- 50 2014 UNWG Report to UNHRC, *supra* note 22, at ¶ 17.
- 51 EU CSR Strategy 2011, *supra* note 3, at 14.
- 52 *Id.*
- 53 EU HR Strategy 2012, *supra* note 4.
- 54 *See ICAR, DIHR National Action Plans Project: State Strategies for Implementation of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights*, BUS. & HUMAN RIGHTS RES. CTR., <http://www.business-humanrights.org/Documents/icar-dihr-naps-project> (last visited June 17, 2014).
- 55 EU CSR Strategy 2011, *supra* note 3.
- 56 *See, e.g.*, Stavros Lambrinidis, European Union Special Representative for Human Rights, Keynote Address at the UN Forum on Business & Human Rights (Dec. 2012), *available at* <http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/ForumSession1/SubmissionsStatements/StavrosLambrinidis.pdf> (last visited June 12, 2014).
- 57 *Corporate Social Responsibility in the Field of Human Rights*, COUNCIL OF EUROPE, http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/hrpolicy/Other_Committees/HR_and_Business/Default_en.asp (last visited June 12, 2014).
- 58 CoE UNGPs Declaration 2014, *supra* note 5.
- 59 For examples of CoE Member State support for such efforts, *see* Drafting Group on Human Rights and Business, Steering Committee for Human Rights (CDDH), Council of Europe, *Corporate Social Responsibility in the Field of Human Rights—Proposals and Suggestions of Issues for Further Consideration*, 2nd Meeting, 12-14 February 2014 (April 1, 2014).
- 60 Organization of American States (OAS), *Resolution: Promotion and Protection of Human Rights in Business*, OAS AG/doc.5452/14 rev. 1 (May 27, 2014) [hereinafter OAS Resolution].
- 61 *See Workshop on CSR and Human Rights in ASEAN: Outcomes of the AICHR Thematic Study*, AICHR, <http://aichr.org/press-release/workshop-on-csr-and-human-rights-in-asean-outcomes-of-the-aichr-thematic-study/> (last visited June 17, 2014) [hereinafter ASEAN Workshop on CSR Thematic Study].
- 62 Video: *Towards Global Implementation of the UN Guiding Principles - Panel Discussion, Forum on Business and Human Rights 2013*, UN WEB TV (Dec. 3, 2013), <http://webtv.un.org/meetings-events/watch/towards-global-implementation-of-the-un-guiding-principles-panel-discussion-forum-on-business-and-human-rights->

2013/2887919959001.

- ⁶³ See, e.g., FOREIGN & COMMONWEALTH OFFICE, GOOD BUSINESS: IMPLEMENTING THE UN GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS (2013), *available at* https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/236901/BHR_Action_Plan_-_final_online_version_1_.pdf [hereinafter U.K. NAP].
- ⁶⁴ See, e.g., GOVERNMENT OF THE NETHERLANDS, NATIONAL ACTION PLAN ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS, <http://business-humanrights.org/media/documents/dutch-national-action-plan-dec-2013.pdf> [hereinafter NETHERLANDS NAP].
- ⁶⁵ See, e.g., GOVERNMENT OF ITALY, THE FOUNDATIONS OF THE ITALIAN ACTION PLAN ON THE UNITED NATIONS “GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS” (2014), *available at* <http://business-humanrights.org/media/documents/foundations-ungps-nap-italy.pdf> [hereinafter ITALY DRAFT NAP]; GOVERNMENT OF SPAIN, DRAFT OF NATIONAL ACTION PLAN ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS (2013), *available at* <http://www.business-humanrights.org/UNGuidingPrinciplesPortal/ToolsHub/Governments/TypeInitiative/natlactionplans>; *see also* ANDREAS GRAF, SWISSPEACE, DEVELOPING NATIONAL ACTION PLANS ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS (2013), *available at* http://www.swisspeace.ch/fileadmin/user_upload/Media/Publications/Essentials/Essential_4_2013.pdf.
- ⁶⁶ See, e.g., U.K. NAP, *supra* note 63; THE DANISH GOVERNMENT, DANISH NATIONAL ACTION PLAN: IMPLEMENTATION OF THE UN GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS 9 (Mar. 2014), *available at* http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/NationalPlans/Denmark_NationalPlanBHR.pdf [hereinafter DENMARK NAP].
- ⁶⁷ See, e.g., DENMARK NAP, *supra* note 66.
- ⁶⁸ See, e.g., NETHERLANDS NAP, *supra* note 64.
- ⁶⁹ See, e.g., U.K. NAP, *supra* note 63.
- ⁷⁰ See, e.g., DENMARK NAP, *supra* note 66.
- ⁷¹ See, e.g., NETHERLANDS NAP, *supra* note 64.
- ⁷² See, e.g., U.K. NAP, *supra* note 63.
- ⁷³ CIVIL SOCIETY ADVISORY GROUP TO THE UN ON WOMEN, PEACE, AND SECURITY, WORKING PAPER ON ADVANCING NATIONAL ACTION PLANS, REGIONAL ACTION PLANS, AND TWINNING ON WOMEN, PEACE AND SECURITY (2009), *available at* http://www.peacewomen.org/assets/file/cso_advisory_group__naps_raps_and_twinning.pdf.
- ⁷⁴ See, e.g., *European Commission Publishes Human Rights Guidance for Three Business Sectors*, EUROPEAN COMMISSION, http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=6711 (last visited June 16, 2014); *see also* IPIECA, OIL AND GAS INDUSTRY GUIDANCE ON VOLUNTARY SUSTAINABILITY REPORTING (2nd ed. 2010), *available at* <http://www.ipieca.org/focus-area/reporting>.
- ⁷⁵ See, e.g., OHCHR Handbook on Human Rights NAPs, *supra* note 36; European Group of NHRIs Discussion Paper, *supra* note 8; UN WORKING GROUP ON THE ISSUE OF HUMAN RIGHTS AND TRANSNATIONAL

CORPORATIONS AND OTHER BUSINESS ENTERPRISES, DRAFT: GENERIC COUNTRY VISIT TEMPLATE (2013) [hereinafter UNWG Draft Country Visit Template].

- ⁷⁶ The Paris Principles, G.A. Res. 48/134, U.N. Doc. A/RES/48/134 (Dec. 20, 1993), *available at* <http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/StatusOfNationalInstitutions.aspx>.
- ⁷⁷ Empowerment has been defined as a process whereby “people’s ability to exercise their influence or claim their rights is improved and through which people are given control over the means necessary to control their own lives.” JAKOB KIRKEMANN BOESEN & TOMAS MARTIN, DANISH INSTITUTE FOR HUMAN RIGHTS, *APPLYING A RIGHTS-BASED APPROACH* 42 (2007), *available at* <http://www.acfid.asn.au/aid-issues/files/applying-a-rights-based-approach-2013-an-inspirational-guide-for-civil-society>.
- ⁷⁸ “By framing development in human rights terms and subsequently in legal entitlements, what were previously seen as ‘needs’ are now translated into rightful ‘claims’” Emilie Filmer-Wilson, *The Human Rights-based Approach to Development: The Right to Water*, 23/2 NETHERLANDS QUARTERLY OF HUMAN RIGHTS 213, 217 (2005), *available at* <http://www.crin.org/docs/right-to-water.pdf>.
- ⁷⁹ The UN, for example, formalized its commitment in 2003, in the *Stamford Common Understanding*. U.N. Second Interagency Workshop on Implementing a Human Rights-based Approach in the Context of UN Reform, May 5-7, 2003, *Attachment 1: The Human Rights-Based Approach to Development Cooperation Towards a Common Understanding Among UN Agencies* (May 2003), *available at* http://www.undg.org/archive_docs/6959-The_Human_Rights_Based_Approach_to_Development_Cooperation_Towards_a_Common_Understanding_among_UN.pdf
- ⁸⁰ See Scottish Human Rights Commission, *Rights in Practice*, SCOTTISHHUMANRIGHTS.COM, <http://www.scottishhumanrights.com/ourresources/promotinghrba> (last visited June 16, 2014).
- ⁸¹ KIRKEMANN BOESEN & MARTIN, *supra* note 77.
- ⁸² *Id.* at 43.
- ⁸³ “International donor agencies and donor countries increasingly see human rights measures as a crucial aspect of their work in analysing areas of government performance that can be improved or areas of governance that are in need of foreign assistance.” TODD LANDMAN & EDZIA CARVALHO, *MEASURING HUMAN RIGHTS* 5 (2010), *available at* http://www.direitoshumanos.ufsc.br/wp-content/uploads/2013/07/Measuring_Human_Rights.pdf. Donors have used indicators as a basis for qualification for aid and to identify areas of need “which are then linked to different aid modalities such as government budget support, sector-wide funding and particular project funding.” *Id.* at 41.
- ⁸⁴ *Id.* at 3.
- ⁸⁵ Sally Engle Merry, *Measuring the World: Indicators, Human Rights, and Global Governance*, 52 CURRENT ANTHROPOLOGY S83, S83-S95 (2011), *available at* [http://www.law.berkeley.edu/files/cslls/Merry_-_Measuring_the_World\(2\).pdf](http://www.law.berkeley.edu/files/cslls/Merry_-_Measuring_the_World(2).pdf).
- ⁸⁶ LANDMAN & CARVALHO, *supra* note 83, at 32.
- ⁸⁷ *Id.* at 6, 7.
- ⁸⁸ *Id.* at 32.

⁸⁹ *Id.* at 41-44.

⁹⁰ *See, e.g.*, FAO Integrated Food Security Support Service, M&E Technical Advisory Notes Series: Overview of Methods for Baseline Assessments, http://www.ideas-int.org/documents/docs/Methods_Baseline_Assessments.pdf.

⁹¹ *See id.*

⁹² *Id.*

⁹³ *Id.* at 4.

⁹⁴ *Id.* at 3.

⁹⁵ *Id.*

⁹⁶ *See, e.g.*, OHCHR Handbook on Human Rights NAPs, *supra* note 36; European Group of NHRIs Discussion Paper, *supra* note 8; UNWG Draft Country Visit Template, *supra* note 75.

⁹⁷ The Recommendations for the NBA Process incorporate the broader principles for NAPs processes, found in Chapter 6 of this report. *See also* European Group of NHRIs Discussion Paper, *supra* note 8.

⁹⁸ *See generally* Claire Methven O'Brien, *Transnational Business and Human Rights: The Case for a Multi-Level Governance Approach* (2007), available at <http://www.humanrightsbusiness.org/files/About%20us/NYU%20WP%20Outline%20O%27Brien.pdf>; Claire Methven O'Brien, *Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework* (2011), available at <http://www.humanrightsbusiness.org/files/About%20us/Methven%20OBrien%20UNWG%20sub280212.pdf>.

⁹⁹ This is also in line with the UNCRPD, the most recent of the UN's core human rights conventions, which provides under Art 33(3) that: "Civil society, in particular persons with disabilities and their representative organizations, shall be involved and participate fully in the monitoring process." *Convention on the Rights of Persons with Disabilities*, UN.ORG (December 13, 2006), <http://www.un.org/disabilities/convention/conventionfull.shtml>.

¹⁰⁰ *Id.*

¹⁰¹ *Id.* at art. 33(2).

¹⁰² For example, the German Institute for Human Rights (DIMR) houses the National Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD) Monitoring Body. *Monitoring Body*, DEUTSCHES INSTITUT FÜR MENSCHENRECHTE, <http://www.institut-fuer-menschenrechte.de/en/monitoring-body/frequently-asked-questions.html#c12635> (last visited June 6, 2014). This body is tasked with reviewing and providing recommendations about political, judicial, and administrative decisions that impact aspects of the CRPD. It also participates in experience and information exchanges with other NHRIs and monitoring bodies that oversee the CRPD in other countries.

¹⁰³ *Basic Facts About the UPR*, OFFICE OF THE HIGH COMM'R FOR HUMAN RIGHTS, , <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/UPR/Pages/BasicFacts.aspx> (last visited May 29, 2014).

- ¹⁰⁴ The OECD has for many years relied on peer review to compare experiences and examine best practices in a number of policy areas. *Examples of Peer Review*, OECD.ORG, <http://www.oecd.org/site/peerreview/examplesofpeerreviews.htm> (last visited June 28, 2014).
- ¹⁰⁵ See *Monitoring the Core International Human Rights Treaties*, OFF. HIGH COMM'R FOR HUM. RTS., <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/Pages/WhatTBDo.aspx> (last visited May 29, 2014). See also Michael O'Flaherty & Claire O'Brien, *Reform of the UN Human Rights Treaty Monitoring Bodies: A Critique of the Concept Paper on the High Commissioner's Proposal for a Unified Standing Treaty Body*, HUM. RTS. L. REV. 2007 7(1), 141.
- ¹⁰⁶ *Id.*
- ¹⁰⁷ OFF. HIGH COMM'R FOR HUM. RTS., FACT SHEET NO. 16: THE COMMITTEE ON ECONOMIC, SOCIAL AND CULTURAL RIGHTS 16 (1991), available at <http://www.ohchr.org/Documents/Publications/FactSheet16rev.1en.pdf>.
- ¹⁰⁸ EU CSR Strategy 2011, *supra* note 3.
- ¹⁰⁹ *Id.*
- ¹¹⁰ See, e.g., *Peer Review Report: Peer Review on Corporate Social Responsibility—Rome (Italy)* (June 5, 2013), available at <http://ec.europa.eu/social/main.jsp?langId=en&catId=22> (search “CSRpreport” in keyword search bar). Peer groups are comprised of representatives of four different Member States and a representative of a relevant Directorate-General (DG), such as DG Enterprise and Industry. At the end of each peer review meeting, a report is created and published on the website of DG Employment, Social Affairs, and Inclusion. The report summarizes the dialogue that the States engaged in and includes a brief description of any NAP progress made in each State, the questions posed by the other States, and the answers or explanations provided. The report includes a discussion on the common themes addressed during the meeting and proposals made for more effective ways of enhancing “the credibility and visibility of CSR.” These peer review meetings are intended to help Member States learn from one another’s initiatives and to identify and discuss common issues. There is no mention of any input from or participation of other stakeholders in the final reports currently available.
- ¹¹¹ This is known as the “Open Method of Coordination.”
- ¹¹² See, e.g., *Communication from the European Comm'n, European Governance—A White Paper*, C 287/1 (2001), available at <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52001DC0428&rid=2>; *Social Protection & Social Inclusion*, EUROPEAN COMMISSION: EMP., SOC. AFF. & INCLUSION, <http://ec.europa.eu/social/main.jsp?langId=en&catId=750> (last visited June 28, 2014); *Reinforcing the Open Method of Coordination for Social Protection and Social Inclusion*, EUROPA: SUMMARIES OF EU LEGISLATION http://europa.eu/legislation_summaries/employment_and_social_policy/social_inclusion_fight_against_poverty/em0011_en.htm (last updated February 17, 2009).
- ¹¹³ *Armed Forces: Conscientious Objection*, COUNCIL EUR., http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/hrpolicy/Others_issues/Armed_Forces/Default_en.asp (last visited June 28, 2014); http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/hrpolicy/Others_issues/LGBT/LGBT_en.asp.
- ¹¹⁴ See ASEAN Workshop on CSR Thematic Study, *supra* note 61.
- ¹¹⁵ OAS Resolution, *supra* note 60.

- 116 *African Peer Review Mechanism (APRM)*, NEPAD.ORG, <http://www.nepad.org/economicandcorporategovernance/african-peer-review-mechanism/about> (last visited June 28, 2014).
- 117 *Open Method of Coordination*, EUROFOUND, <http://www.eurofound.europa.eu/areas/industrialrelations/dictionary/definitions/openmethodofcoordination.htm> (last visited June 28, 2014); Stijn Smismas, Univ. of Trento, *Modes of Governance and the Participatory Myth* (2005), available at http://www.mzes.uni-mannheim.de/projekte/typo3/site/fileadmin/research%20groups/4/workshop%20mannheim%20oct05%20papers/Smismans_New%20Governance%20and%20participatory%20myth%20%28ECPR%29.pdf; Employment, Social Affairs & Inclusion, *Corporate Social Responsibility (CSR) in the EU*, EUROPEAN COMMISSION, <http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=331> (last visited June 9, 2014).
- 118 *State National Action Plans*, OFF. HIGH COMM'R HUM. RTS. <http://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/NationalActionPlans.aspx> (last visited May 30, 2014).
- 119 UNHRC Res. June 27, *supra* note 2.
- 120 *Id.*
- 121 UNGPs, *supra* note 1, at ¶ 4.
- 122 *Id.* at ¶ 6.
- 123 See generally *id.*
- 124 *Id.* at ¶ 5.
- 125 *Id.* at ¶ 6.
- 126 *The Principles*, CHILD. RTS. & BUS. PRINCIPLES, http://childrenandbusiness.org/?page_id=99 (last visited June 11, 2014).
- 127 United Nations, Committee on the Rights of the Child, General Comment No. 16 (2013) on State Obligations Regarding the Impact of the Business Sector on Children's Rights, U.N. Doc. CRC/C/GC/16 (Apr. 17, 2013), available at <http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/CRC.C.GC.16.pdf>.
- 128 *Id.* at para. 5.
- 129 *See Our Goals and Values*, INT'L FINANCE CORP., http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/about+ifc/vision (last visited May 12, 2014).
- 130 PERFORMANCE STANDARDS ON ENVIRONMENTAL AND SOCIAL SUSTAINABILITY, IFC (2012), available at http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/115482804a0255db96fbffd1a5d13d27/PS_English_2012_Full-Document.pdf?MOD=AJPERES [hereinafter IFC PERFORMANCE STANDARDS].
- 131 *See Performance Standards Community of Learning*, IFC, http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/Topics_Ext_Content/IFC_External_Corporate_Site/IFC+Sustainability/Risk+Management/Performance+Standards+Community+of+Learning/ (last visited May 12, 2014).

- 132 EQUATOR PRINCIPLES, <http://www.equator-principles.com/> (last visited May 12, 2014).
- 133 *See Performance Standards Community of Learning*, IFC, *supra* note 131.
- 134 *ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work*, INT'L LABOR ORG., <http://www.ilo.org/declaration/lang--en/index.htm> (last visited June 11, 2014).
- 135 *Conventions and Recommendations*, INT'L LABOR ORG., <http://ilo.org/global/standards/introduction-to-international-labour-standards/conventions-and-recommendations/lang--en/index.htm> (last visited June 10, 2014).
- 136 TRIPARTITE DECLARATION OF PRINCIPLES CONCERNING MULTINATIONAL ENTERPRISES AND SOCIAL POLICY, INT'L LABOR ORG. (4th ed. 2006), *available at* http://www.ilo.org/empent/Publications/WCMS_094386/lang--en/index.htm [hereinafter ILO TRIPARTITE DECLARATION].
- 137 *Id.*
- 138 *Id.* at 1–2.
- 139 *The Montreux Document on Private Military and Security Matters*, SWISS CONFEDERATION: FED. DEP'T OF FOREIGN AFFAIRS, <http://www.eda.admin.ch/psc> (last visited June 11, 2014).
- 140 *Id.*
- 141 SWISS FED. DEP'T OF FOREIGN AFFAIRS & INT'L COMM. OF THE RED CROSS, THE MONTREUX DOCUMENT ON PERTINENT INTERNATIONAL LEGAL OBLIGATIONS AND GOOD PRACTICES FOR STATES RELATED TO OPERATIONS OF PRIVATE MILITARY AND SECURITY COMPANIES DURING ARMED CONFLICT 9 (2008), *available at* http://www.icrc.org/eng/assets/files/other/icrc_002_0996.pdf.
- 142 *Id.* at 5.
- 143 *Id.*
- 144 OECD DUE DILIGENCE GUIDANCE FOR RESPONSIBLE SUPPLY CHAINS OF MINERALS FROM CONFLICT-AFFECTED AND HIGH-RISK AREAS, OECD (2013), *available at* <http://www.oecd.org/daf/inv/mne/GuidanceEdition2.pdf> [hereinafter OECD DUE DILIGENCE GUIDANCE].
- 145 *Id.* at 3.
- 146 *Id.* at 3.
- 147 *Background: Who We Are*, INT'L CONFERENCE ON THE GREAT LAKES REGION, <http://www.icglr.org/index.php/en/background> (last visited May 12, 2014).
- 148 OECD DUE DILIGENCE GUIDANCE, *supra* note 144.
- 149 OECD GUIDELINES FOR MULTINATIONAL ENTERPRISES, OECD (2011), *available at* <http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf> [hereinafter OECD GUIDELINES].

150 *Id.* at 19.

151 *Id.*

152 *Id.*

153 *Id.*

154 United Nations, Econ. & Soc. Council, Comm. on Econ., Soc. & Cultural Rights, Statement on the Obligations of States Parties Regarding the Corporate Sector and Economic, Social and Cultural Rights, U.N. Doc. E/C.12/2011/1, *available at* <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/E.C.12.2011.1-ENG.doc>.

155 United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, G.A. Res. 61/295, U.N. Doc. A/Res/61/295 (Sep. 13, 2007); *Indigenous Peoples' Rights*, UN GLOBAL COMPACT, http://www.unglobalcompact.org/Issues/human_rights/indigenous_peoples_rights.html (last visited June 11, 2014).

156 For more on ILO Convention No. 169, *see* <http://www.ilo.org/indigenous/Conventions/no169/lang-en/index.htm>.

157 UN GLOBAL COMPACT, <http://www.unglobalcompact.org/> (last visited Apr. 30, 2014).

158 UN GLOBAL COMPACT, CORPORATE SUSTAINABILITY IN THE WORLD ECONOMY 2, *available at* http://www.unglobalcompact.org/docs/news_events/8.1/GC_brochure_FINAL.pdf (last visited Apr. 30, 2014).

159 *The Ten Principles*, UN GLOBAL COMPACT, <http://www.unglobalcompact.org/AboutTheGC/TheTenPrinciples/index.html> (last visited Apr. 30, 2014).

160 *See id.*

161 *Overview of the UN Global Compact Participants*, UN GLOBAL COMPACT, <http://www.unglobalcompact.org/ParticipantsAndStakeholders/index.html> (last visited Apr. 30, 2014).

162 UNITED NATIONS GLOBAL COMPACT, THE UN GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS: RELATIONSHIP TO UN GLOBAL COMPACT COMMITMENTS (2011), *available at* http://www.unglobalcompact.org/docs/issues_doc/human_rights/Resources/GPs_GC%20note.pdf.

163 *See Responsible Investment and Investment Performance*, PRI: PRINCIPLES FOR RESPONSIBLE INVESTMENT, <http://www.unpri.org/> (last visited Apr. 30, 2014).

164 *See About the PRI Initiative*, UN PRINCIPLES FOR RESPONSIBLE INVESTMENT, <http://www.unpri.org/about-pri/about-pri/> (last visited Apr. 30, 2014).

165 GLOBAL NETWORK INITIATIVE (GNI), <https://www.globalnetworkinitiative.org/> (last visited May 1, 2014).

166 *Principles on Freedom of Expression and Privacy*, GLOBAL NETWORK INITIATIVE, http://globalnetworkinitiative.org/sites/default/files/GNI_-_Principles_1_.pdf (last visited May 12, 2014).

167 *Implementation Guidelines*, GLOBAL NETWORK INITIATIVE,

- https://www.globalnetworkinitiative.org/sites/default/files/GNI_-_Implementation_Guidelines_1_.pdf
(last visited May 1, 2014).
- 168 *Governance, Accountability & Learning Framework*, GLOBAL NETWORK INITIATIVE,
http://globalnetworkinitiative.org/sites/default/files/GNI_-_Governance_Accountability_Learning.pdf
(last visited May 1, 2014).
- 169 *See* ISO 26000, <http://www.iso.org/iso/home.htm> (last visited Apr. 30, 2014).
- 170 DISCOVERING ISO 26000, ISO 26000 4–10 (2010), *available at*
http://www.iso.org/iso/discovering_iso_26000.pdf.
- 171 *Id.*
- 172 *See About the ICoC*, INT’L CODE CONDUCT FOR PRIVATE SEC. SERV. PROVIDERS, [http://www.icoc-
psp.org/About_ICoC.html](http://www.icoc-
psp.org/About_ICoC.html) (last visited May 30, 2014).
- 173 VOLUNTARY PRINCIPLES ON SECURITY AND HUMAN RIGHTS, <http://www.voluntaryprinciples.org/> (last
visited May 12, 2014).
- 174 *See What Are The Voluntary Principles*, VOLUNTARY PRINCIPLES ON SECURITY & HUM. RTS.,
<http://www.voluntaryprinciples.org/what-are-the-voluntary-principles/> (last visited May 12, 2014).
- 175 *See id.*
- 176 DENMARK CSR NAP, *supra* note 40.
- 177 DENMARK NAP, *supra* note 66.
- 178 *Id.*
- 179 *Id.*
- 180 *Id.*
- 181 *Id.*
- 182 *See, e.g., Dutch Parliament Orders Plan for UN Principles on Business and Human Rights*,
GLOBALGOVERNANCEWATCH.ORG,
[http://www.globalgovernancewatch.org/spotlight_on_sovereignty/dutch-parliament-orders-plan-for-un-
principles-on-business-and-human-rights](http://www.globalgovernancewatch.org/spotlight_on_sovereignty/dutch-parliament-orders-plan-for-un-
principles-on-business-and-human-rights) (last visited June 12, 2013).
- 183 NETHERLANDS NAP, *supra* note 64.
- 184 *Id.*
- 185 *Id.*
- 186 Janneke Faber, Presentation on Dutch National Action Plan on Business and Human Rights (Feb. 2014),
available at
http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/NationalPlans/JannekeFaber_statement.pdf.

187 *Id.*

188 *Id.*

189 NETHERLANDS NAP, *supra* note 64.

190 *Id.*

191 *Id.* at 8.

192 U.K. NAP, *supra* note 63.

193 *Id.*

194 RACHEL BALL, HUMAN RIGHTS LAW CTR., AN AUSTRALIAN NATIONAL ACTION PLAN FOR THE IMPLEMENTATION OF THE UN GUIDING PRINCIPLES ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS: BACKGROUND PAPER 12 (Apr. 24, 2014), *available at* http://hrlc.org.au/wp-content/uploads/2014/04/National_Action_Plan_on_Business_and_Human_Rights_backgroundpaper_2014.pdf.

195 It is important to note, however, that the United Kingdom is not the first country to adopt a NAP that business and human rights in 2013, a number of other countries developed and released NAPs that include a non-exclusive focus on UNGPs implementation, most often as part of a NAP on corporate social responsibility. For example, the Republic of Cyprus released a *National Action Plan for Corporate Social Responsibility* in 2012 that outlines State measures for implementing the UNGPs. *See* CYRPUS CSR NAP, *supra* note 40.

196 U.K. NAP, *supra* note 63, at 19.

197 *Id.* at 7.

198 *Id.* at includes a focus on implementing the UNGPs. Prior to the United Kingdom's adoption of its NAP on 9, 11, 12.

199 *Id.* at 6.

200 *Id.* at 8, 11, 19.

201 *Id.* at 19.

202 Scuola Superiore Sant'Anna, *Business and human rights: The Italian case—a gap analysis of the regulatory framework and safeguard policies*, SANTANNASCHOOL.EU, <http://www.santannaschool.eu/business-and-human-rights-the-italian-case-a-gap-analysis-of-the-regulatory-framework-and-safeguard-policies/> (last visited June 13, 2014).

203 *Id.*

204 *Id.*

205 ITALY DRAFT NAP, *supra* note 65.

206 According to information gathered during consultations with European civil society stakeholders as part of

the NAPs Project. For an analysis of the approach in Italy, as well as in the U.K. and Spain, to the implementation of the UNGPs, *see* Marta Bordignon, The Challenge of Implementing the UN “Protect, Respect and Remedy” Framework by States and the European Union Through the Guiding Principles: The British, Spanish and Italian Cases (June 1, 2014), *available at* <http://business-humanrights.org/en/pdf-the-challenge-of-implementing-the-un-protect-respect-and-remedy-framework-by-states-and-the-european-union-through-the-guiding-principles-the-british-spanish-and-italian-cases>.

²⁰⁷ Business & Human Rights Resource Centre, *Finland: Draft National Action Plan on Business & Human Rights for Consultation*, BUSINESS-HUMANRIGHTS.ORG, <http://business-humanrights.org/Links/Repository/1027258> (last visited June 13, 2014) [hereinafter FINLAND: DRAFT NAP].

²⁰⁸ *Id.*

²⁰⁹ *Id.*

²¹⁰ *Id.*

²¹¹ The Finnish draft NAP is currently only available in Finnish, with a summary available in English. *Id.*

²¹² BALL, *supra* note 194, at 15.

²¹³ *Id.*

²¹⁴ *Id.*

²¹⁵ *Id.*

²¹⁶ *Id.*

²¹⁷ According to information gathered during consultations with European civil society stakeholders as part of the NAPs Project.

²¹⁸ Sustentia Innovación Social, *Cuaderno-Guía of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights*, SUSTENTIA.COM, <http://www.sustentia.com/en/cuaderno-guia-principios-rectores-onu/> (last visited June 13, 2014).

²¹⁹ *Id.*

²²⁰ *Id.*

²²¹ *Id.*

²²² *Id.*

²²³ COMMISSION NATIONALE CONSULTATIVE DES DROITS DE L’HOMME, ENTREPRISES ET DROITS DE L’HOMME: OPINION ON THE ISSUES ASSOCIATED WITH THE APPLICATION BY FRANCE OF THE UNITED NATIONS’ GUIDING PRINCIPLES (2013), *available at* <http://business-humanrights.org/media/documents/cncdh-opinion-france-ungp-oct-2013.pdf>.

²²⁴ *Id.* at 4, 28.

225 *Id.*

226 According to information gathered during consultations with European civil society stakeholders as part of the NAPs Project.

227 Shift, *Building Capacity on the UN Guiding Principles in Ghana*, SHIFTPROJECT.ORG, <http://shiftproject.org/project/building-capacity-un-guiding-principles-ghana> (last visited June 13, 2014).

228 *Id.*

229 *Id.*

230 *Id.*

231 MARK B. TAYLOR, FAFO INST. FOR APPLIED INT'L STUDIES, EXECUTIVE SUMMARY: KARTLEGGINGS - OG AVVIKSANALYSEN: STATENS PLIKT TIL Å BESKYTTE (2013) (English translation by Mark B. Taylor), *available at* <http://www.faf.no/pub/rapp/10178/10178-summary.pdf>.

232 *Id.* at 4.

233 *Id.*

234 According to information gathered during consultations with European civil society stakeholders as part of the NAPs Project. Swisspeace, *Swiss NAP on Business & Human Rights*, CENTRE FOR PEACEBUILDING (KOFF) NEWSLETTER, Mar. 2014, at 3, *available at* http://www.swisspeace.ch/fileadmin/user_upload/Media/Publications/Newsletter/2014/NL_125_EN.pdf.

235 ANDREAS GRAF, SWISSPEACE, DEVELOPING NATIONAL ACTION PLANS ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS (2013).

236 *Id.* at 3.

237 *Id.*

238 *Id.*

239 *Id.*

240 BALL, *supra* note 194.

241 CORNELIA HEYDENREICH ET AL., GERMANWATCH & MISEREOR, EXECUTIVE SUMMARY—GLOBAL BUSINESS AND HUMAN RIGHTS : PUTTING GERMANY TO THE TEST 4 (2014), *available at* <http://germanwatch.org/en/download/8874.pdf>.

242 CORA-NETZWERK FÜR UNTERNEHMENSVERANTWORTUNG ET AL., POSITION PAPER ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS—EXPECTATIONS OF A GERMAN ACTION PLAN (2013), *available at* <http://germanwatch.org/en/download/7793.pdf>.

243 CORNELIA HEYDENREICH ET AL., *supra* note 241.

²⁴⁴ Shane Darcy, *National Plans on Business and Human Rights and the Latest from Ireland*, BUS. & HUM. RTS. IRELAND BLOG (March 13, 2014), <http://businesshumanrightsireland.wordpress.com/2014/03/13/national-plans-on-business-and-human-rights-and-the-latest-from-ireland/>.

²⁴⁵ *Id.*

²⁴⁶ AL-HAQ, LANGUAGE TO BE INCLUDED IN A TEMPLATE FOR STATES' NATIONAL ACTION PLANS (2012) http://www.alhaq.org/images/stories/PDF/2012/Al-Haq_Template_for_States_National_Action_Plans.pdf.

²⁴⁷ SCOTTISH HUMAN RIGHTS COMM'N, SCOTLAND'S NATIONAL ACTION PLAN FOR HUMAN RIGHTS 14 (2013), *available at* <http://www.scottishhumanrights.com/application/resources/documents/SNAP/SNAPpdfWeb.pdf>.

²⁴⁸ U.S. DEPT OF STATE, BUREAU OF DEMOCRACY, HUMAN RIGHTS, & LABOR, U.S. GOVERNMENT APPROACH ON BUSINESS AND HUMAN RIGHTS (2013), *available at* <http://www.humanrights.gov/wp-content/uploads/2013/06/USG-Approach-on-Business-and-Human-Rights-updatedJune2013.pdf> [hereinafter *U.S. Approach*].

²⁴⁹ John Kerry, Remarks on the Release of the Human Rights Report (Apr. 19, 2013), *available at* <http://www.state.gov/secretary/remarks/2013/04/207791.htm>.

²⁵⁰ *U.S. Approach*, *supra* note 248, at 5-6.

²⁵¹ *Id.* at 3-5.

²⁵² The NBA Template draws from and aims to be consistent with existing guidance on assessment of current State implementation of the UNGPs. *See, e.g.*, European Group of NHRIs Discussion Paper, *supra* note 8; UNWG Draft Country Visit Template, *supra* note 75.

²⁵³ Report of the Special Representative of the Secretary-General on the Issue of Human rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises, John Ruggie, United Nations (2011), Principles for Responsible Contracts: Integrating the Management of Human Rights Risks Into State-Investor Contract Negotiations: Guidance for Negotiators, (A/HRC/17/31/Add.3).

The UN's principles for responsible contracts are:

- Project negotiations preparation and planning: The parties should be adequately prepared and have the capacity to address the human rights implications of projects during negotiations.
- Management of potential adverse human rights impacts: Responsibilities for the prevention and mitigation of human rights risks associated with the project and its activities should be clarified and agreed before the contract is finalized.
- Project operating standards: The laws, regulations and standards governing the execution of the project should facilitate the prevention, mitigation and remediation of any negative human rights impacts throughout the life cycle of the project.
- Stabilization clauses: Contractual stabilization clauses, if used, should be carefully drafted so that any protections for investors against future changes in law do not interfere with the State's bona

vide efforts to implement laws, regulations or policies in a non-discriminatory manner in order to meet its human rights obligations.

- “Additional goods or service provision”: Where the contract envisages that investors will provide additional services beyond the scope of the project, this should be carried out in a manner compatible with the State’s human rights obligations and the investor’s human rights responsibilities.
- Physical security for the project: Physical security for the project’s facilities, installations or personnel should be provided in a manner consistent with human rights principles and standards.
- Community engagement: The project should have an effective community engagement plan through its life cycle, starting at the earliest stages.
- Project monitoring and compliance: The State should be able to monitor the project’s compliance with relevant standards to protect human rights while providing necessary assurances for business investors against arbitrary interference in the project.
- Grievance mechanisms for non-contractual harms to third parties: Individuals and communities that are impacted by project activities, but not party to the contract, should have access to an effective non-judicial grievance mechanism
- Transparency/Disclosure of contract terms: The contract’s terms should be disclosed, and the scope and duration of exceptions to such disclosure should be based on compelling justifications.